刑政第42巻第1号

矯正図書館

No.11598

刑政

第四十二卷　一月號　第一號

行刑に關する中間監督機關設置の提唱	卷頭言	2
刑政時論		4
刑務所長附典獄補論（一）	有馬四郎助	6
支那の流刑に就て	佐伯復堂	10
永年勤續により表彰された人々の在任中の思出話		21
回顧三十有餘年	河野純孝	48
似而非科學と犯罪責任能力問題	ウエーバー	52
隨感隨想	赤田生	73
刑政研究資料	泉二新熊	76
國家の己性	二荒芳德	83
武道大會所感	常石生	92
刑務所の勞働（三）		63
瑞西の行刑制度	森山武市郎	95
ウイリアム・バッド翁の手記・秋深み川越を訪ふ・刑政俳壇・見學の頁・會報・彼任辭令・統計・刑務令規		

財團法人　刑務協會　發行

矯正図書館

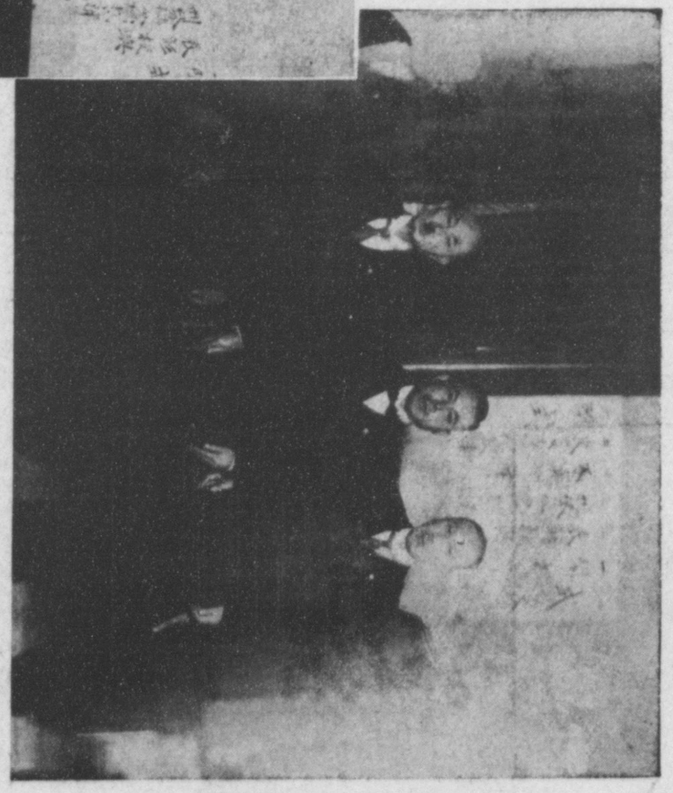
謹賀新年

昭和四年一月元旦

刑務協會

原　嘉道
小原　直
松井和義
辻　敬助
岡部常
芥川信
森山武市郎
正木亮
有馬四郎助
根本仙三郎
大野數技
佐藤乙二
住江敬義
島田榮造
職員一同





司法省臨時法制審議會ニ於ケル刑事訴訟法改正ノ功ニ依リ勳六等瑞寶章ヲ授與セラレタル際ノ記念撮影ニシテ前列左ヨリ小原直松井和義辻敬助岡部常芥川信森山武市郎正木亮有馬四郎助根本仙三郎大野數技佐藤乙二住江敬義島田榮造職員一同

刑政第42巻第1号
矯正図書館

刑政



第四十二巻
第一號







上圖京都記念博卽賣會に盡力された人々
（京都刑務所幹部職員）
下圖　京都市岡崎武德殿に於ける演武大會の狀況
中圖　司法大臣カップ

矯正図書館

行刑に關する中間監督機關設置の提唱

新年の劈頭において、私は行刑に關する中間監督機關として行刑監督局設置の必要なることを提唱したいと思ひます。

◇

わが國の行刑が、こゝ數年の間に異常な進展をしたことは周知の事實といへませう。しかし、一般的に見て、行刑の天地は、まだ〳〵一の處女地たるを失ひません。行刑學において、行刑術において、究めざる、從て究むべき廣漠たる餘地の存することは、これを否定することが出來ません。

いくた尊敬すべき先輩の犧牲的研究によつて、行刑學の領域が、かなり潤つたことは事實です。しかし、これを民法や刑法の研究程度に比較するとき、むしろ恐縮すべき程度ではないでせうか。行刑の實務についても、また、右と肖かよつた境地をさまよつて居るのではないでせうか。

もとより、作業といひ、教誨教育といひ、その他の處遇といひ、一通りの形態は整つて居るやうですが、一歩つき進んで考察するときは、そこにどれだけの進歩の跡が認められませうか。手近い例を採りませう。行刑の指導的原理に從へば、作業經營はなるべく民間經營の如く設備し、かつ經濟上の原理に從つて統制すべきことが要請されてゐます。見渡したところ、現代の進化したる科學的經營法または企業合理化の理論と實際とが、どれだけ、刑務作業の上に攝取されて居るでせうか。この種の例は隨所にこれを指摘することが出來ます。たゞ、わけなく、いまゝでのやり方に追隨し、模倣する、從て、そこには行刑の原始的形態が横行濶歩するの事實を、われ等は否定するの勇氣がありませうか。

現在施されて居る新施設について見るも、なほ遺憾な點があります。例を累進制度に採りませう。これを認むる刑務所あり、然らざる刑務所あり。認むる刑務所においても、その内容は雜然として歸一するところなき狀態です。統一を缺く行刑の存するところ行刑を毒するの結果を招來せぬと誰が云へませうか。

行刑の現況は、かくて、いま一段深めらるべく、時代の進化に應ずべく、かつ、統一せらるべきことを如實に示して居るものといへませう。

◇

さらに、行刑の重要性は日々遞加しつゝあります。文獻これを示し、立法例にこれを表して居ります。加之、行刑の領域はつねに遞增しつゝあるのです。かの釋放者保護事業のごときは、單なる保護團体の所管に屬するものでなく、國家及社會の共同事業として刑務所においてその主役を演ぜねばなりません。かくのごとく、行刑における性質の重要化と範圍の廣汎化とは、これに應すべき、妥當にして適切なる施設を要望して居るのであります。

◇

行刑の深度を高め、施設を新にし、統一を圖り以て新時代の要求に備へんが爲に、行刑組織に變改を加ふるの要あることは自然の結果です。本省の行刑局が各刑務所を直接監督するには、その任務が勞ひ過重となるを免れません。一面に於て巡閲を爲し鎖末なる行刑事務にたづさはりながら、他面において、行刑の基礎的綱領建設に當ることは二兎を逐ふの譏があるのみならず、各刑務官との間における人的接觸の點についても遺憾なことあるを免れません。監督の器械化、形式化はあらゆる場合にこれを避けねばなりません。この缺陷は中間監督官廳すなはち、行刑監督官廳の設置によつて恐らくは避け得らるゝものと信じます。

◇

ブロイセンに於ては先年行刑監督局を設け、その成績また見るべきものがあります。わが國に於てこの制度を採用するにしても、各控訴院管内に一箇所を以て充分とすべきでせう。その長官は勅任を以て遇すべく、これに相當の事務官及屬官を配置し優秀なる實務家を以てこれに充て、以て本省と各刑務所との聯鎖機關としての機能を發揮せしめんか、行刑の成績刮目すべきものあるでせう。また。一面裁判及檢察機關との權衡及連絡上いくた利便あること論なく、隱れたる人材の拔擢にも好都合なること明かであるのみならず、行刑の重要化を洽く認識せしむるに足るものありと信じます。實質はこれに恰當した形式を得なければ完備したものといへません。爰に行刑監督局設置の必要を提唱し、切にその實現を祈る次第であります。

（たけいちらう）

刑政第42巻第1号
矯正図書館



本年に於ける刑務界の豫想

聖上陛下、御即位の大禮を無事に終らせられてから最初の新年、昭和四年をこゝに迎へて、國民お互の胸裡には例年と異つた清新の氣の横溢するを覺ゆる。古くして恒に新しい我國の社會各方面に於て、本年は殊にこの清新の意氣を以て各種の事業が企劃、發展することであらふ。我刑務界に於ても此機運に應じて方さに一新生面を披らくことあるを疑はないが、今試みに一二の豫想を描いて見ることにしやう。

先づ第一に着手せられるであらふ。又着手せらるゝを望むものは少年刑務所の整備である。謂ふまでもなく、歐米各國に於て刑務の新施設新制度は先づ少年刑務所から發生する事實が尠くない。歐米を例證するまでもなく、我邦に於ても現に累進制といひ、不定期刑といひ、或刑務所では自治制までも取入れて實施せられて居る。實に少年刑務所は新制度、新處遇法の苗圃であり、孵化場といふも不當でない。聞くところによれば、本年の司法省豫算には少年刑務所の充實費といふ目が計上されてあると。吾人はこれある哉、洵に時宜を得たる企劃であると叫びたい。議會に於ても苟くも刑政を思ふの一片の誠意あらば必ず之れを協贊するに吝かでなからふ。かくて十分とは云ひ得ざるも少年刑務所の整備に進一歩を劃する機會が來たのである。唯だ如何にこれを整備すべきかは最愼の考慮を要する所である　今日少年刑務所の建物は大低新築にあらざれば大改造を加へ、其構造に於て非難すべき所がない。又其内部の組織に於ても、處遇の方法に於ても他の一般刑務所に比して嚮に遜色がないのみならず、寧ろ進み過ぎたりとの批評を下す者もある位である。故に一般刑務所に比較して整備を要するの謂でなく、少年刑務所自体としての機能を充實し完成するを以て備整の意味とする。

それには少年の教化と保護との精神を全職員に徹底せしむることが第一である。所長とか若くは所謂上級幹部の人々だけが如何に理想と信念とに燃ゆるところがあつても、日夕直接する職員に於て處遇の要諦を會得してゐなかつたならば折角の立派な制度もついに破綻を免れぬ。淨海

入道が鎧の上に法衣を纏つたが、襟の間から鎧の見ゆる滑稽は少年刑務所今日の美制の下に演ぜられて居りはせぬか、愼重なる注意を要する點である。

次に少年に對する社會的訓練、就中社會生活の基礎たるべき職業訓練の能率を進展せしむることが第二である。言ふまでもなく少年期は人格構造の時代である。若し此時代に職業を習熟せしむる機會を失なつたならば、終生社會生活の不適格者を造り、少年には教化刑を執行するといひながら、之と反對の方向に彼等を驅逐する結果となる。昨年小田原少年刑務所に於て海軍の廢艦を譲り受け、海洋少年の養成を企てたが如きは理想的職業訓練の先驅をなしたものである。今後は各地少年刑務所に於て其業種や方法やを異にするも徹底したる職業訓練の企劃が續々實現されるであらふと期待するは決して根據のないことゝは思はぬ。若き昭和に相應しい刑政の力點は少年刑務所の整備であらねばならぬ。

×

今年に於て豫想さるゝ他の事項は、一般刑務官の間に研究講學の風が恐らく旺盛に赴くことであらふ。昨年本協會が御大典の記念として、看守長及守諸君より職務に關する論文を募集し、目下其審査の行程も大略終了し、其結果はいづれ本年初頭に發表せられ、同時に審査員の講評も行はるゝであらふ。再び本協會や其他の機關によりて、同一の事が行はるゝか否かは不明であるが、今回の論文募集は我刑務官に確に講學の必要を奬めたことに相違ない。それでなくとも、近來漸次刑務官の知識慾が向上しつゝある事實は甚だ喜ぶべき現象であつて、最早舊時の如く權力一つを以て收容者に臨むことの不可能を自覺した結果である。現代の行刑に必要なる最先の條件は被刑者の理解を得ることである。相手方の理解を獲得せずしては一切の處遇、一切の命令も畢竟徒勞に歸する、行刑の眞精神を被刑者に會得せしめ、納得せしむるには刑務官に於て他の精神的要素と共に又知識が豐かでなくてはならぬ。嚮に自己の職務に關する知識に止まらないで、一般社會の情勢と、之に對する公正なる批判力とを持つだけのことが望ましい。固より專門的學識の謂ではない。講演多少の讀書等によりて得たる常識の程度である。各刑務所に於て職員及家族の修養研究に資する會合が既に設けられてあるが、時代の要求によりて本年は益々其種の會合の機能が重要視せらるゝであらふ。曾ては『刑務の改善は被刑者の改善なり』と唱へられた。今は『被刑者の改善は刑務官の頭腦の進歩に正比例す』と言ひたいのである。

刑務所長 附 典獄補論 (一)

有馬四郎助

刑務所に於ける所長の職務は、恰も一國の總理大臣の如きものであると謂つた者もある。其の比較が餘りに大き過ぎる樣ではあるが、熟々其職責の在る所を玩味すれば、其の重大さの案外に大きい事を發見するのであつて、社會全體に及ぼす影響の大きさから考へても、其の比較の意味に於て決して不當でないことを首肯せぬ譯に行かぬ。又或人は所長の働きは一旅店の主人にさも似たりと謂つた。之れは又餘り見縊つた比較の樣であるが、併し其の親切心と注意の細心さに於て、如何にも合點せらるゝ節の多いことに同意せざるを得ない。又或人は曰く、刑務所長は一國の王者の如きものであると。其の心は刑務所と云ふ別天地は其の支配下に在りて、總ての生存條件が左右せらるゝからである、別語を以て云へば殆んど生殺與奪の權を有するからと云ふのである。謂ふ迄もなく如何に法則に據るとは云ひ乍ら、其の取扱上の手加減に依つて、收容者の生存條件は如何にも其の運命が定まるの謂に外ならぬのであつて、茲にも道理あることを認めぬ譯に行かぬ。如斯觀察し來ることに依つて、刑務所長の任務の重大さは是れを認むるに於て既に充分と云はねばならぬ。

×　×

法制の上より見て、刑務所長の職責は行刑の全責任に當らしめるのであつて、其の範圍の廣大なること有形無形に於て殆んど類を絶つ程のものであることは、論ずる迄もない。有體に謂へば其の位置の上より不相應に思はれる程、權能と責任は重大なるものがあると云つて差支へはない。誠に痩馬に重荷と云ふことがある、痩馬ならざるも荷が重過ぎては耐え得られぬことは明かであるが、今刑務所長が痩馬であることは認められないにしても、重荷たることに於ては何人も之れを認めぬ譯に行かぬ、既に重荷たる以上は之れに耐え得るために相當の用意と、手當とを自他共に加ゆる所ある可きは理の當然である。

重大なる任務を果たすに、深き注意と用意とを要するは勿論であるに拘らず、動もすれば心茲に存せず、輕々に看過するの傾きは、一般に免れ能はざる通弊の如くである。畢竟是れ職務の性質を深く詮議せざるの結果であつて、寧ろ時代の傾向でありとせば、其の人を咎む可きでないかも知れぬけれども、斯る時代を警醒し之れを導くものは、局に當るもの先づ之れを自ら深く悟る所あり、而して卒先以て其の蒙を啓くことをしなければならぬ。即ち社會の片偶に閑却せられたる日蔭仕事にして、何を以てしても社會の耳目に觸れざるを奇貨とせず、職務本來の權威と神聖に目醒め、以て廣く公に之れが宣明に務むる所あつて然る可きである。自ら卑下して人之れを貴ぶの理なく、況んや己れ其の貴き所以の意義を悟らずして、人焉んぞ悟り得ようか、詰り刑務所長の任務の重さと其の功績の尠からざるを認められざるのも、自ら招いだ結果とも云へよう。

×　×

自ら職務の尊嚴を認め、之れに敬意を拂ふことの大なる丈け、夫れ丈け緊張味の加はる譯である。緊張味の缺ける所に職責の竭される所以がない、世の才子流は先づ其の職務を呑んでかゝり、何の苦もなく之れをやつてのけるの考へを以て其の職務に臨むが通弊である。故に表面は型の如くやつてのけても、緊張味のない所の結果は、風花同樣で其の實を結ばぬ、他は置いて論ぜず、刑務所長の任務は誠心誠意の迸る所に始めて其の結果を見ることが出來るので、言葉は舊いが齋戒沐浴、小心翼々として竭す所に其の價値を認め得るのである。如斯にして一

闘の總理大臣にも當る可き程の重任が果たせるのであるまいか。

刑務所内に於ける全責任を果たす爲めに、如何なる力量を要するか、又見識と聰明とを必要とするか、之れは一國の政事を統べ治める總理大臣と同じ樣のものを要すと云つて差支へないであるまいか。若し玆に缺くる所あらば、其の影響を蒙るもの〻如何に多かる可きかは、考へ來れば寒心に堪へないでないか。此の心あればこそ自ら安んずることをせず、進んで其の道に精しからんことを求め、更に意を用ひて手落ちなからんことを務むるのでないか、玆に其の誠意を認め得るのであつて、之れあるがために始めて其の職責上大過なき事をも期待し得るゝのである、膽大にして思密なるは正に是れ刑務所長の一性格であらねばなるまい。膽大なることに依つて總ての困難を切り開き、而して大局にも通じ得られる、又思密にして微細なる取扱上の事に迄目がとゞき、手ぬかりなく行き渡るのであつて、大は衞生教化作業等の經綸から小は收容者の衣類臥具等に至る迄、注意の缺くる所無く親切丁寧なる處遇も始めて行はれる所以である。

×　×

刑務所に於ける各任務は、悉く刑務所長の指揮監督の下に其の意を受けて爲す可きことになつて居る。之れが他の官廳殊に裁判所等の職制に照らして、特別なる點である。卽ち他に於ては多くは法規上格別單獨に責任を以て爲す可く規定されて居る、故に其の長官と雖責任の岐るゝ所、如何ともす可らざるものもないでないが、單り刑務所に於ては前述の如く全く獨立して責任を有するものはないので、時に連帶責任の如く遇せらるゝ場合ないでもないが、乍併終極の責任は皆所長が、知ると知らざるとを問はず悉く之れを引き受けねばならぬことになつてゐる。此の故に刑務所は、恰も一個の人體の如く、總ての動作が一身同體になつて統一され、何事も一途に出でなければならぬ、之れは行刑其のものが一騎打ちの戰ひでは勝利を期し難く、卽ち失敗を招かざるを得ないために、如何にしても統一的に結束されたる働きを要する爲めである、實に已むを得ざる結果である。玆に於て所長は人體に於ける頭部の如く、中樞神經を一手に握り何事も之れに依つて支配して行かなければならぬ、所謂手の先き足の先きに至る迄悉く神經相通じて、皆中樞の命ずる儘にならなければ、其の體用をなさないものと云はねばならぬ。

×　×

刑務所長としての大役は、實に全體を統率する所にあるので、若し此の力に缺くる所あらば、恰も箍の締らない桶の如く、又帶のない著物の如く見つともない不始末の結果を生ずるのは明白である。何は偖置き、統率の力がなければ中心力を失ひたる國家と同樣、土崩瓦壞を招くの外はない、中心力のある所に行刑の尊嚴が保たれ、威力が存するのである、行刑上に尊嚴と威力を缺いたら恰も一種の商品の如く、刑罰は犯罪との取引と見做さるゝに至るのである、事玆に到れば行刑が道德上の擁護者とならずして、所謂免れて恥なし、と云ふ惡風を助長せしむる事にもなる。斯く考へ來れば刑務所の中心力たる人格者の力に俟つことの如何に大なるかを思はしめざるはあるまい。實に此の點より見るも人格と行刑との關係は、如何なる時代に於ても取り離すことの出來ない間柄であつて、假令科學が進歩して如何に其の勢威を逞しうするも、夫れのみによつて解決する事の出來ない事は、今日に於ても承認せざるを得ない點である。

從來の墮力を受けて、今日の刑務所は猶未だ牢番的低級者を以て當てられてあるかの如き一般の考へを、幾分か脫し能はざる氣振りを見ない事が出來ようか、或は其の氣振りありとするのは一種の僻であつて、社會一般の見る所最早や決して其の樣の事なしと云ふかも知れないが、誠に其の通りであらん事は望ましい所である、乍併公平に直言するならば、一般の見る所或は然らんも尠くも實際の待遇が必ずしも夫れに伴つてゐない事は、未だ言ひ消す事の出來ない多くのものあることを、如何ともすることが出來まい。勿論之れが改善に就いては夫々當局者の盡力もあれば、早晩名實相伴ふに到る可しとは期待せらるゝけれども、只玆に到らしむるに必要なる動機が、根本的に目醒めたる力强きものでなければならぬのであるが、惜むらくは其處にも未だ遺憾なきを得ないこそ、今日の眞相なるを如何ともすることが出來ない。

（未　完）

矯正図書館

支那の流刑に就て

佐伯復堂

支那の流刑は、國家及び時代に由つて、區々一ならざるが、之を概括して言へば、受流者の首都(又は現住地)を基準として、或る距離を隔てたる地域内に於て、不定期又は定期若くは終身、比較的最寛大なる生活をなすを認容して、その地に放遣し、監督保護の下に、獨立自活せしむるを原則とする刑罰である。流とは、遠方に放遣する意味で、失子は、流。遣レ之遠去。如二水之流一也。放。置二之於此一。不レ得二他適一也といひ、又、孔穎達は、流。謂下徒二之遠方一。放使中生活上といつてゐる。これは固より舜典に、流宥二五刑一とあるを註解したものであるが、以て流刑の字義を知るべきである。禮記には、邊徼之地曰レ流との意義で、千里之外曰レ采曰レ流と記されてゐるが、こは周代王畿千里以外をいつたのであつて、首都を隔つること千里以外の意義である。しかし、後世は必しも之に準據しない。唐代の流刑は、二千里、二千五百里、三千里の三種であつたが、この制度は明治にも踏襲された、又我國に移つて、近流、中流、遠流となつて發達した。而してその首都を隔つること千里以外には、三千里までの標準はあるが、それ以上の距離は悉く三千里以外に包含せしめたので、これだけは無制限の範圍に放たれたものといつてよいのである。明代で徒流の重きものを、遷徒といひ、充軍といつたが、これは清代まで引續き行はれた。遷徒は國替へ、國を出でて何處かに行かしむるといふ意義で、充軍は入墨して邊徼を守る軍に投ずる意義である。遷徒及び充軍は、多く國境軍の駐屯地に止められたのである。欽定大清會典事例に依れば、倶發二伊犁一給レ兵とあり、未レ經二幫助一復者。發二極邊足四千里一充レ軍とあり、發二遣吉林黑龍江等處一とあり、倶改發二雲貴兩廣極邊煙瘴一充レ軍とあり、發二遣新疆一とあるが、清代の首都は、今日の北平であるから、之を基準として見たる極邊若くは充軍地として、伊犁、吉林、黑龍江、雲貴及び兩廣等があつたことを知られるのである。即ち限るに里數を以てせずして邊要に量配するの制度であつた。我國中古時代には移鄉てふものあるが、是は殺人罪を犯して死刑に處せられるべき者が赦免されるとき、被害者遺族現存せば、加害者の家を擧げて他鄉に移らしむるのである。この規定は唐律に準據したもので、後世一種の流刑となりしものである。移鄉は刑に非ずとは雖、事實に於て追放刑に等しきものであつた。唯流刑と異なるは、犯罪者の現住所を他地方に移すだけで、居住地域を一定しない。單に被害者の子孫の讐を避くる爲に移住するのであるから、さして遠方に赴くを要せざるものであつた。

□

帝王の流刑としては、首都を中心にして、所謂所拂ひに處せられたもので、それには遠近もなかつたのである。本來から之を言ふと、流刑に帝王と覇者と同時に二樣あるべきでないが、封建時代若くは戰國の群雄割據時代には王政が實際に行はれずして、覇者又は群雄が別に政治を行つてゐた爲に、刑罰法規も一途に出づる能はざることになつたものであることは言を俟たぬ所である。しかし、その中にも我國の中古時代ならば、洛外追放といふやうに、又武家時代ならば鎌倉中の追放、江戸時代ならば、江戸拂ひ等といふやうに、名義的首都若くは實際的首都を中心として行はれて居た。この追放といふことは、諸外國にも盛に行はれたもので、廣義に於ける流刑である。

こゝに移鄉を述ぶるに當り、復讐の原因に言及したが、之に就いて胡安國は、聖經を引用して、父母之讐。不二共戴一レ天。兄弟之讐。不二與同一レ國。九族之讐。不レ同二鄉黨一。朋友之讐。不レ同二市朝一といつてゐる。所謂移鄉はこの意義に由りて、大體その距離を定めたものと推定される。

□

流刑は遠方に放遣するを本旨とするものなるが、その條件を取つて、我國では德川時代には、單に門前拂ひを

爲すが如き薄刑も生ずるに至つた。流刑は之を修身刑とするもの多く、明代の記錄に依れば、流者。謂下流二夫遠方一。終身不レ得レ回レ鄉とあり。辭源にも、流者五刑之一。安二置遠方一終身不レ返也。分二遠江一爲二三等一とある。しかし、流刑は必しも修身刑のみでない。丘濬は東洋近世の大法家であるが、其の說に、舜之流二放一竄極四凶者。即所レ謂流宥二五刑一也。四人者。皆堯時之臣。其人在二堯時一。雖レ有二惡念一。然感二聖德一也深。蒙二聖化一也久。苟舉二厥職一。成二厥事一。堯亦下レ得下逆二探其未然之惡一。而豫加中之刑上也。舜以二匹夫一禪二堯之位一。彼或者因有二輕視之心一。而恣二其爲レ惡之迹一。如二左傳所レ言也。然惡雖レ極。而未レ沐二帝舜之花一。不レ可二以不レ教而殺一也。此其所下以流二之遠方一。實二於絕域一。驅逐而禁二錮之一。拘囚而困二苦之一。使中之念レ咎而伏レ辜。或能改レ過以遷善歟とある。蘆野東山は之に對して、丘氏の說は、即ち程子「堯は舜を擧げて位を禪り、四凶始めて憤怨を懷く」の謂。此れ亦た意を以て之を料るのみ。據る所あるに非ざるなりといつてゐる。固より說であるから意を以て之を料るのであるが、流刑は刑罰を寬縱する精神に立脚するものなれば、之を不定期刑とし、その改悛を待つて釋放する趣旨なりしといふ丘氏の見解は「刑は刑なきに期す」といふ根本義に照して、有力なる意思であらねばならぬ。しかし、明文の憑徵なきに由り、しばらく修身刑とするも、後世に至りては、進んで根本義に就き、之を定期刑若くは不定期刑となすに至つた。修身刑とても、見樣によりては固より定期刑なるが、之を切り離して別に一項を設けたに過ぎない。先づ不定期刑より見て、丘濬の說に依れば、古者流罰無二定刑一といひ、爲に終身刑と混淆する者を生じた。古代(周代)の流刑は、五刑の寘典として適用したる五刑の寬縱であつた。刑に合つてその情稍々恕すべきも、全く赦せば太だ輕く、刑に致せば太だ重く、さりとて例に依つて刑殺するに忍びず。故にその體を完全にして之を遠方に送り、之が自新を期したもので、之と相和して金刑(贖刑)も行はれた。然るに後世は古代の墨、劓、刖、宮、大辟の五刑を更めて、笞、杖、徒、流、死の五刑とし、流刑を一つの主刑となし、他刑の寘典を見なかつた。これ正に流刑を以て常刑となすもので、唐虞の流宥ではない。

□

始めて唐虞に起りし流刑が、後世隋唐時代に主刑として常刑とすると同時に、居作、又は配防の役を加へ、之に年限を附するに至つた。こゝに於て流刑は定期刑と化し、罪の輕重に依つて期の長短を定むることとなつた。

隋が新律を定むるや、千里の流刑は居作二年、千五百里の流刑は居作二年半、二千里の流刑は居作三年とし、當時流役六年の者に對し改めて五年と爲す等、以てその刑を輕くしたが、その後、又改めて配防とした。唐の高祖に至り、律會を更撰し、流罪を三別し、皆千里を加へた。而して居作三歲より二歲半に至る者は、悉く一歲とした。かくて流刑の人、反逆の連坐でない限りは、六歲にして之を縱した。尤も特流者は、三歲にして之を縱した。而して官ありたる者は復び仕ふる復權を與へた。太宗の時に至り、死刑を輕減して斷趾罪としたが、やがてそれも除き、加役流三千里に處して居作せしめた。要するに唐代の流刑は、里數を旣定し、又この外に於て所謂加役流なるものを一般流刑の上に加へたのである。流刑を主刑とする時代は、徒流杖の三刑を兼用してゐたが、晉の天福中には、始めて刺面法を創め、宋もその法を踏襲した。墨刑の復活を試みた譯である。宋朝になつては、死に一等を減ぜられたる刑は、多く登州の沙門島、通州の海島へ配隷し、屯兵、使者之を領護してゐた。我國も近世の流刑は、安置と羈管を除く外は、皆海島に配しが、瘴氣の毒惡、人を侵すこと最も甚しく、往往罹病して死に至るものあり、否らざるも餓死するものがあつた。流刑者に對し正業を與ふることは、獨立自活せしむる上に最も必要なる條件であらねばならぬ、宋の孝宗の淳熙中、羅點が輕き流刑者に對し、一定の處に置いて役に就かしめられたいと建言した所を見ると、當時の流刑も甚だ無責任のものであつたことを想像される。明代になつて、流刑を適用する場合は極めて稀で、多くは徒刑に止めてゐた。

□

翻つて支那數千年間の刑罰を顧みると、大體刑罰は形式的に輕減して實質的に加重した傾向がある。而して官僚富豪の階級は、金力と官階とに由つてその罪を免かるゝを得るに至つたのである。漢の惠帝元年、民に罪あるときは、爵三十級を買つて以て死罪を免かるゝを得しめた。又武帝の天漢四年、死罪をして贖錢五十萬を入れ、死一等を減ぜしめた。又隋の制では、官品第九以上にて、罪を犯す者は贖を聽し、贖に應ずる者は、皆銅を以て

絹に代ゆるを許したが、宋の制も凡て官僚を用ひて減贖するを得しめた。しかし、宋朝の贖法は、惟輕罪を待つのみで、重刑に至つては減贖の法を用ふる所なかつたが、明制は五刑皆贖ふに銅錢を用ひしめた。從つて流刑の三等とも、その贖錢を定め、三十貫より三十六貫に至らしめた。明代も國初には唐制の贖法に因り、皆輕罪に適用するのみであつた。故に富者は財を以て幸に免れず、貧者は贖を以て獨り死することがなかつた。然るに洪武の末、重ねて大明律を修め、太祖親ら之が序を制し、「雜犯、死罪、併に徒流、遷謫、笞杖等の刑は、悉く今定むる贖罪の條例に照して科斷せよ」といふに至つた。而して凡そ在來の納贖に、運灰、運甎、納米、納料、做工等の項あり、在外納贖に折穀、折銀、律鈔、例鈔、錢鈔、兼牧等の項あり、笞枝、徒流、雜犯、死罪を分たず、凡そ納贖の力ある者、罪の輕重を見て差を爲すに至つた。贖刑は尙書舜典の金作二贖刑一に起原すること言ふまでもないが、朱子の調査に依つて見るも、所下以贖中夫犯二鞭朴之刑一而情又輕者上也とありて、即ち鞭朴を贖ふのみで、五刑に對しては固より贖法がなかつた。五刑の疑ふべく議すべきは、流刑で宥することとし、贖刑を適用することはなかつた。鞭朴の刑は即ち官府、學校の刑であることを原則とした。唯呂刑に、『墨辭疑赦。其罪百鍰』とあるも、これは穆王が巡遊が度なく、財は匱しく民は勞し、その末年に至つて以て財政計畫の立てやうなく、この一切權宜の術を爲つて以て民財を斂めたもので、孔夫子が之を錄せるは、蓋し以て戒を示すものと解釋されてゐる。馬端臨の之に對する見解に依れば、姑らくその百鍰を取つて以て罰を示すのみで、貨入を利するに非ず。後世、禁網深密罪を犯す者多きに因つて、その實を閔して疑ふべきものあれば、即ちその甚だ欲する所の金を罰にし、以てその罪を貸す趣旨であらうといふに在るが、かくの如くんば富者は生を得、貧者は死に坐する事となり、聖人の意に反することゝなる。芦野東山は『穆王己に、獄貨は實に非ず、惟墓功を府むるを知つて、以て官伯と族姓を戒む。豈復た罰贖を以て衆斂と征求の計を爲すものならんや。今疑赦の二字を以て之を觀れば、則ちその法は「五刑の宥すべき者」の爲に設くるのみ。乃ち是れ罪の疑はしきは惟れ輕くする意にて後世「自罪に贖を許す」と同じからざるなり。若しそれ貧民にて贖ふ能はざる者には、蓋し權利あり。以てその罰を輕くし、百鍰、千鍰の法に拘らず。亦所謂諸罰を輕重して權あるの義によりしなるべし。後周の贖法すら尙貧者請ひて之を

免すを許す。曾て三代の君にして「金を貧民に求め、而して之を殺すの法」ありと謂はんや。馬氏はその貨入を利するに非ざるの論、見出し得て好し。但してその贖法は弊なき能はざるのみ。聖人は史氏の序を錄し、而してその弊を惜む。抑々又こゝに以あり。察せざるべからざるなり』と論じた。

□

支那の刑罰は贖法によりて隋落したことは、獨り流刑のみでないが、慨はしき現象であつた。流刑と贖刑との關係は大略かくの如くである。流刑は今日の自由刑であるが、流贖と相熟して用ひらるゝこと數十年なるに、更に又流刑の一大要件たる「居住制限」といふ「歐洲制度の名」の下に復活せんとしてゐる。この復活は明治以前我國で廣く行はれ來つた追放と蟄居との變形である。而してこの追放と蟄居は、居住制限の名を以て復活されんとしてゐるのである。居住制限は附加刑ではあるが、時には保安處分としても採用される制度である。一九二七年獨逸の刑法草案には、この居住制限を以て精神病犯罪人、限定責任能力者たる犯罪人、酒精若くは有毒物濫用犯罪人の療養院或は養育院、及び酒精濫用者療養所又は節制所への收容、乞丐、浮浪者、賣笑婦等の勞働所への拘置、社會上危險なる常習犯罪人の保安監督等より外國人に對する國外追放まで含蓄せしめてゐるが、これ皆廣義の流刑若くは流刑の變形出現である、一九二二年伊太利刑法改革案中にも、刑の言渡を受けたる者が一定の地に居住することを規定し、之に關聯する刑罰規定は四ケ條に亙りて記載されてゐる。英國には居住制刑が正しく行はれてゐるが、要するに獨逸と同一の精神である。我國の刑法改正豫備草案第三十九條にも『居住制限は一年以上三年以下の期間居住の地を限定して之を科す此の場合に於ては保護觀察に付することを得、居住制限は情狀に因り一年以下の懲治又は禁錮に代へて之を科することを得此の場合に於ては懲治又は禁錮の期間を定め居住制限を以て之に代ゆる旨の言渡を爲すべし、前項に依り言渡したる居住制限に違反したるときは本刑の執行を命ずることを得。任し居住制限の期間を經過し

たる後は此の限に在らず』とある。これ蓋し近世の追放を蟄居(幽囚、閉居)の合成にあらずして何であらう。流刑はかかくの如く居住制限の名を以て昭和の今日再生せんとしてゐるが、時勢の發達即ち經濟組織と社會政策等の關係から、流刑適用の將來は、今日唱へられつゝある居住制限以上、更に大に適用すべき多くの素質に富んで居る刑罰であることを確信するものである。流刑の通有條件としての居住制限、これを引離して見たる場合、そこには蟄居といひ、又江戸時代に見たる門拂ひといふものもあるが、之を他面より觀れば、加役する者と否と、監護するものと否とに區別することを得るであらう。しかし、流刑者に對し、居作その他の役を科せず。さりとて自活の通も與へず。而して保護監督の方法も盡さずして、或方面を指して漫然流放するといふことは、その政府に行刑の目的を全うするに伴ふ實力なき場合、或は變則として認められ得るであらう。

□

支那の流放には勞役を科し監督を附することなしに、單に放逐するだけの處刑法も行はれたことありしが、かゝる場合は、主として修身刑の處分を受けた人に對するものであることは勿論である。眞德秀が四凶之罪。不三加以二五刑之正刑一。而止從二流宥一。既仁之至。逆二諸四夷一不三與同二中國一。又義之盡といつてゐるが、與に國家を同くしないので、正義の運用が盡きて居るとの觀念から、之を國外に流し、流放以後の生活、義務、保護、監督を顧みなかつたやうにも見ゆる。この事は、舜典に流二共工于幽州一。放二驩兜于崇山一。竄二三苗于三危一。殛二鯀于羽山一。四罪而天下咸服と書して後世に傳へられてゐるが、この古代に在つても果して自活の見込なき土地に送りて、無監督無保護のまゝ放遣せしや否は、確言すること能はざるのである。舜典に、帝曰。皐陶。蠻夷猾レ夏。寇賊姦宄。汝作レ士。五刑有レ服。五服三就。五流有レ宅。五宅三居。惟明克允とある。五宅は、五等の流刑を制定して各々その宅を有することを允すことで、三居は、大罪は四方るびすの地方へ、その次は九州の外へ、その次は千里の外へ居らしむることであつた。古代の記錄は簡に過ぎて明を缺くが、すでに五宅三居の制定あるほどなれば、に濬の此其所下以流二之遠方一。竄二於絶域一。驅逐而禁二錮之一。拘囚而困二苦之一。使中之念レ吝而伏レ辜。或能改レ過以遷レ善歟と推斷せる所以であらう。

支那法制の源泉たる周代の刑法の眞意は、今日の刑法學者の所謂應報主義の如く見ゆるも、その眞意は遷善改過に在つたことは、大体に於て肯定されるのである。「周禮」秋官司寇篇中に、大司寇以二嘉石一平二罷民一。凡萬民有二罪過一。而未レ麗二於法一。而害二於州里一者。桎而坐二諸嘉石一。役二諸司空一。重罪旬有三日坐。其役。其次九日坐。七月役。其次五日坐。五月役。其下罪三日坐、三月役。使二州里任レ之。則宥而舍レ之とある。未だ法に麗かずして州里に害ある者又は罪輕くして刑の適用を受くるに至らざる者で社會の平安を害せる者は、居住を制限して收敎し、之に困苦を與へ更に勞役を科し、改悛を認めたる後、再犯せしめざることを州里の人に保證せしめ、然る後に釋放する處分である。再犯なきやう保護監督の責任を犯罪者の居住する州里の人の判斷に任したあたりは、社會を基準として考ふる點に於て、萬世の規範たる觀念であつた。但し如何なる方法にて州里の判斷を求めたかは、之を想像するに由なきも、その精神の存する所は、一點の疑なく看取される。州里をして任ぜしめとある。任の一字は、保任の略にて、保護を以て責任とすることである。

此の周制は、後世罪囚を役するに、工役庸作などの作業を以てする根原となつたのである。又「周禮」に、司圜。掌レ收二教罷民一。凡害レ人者。弗レ使二冠飾一。而加二明刑一焉。任レ之以レ事而收二教之一。能改者。上罪三年而舍。中罪二年而舍。下罪一年而舍。其不レ能レ改。而出二圜土一者殺。雖レ出三年不レ齒。凡圜土之刑レ人也。不レ虧レ體。其罰レ人也。不レ虧レ財。とあつて、「司圜即ち圜土を司る官」の監督保護に在る罷民即ち五刑を適用するに足らざる不良者は、先づ收容の上、敎育を施され、改悛せる者は、その犯罪の輕重に由つて、期限を以て釋放せらるゝが、三ケ年間は元の如く社會の法益を受け得ざるも、その期間を過ぐれば、完全に復權して平人即ち良民と齒するを得る組織であつた。

□

後世徒刑なる自由刑に年限を附するに至りしは、この制度に本づくのである。叙上の事實で、支那の刑罰觀念

が改悛主義を本領とするものであることが了解されるこゝ思ふ。唯五刑即ち肉刑あるに由つて、應報主義なるやの疑あるも、五刑は重罪と認むる者又は再犯以上に應じた者で、過誤、不可抗力、情の矜むべきもの、法の癈ふべきもの、天子の親族、貴族、勳勞者等には、釋放の道を盡し、流贖の法を與へたのである。尤も故意に再犯するが如きは、所謂改悛の見込なきものとして、罪の輕重に由つて五刑を適用されたのであつたから、改悛主義、目的主義であつたことは、蓋し疑なきことである。大偽謨に、明二于五刑、以弼二五教一。期三于予治一。刑期三于無刑。民協二于中一とあるを見れば、愈々應報主義でないことが立證さるゝこと、考へらる。已に改悛主義である以上は、その立法精神を繼承する支那歷代の刑法觀念が、徒らに囚へ徒らに苦め、飢寒疾病之を不問に附することは能はざるべく、若し之を顧念せずとすれば、蓋し萬止むを得ざる事情あるものと見るを以て妥當とする。こは支那法制の本流であつて、長き時代の間には、この根本觀念を出でゝ、純然たる應報主義の刑罰もあつたが、かくの如きはその逆流であつて、之を以て支那法制の通念と見ること能はざるのである。是故に流刑者に對する保護監督或は自活の道を與ふることによつて、その改悛を得る、赦宥の方法を講じたることは、必しも記錄に徵すべきものなきも、大體推定するに難からざることゝ信ずる。殊に後世に至り、詳細に亙る記錄ある時代には、流罪の赦免は幾多散見されてゐるのみならず、流罪地を逃亡僭匿する者の外は、或る年限に達すれば、大舉赦免せられたのである。流刑は元と五刑の寬縱より生ぜしものなれば、その處遇は比較的寬大で、居住の制限も、その役務にもよるが、相當に廣く與へられ、或は無制限に與へられたと思はるゝ點がある。唯各々看守を附せざる軍役者などにて、逃亡潛匿する者多く、之に對する防止策として、刺配の法が用ひられたが、漢の文帝はその受流者の將來を考へ、入罪者は衣服に隱るゝ部分に施さしめられたとさへある。明代には遠方に流放せらるゝ者に對し、その希望に由りては、妾妾の隨伴をも、亦たその希望を容れた尙遷徙人が死すれば、其の籍に附記されたる家族で、歸鄕を願出づる者あれば、之も容れて允可した。流刑者にその家族同行を允可する制度は、我國の上古にも準用され、流地に護送するまで獄中に拘禁し、その糧食は贓贖を以て充用されたが、配所に到着すれば、人ごとに米鹽を給し、農事に由つて自活せしむる者には、田地及び種子を一ヶ年間支給せられた。當時流人少かりしと見え、身に刑具を着け、一人毎に兩人防援して服役せしめた。滿期、赦に會すれば、配所の籍に編入せられ、その地の農民同樣に見做されたのである。總て我國の流刑は、支那の流刑そのまゝを準用したのであるが、唯國情に由つて、止むを得ざる部分だけ除却し、僅かに事實に即する施行細則を附加したものである。

□

抑々流刑は何時から起つたのであるかは、記錄の徵すべきものもないが、初めて記錄に見えたのは、舜典である。即ち流二共工于幽州一。放二驩兜于崇山一とあるのがそれである。幽州は北裔の地であり、崇山は南裔の山である。この流放の刑を行つた時代は、西曆紀元前二千二百五十五年前で、今より四千數百年前である。世界に於ける最古の法典たるハムムラビ石柱法でさへ西曆紀元前約二千百餘年前であるが、それよりも更に百數十年前である。我國で流刑が歷史に見えたのは、允恭帝の朝、輕大娘皇女を伊豫に流すとあるのが嚆矢であらう、最も神代には流刑に類した記錄もあるが、年代の考ふべからざる神代のことは、しばらく之を除外することにしたい。允恭帝といへば仁德帝の第四皇子にましまし、第十九代の天皇で、支那の中世時代である。支那でも堯舜時代以前、黃帝は豈尤を斬り、首を軍門に懸けて、以て天下を威し、その衆を八荒の外に流すといふ古記錄もあるが、この事は經に見えず、後人引いて以て流放の根元となすも、恐らくは是に非ずと考へる。

□

流刑の種類は、前已に述べたる如く、首都を中心として、その距離に由り、三等に區別して、之を三流と稱してゐるのであるが、この三別は時代に由つて一致しない。交通の進歩と國土の擴大とによりて、隨代以後は最距離一千里はその二倍二千里となり、最長距離も四裔の地とせずして、三千里外と明定し、中間距離は九州外とせずして、二千五百里外とするやうに改正された。我國も之に據つて、遠中近の三流とし、支那の犖に倣つて贖刑を附くるに至つた。この遠中近は、延喜式に依れば京洛を中心として、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐等を遠流とし、信濃、伊豫等を中流とし、越前、安藝等を近流とした。而して當時の一里は、略支那の里程に由り、

大尺百五十尺と定められ今日の四町位であつたが、支那の一里は、當時その位で今日では我國の六町を一里としてゐる。支那の近流は我國の遠流に相當し、その差も亦た甚だしいのであるが、是は兩國地域廣狹の關係もある。尙ほ我國では流刑を加役流、反逆緣坐流、子孫犯過失流、不孝流、會赦猶流の五に分ちて之を五流と稱してゐるが、これはその時代に於ける便宜の分類で、流刑の分類上、研究的價値のあるものとはいへない。流刑が肉刑徒刑金刑以外に獨立して主刑となり、圍圄に拘禁せずして、その自由を拘束するに於て、その居住を制限するといふことは一大要件であるが、この制限が、流刑距離測定の基準となる首都を中心とする遠近を沒却して、德川時代の刑制たる江戸拂ひ、所拂ひ、閉居等に應用せらるゝに至り、非流刑型となり了したが、これらの刑制の母胎は、何といつても流刑思想であることは、疑ふべからざる事實である。明治三年十二月公告されたる我國の新律綱領は、大寶律に倣ひ、笞徒枝流死の五刑を認めたが、その中、流刑は一切北海道に放遣し、罪の輕重に從ひ役務を三別し、一年より二年までとした。而しその役滿つればかの地の戸籍に編入し、便宜生業を營ましめたこと、支那の制度そのまゝであつた。同六年五月改定律例は、笞枝徒流の刑を以て懲役刑とし、同十三年歐洲法に據り刑法を制定し、徒刑、流刑、懲役、禁獄、禁錮、拘留等の自由刑とし、何れも監獄内で執行することになつた。その後に更に刑法の改正があり、自由刑は懲役、禁錮、拘留等となつた譯である。時の進歩は絶えず刑法の改正を促し、今やまた刑法改正の準備中で、新たに流刑の要件たりし居住制限法を興し、歐米の實際を參酌すると共に不定期刑及び保安處分をも採用せんとしてゐる。支那の流刑は、四千數百年の經歷を有するだけありて、一わたりあらゆる法制を試みて來たが、流刑は、その中でも可なり複雜なるもので、軍法の連絡もあり、官業の關係もあり、男女の區別もあり、身分の相異もあり、その巨細に亙ることは、この論旨に非ざれば一切省略するが、支那の流刑は、我國の流刑の模型であつて、我國の刑制に寄與する所も亦た甚大であることを牢記すべきである。余は今後この流刑に據つて、刑制上深く考慮せねばならぬ問題が、尙未だ多量に含蓄することゝ信ずるものである。



永年勤續により表彰された人々の

刑務協會の生ひ立ち記

在任中の思出話

奇案關門破り

坪井直彦

尸位素餐の慨

いつも壯者の氣分で居るが、歲月の經過は自分ながら驚くことがある。先年從四位に敍すとの辭令を拜したとき奏任官で從四位、これでは隨分永く勤めたものだ。齡も相當重ねたなと感じ始めて三十一文字を並べて見た。

はからずも始めて老を覺るかな
年を重ねて陞る位に

其後又數年茲に四十餘年の勤續者として刑務協會より表彰さるゝ光榮に浴し、何んの爲すこともなく只この長年月、尸位素餐慚愧の極みである。

此際勤續中の最も印象深き事柄、奇談、珍談、美談、戀話にても何でも書けとのことであるが奇談珍談より寧ろ失敗談は澤山あるが美談戀話に至ては製造し得る柄でない。

こゝに最も印象深きもの一として刑務協會の生ひ立ちのいきさつ……前途極めて覺束なかつた……を書いて見よう。これが今日斯くまで發展し大勢力を有する協會の幼な時代であつたかとは誰しも思ひ寄らぬことで現會員諸君の中にも御承知ない方もあらう。

大日本監獄協會

大東京、大名古屋と云ふよふに其當時も何んでも大の字を附けたもので名は大したものだ。尤も發會に際しては、伊藤山縣德川等の諸公顯官紳士の後援と清浦子爵の努力に依り大に前途に望を屬して居たものらしかつた。……協會雜誌三十年記念號參照……自分が明治二十六年內務省警保局に轉じた際、警保局長小野田元熙氏から協會雜誌にも盡力して貰ひたいとの希望であつた。其頃は小菅集治監典獄石澤謹吾氏が會計監督で佐野尙氏が編輯主幹であつたが、會員とても千人足らずらしく、極めて微々たるものであつた。然るに其後警保局監獄課長小河滋二郎君の發起で監獄學會雜誌なるものが顯れた、つまり協會雜誌を凌駕して一勢力を獲んとしたからである、此經營者も亦先輩や同僚である爲め自然これにも御手傳をせねばならぬことになつた、而して協會雜誌は表紙が赤色の爲め赤と通稱し學會雜誌の夫れは青色の爲め青と通稱せらるゝに至り同じ事業の兩雜誌勢ひ赤青の競爭は免がれぬ。赤に執筆すれば青に嫉まれ青へ寄稿すれば赤に憎まると云ふ譯合で板挾みとなつて隨分困らせられた。其內自分は山口縣へ轉任した爲め幸に板挾みの苦境は脫したが地方に行て見るとこの影響は會員の引張り合ひとなつて一層面白からぬことになつて居る。夫れで典獄連中には兩者を併合し協會として統一發展を希望するものが多數であつたが、靑の方では小河君を擁して赤撲滅の苦策を弄する二三の人々があつて、併合杯は以ての外と云ふ意氣込で經過した、その中終に或る年の典獄會同の際上野精養軒に催した親睦會の席上に於て、この策動連が第二流の人々を使嗾して其者の名前に於て協會々則改正案……內容は協會奪取案……を發表し贊成を求めたが、多數典獄諸君は策動連の眞意を承知して居たから改正案には贊成だが內容は委員を擯み之に一任すること、其委員は兩雜誌に關係なきものとすることを決議し直に穩健公平なる五人の委員を設け、大日本監獄協會及監獄學會を解散し新に監獄協會を設くること

監獄協會々則は當分の內大日本監獄協會々則を襲用すること

會則に規定する事業は漸次現實せしむること

等の成案を得たが策動連は學會の名稱とする持論を固執したが監獄協會の存在は外國迄認められて居る故絕對不可とし成案通り決し又表紙は因習的確執を一掃

する爲め白色とす、とにて一段落が付いた。

兩會が解散した以上は兩者財產の整理である、これが誠に憐れむべき狀態で靑の方では借金は澤山あるが資產は一文もないと云い、赤の方も未收入金は多少あるが資產としては雜誌刑行の保證金の外は僅か百圓足らず、これは此度の委員會やの他の費用にしても足らぬと云ふのであつた。仍で永年專心一意協會の爲めに盡した佐野氏の功勞に對してすら僅かこの納入保證金丈を後日渡すことゝして退かせ又靑の借金は印刷屋の磯村氏が出金して居る關係上將來雜誌の印刷を受合して返濟することゝなり茲に於て漸く赤靑確執の幕は閉ざされたが前途は危ぶまれて居た。



爾來幾星霜消極的ながらも順調に經過したが現今に至りては極めて積極的に內容の充實事業の擴張發展實に目覺しく昔時を回顧し只管今昔の感に堪へざる次第である。

野人魂に倣はず（關門破り）

これは失敗談である。此頃の方々は刑務所長として赴任さるゝときこんな失敗はあるまいイヤ其頃でも自分丈であつたかも知れん。とにかく內務屬から山口縣典獄として赴任の際のことである。元來山口縣を望んだのが少々無理であつた警保局の有松書記官から

「君は三重縣か滋賀縣へ行つたらと云ふに山口縣なら父母も居るから行くも其他の縣へは行かぬと頑張るが君は前に山口の監獄で等外とか雇とかして居たそうだ其當時世話に成た人は居らんか」

「居ますとも各課長や書記も看守長も澤山居ます」

「夫れで雇であつたものが一躍典獄として行てうまく治まると思ふか夫よりは三重や滋賀は縣としての位置も上だから今一應考へてはどうか」

「イヤ假令元の課長や上役が居ても勤まらぬことは有りませんそれで勤まらん位なら何處へ行ても駄目です」

「左様な決心なら」

といふ譯で山口縣典獄として元こき使はれた課長連を脾睨する慨で乘り込むのだから多少の注意を要するのは勿論である。しかし注意と云ふても草叢らだから蛇が出る山奥だから熊が出ると云ふ様な豫想があれば注意もするが晴天に雷が落ちる白晝三ツ目入道が出ると云ふ様な豫想だもないことは何んの注意も及ばんと濟しこんで居た。

其頃尾の道以西は汽車の開通せぬので同地より乘船三田尻港へ薄暮着くと庶務會計兩課長さんの出迎へ翌朝出發、無論人力車、自分は鳥打帽にフランネルの着流し大行李を前に抱へて、次に妻が二歳になる長男を抱へて其後は課長さん連、山口町を距る一里半許りの處で庶務課長さん俥を早めて追付き。

エ、此先きの橋の袂に役所の吏員が二十名計り御出迎へして居ます夫れから町端れの御存の御堀村の外郎屋には書記官、警部長、警察署長、郡長、裁判所長、檢事正其他裁判所の方が御出迎して居る筈です知事さんは管內巡視で不在ですから書記官が代理で

と、ヤ晴天の霹靂白晝の三ツ目入道始めて豫想外注意の必要を感じた。こんなことなら折角其の爲め新調したフロックでも一着に及んだものと後悔先にたゝづで、去りとて赴任途中から課長連にナゼ昨夜か今朝知らせなかつた間拔奴と叱り付けたくもコ、が注意々々と我慢して居れば先方では言はひでも承知の筈とキヨトンとした顏付きのいま〳〵しさ、去りとて途中で大行季を解て着替へも出來ず止むなく手鞄より昨夜着た羽織と曲りへしやげた中折帽子を出してお茶を濁すことゝし自分の車の大行李は庶務課長さんに托し會計課長さんと妻との車は五六町許り遲れて來る樣にして自分は庶務課長さんを從へ先發。まづ吏員の出迎へには車上より挨拶して過ぎたが課長さんの云ふには「縣廳や裁判所側の御出迎の處では下車して御挨拶を爲さるのが例です茶菓の用意もしてあります」と、夫れ位のことは知て居るとの顏付はして見たものゝ、羽織は着たが袴は大行李に入れてある袴なしでは面白くない、そこで課長さんに、いづれ山口に着けば直ぐ縣廳と裁判所へ挨拶に行く外郎屋では車から降りぬ外郎屋の見へぬ處までは俥は悠々と進めて車夫に餘力を蓄へしめて外郎屋が見へたら大駈け足で、もし出迎人の方から聲を掛けたら聞へぬ風で過ぎ去ることゝの關門破りの

秘策を授くると課長さん甚だ不機嫌な樣子、なれども不性無性服從したらしく車夫もホホ笑みながら悠々寛々と歩を運ぶ、果して行く手に當りフロック姿の四五人が帽を脫して此方を見て居る。コ、ぞと斗り俥の蹴込みをガタ〳〵踏み〳〵車夫を勵まし何か言ふものもあり手を擧るものもあつた樣だが脫帽一過首尾克く三ツ目入道の難關を脫して宿に着いた。直に豫想外の不注意の取返しをせんと課長さんと二人で大急ぎで大行李を解き所謂新調のフロックに身を固め今度は二人曳で先づ縣廳へ出て刺を通ずると官房附の屬官が變な顏で皆さんは貴下の御出迎に行かれましたお道はどちらでしたか、矢張り三田尻から一直線、夫れでは外郎屋に大勢の人が見へたが御出迎でしたが失禮でしたナ、御歸りになつたらよろしく、更に裁判所へこれ亦同樣の應答、こんな風に片付けて先づ關門破りも物議を起さなかつた。

禮に倣はざる野人とは云へ一介の腰辨にこんな出迎騒ぎがあろうとは、地方に來れば、一書生も大したものだと得意やら失意やら、後に知事杯はいつも笑話の種として居た、そうして最初有松書記官が心配されたよふなことは却て此一事ですつかり杞憂に屬した。

改正對等條約の實施の頃

島田榮三

思ひもよらぬ老骨、徒に、歳を重たる故を以て表彰の恩命を拜した、感激これに過ぎない、何か所感をとの事なれども今は何ものもない、只老の繰言一つ

明治十四年、未成年の身を以て、刑務界に入り、約半世紀、茫として夢の如し、今更追憶して、現代的刑務官諸彦に對し所感を述ぶるは、老の繰言に過ぎないが、しかし一つ申して見たい事は、私の就職中、刑務事業は、國際的重要なることを、深く自覺し、刑務の改良の必要なることを痛切に感じた事であつて、今、尙、快感を惹く一事は、改正對等條約、實施の前後であつた。

これまでは、大臣は、勿論所管の知事すら、刑務所を巡閲せしことはなく、偶々、三四年位に、內務省より巡閲官が來たが、其の他の間は、所謂、別天地の感

があつた、ところが、俄然として、警鐘は亂打せられた、惰眠は茲に醒された、水の湧出するが如き勢を以て、形勢は、轉一轉した、徒に、一局部に齷齪して、牢屋的雰圍氣中に喘ぎ居る事を許さなくなつた。

內務大臣(西鄕從道侯)來り、司法大臣(清浦奎吾伯)來る、行刑局長(當時監獄局長大久保利武侯)は、監房



の施設、衣服、臥具、其他の設備につき、自ら指揮をなし、特に、食物の調理、分量、食器の調製方等に、大なる考慮を拂はれた、又、居留地外人は、續々として、刑務所を訪問して、設備の如何を問ふあり、宗教上竝に禮拜の儀式は如何、教誨は如何、飮食物は如何、懲役、禁錮、拘留刑の監房、構造の區分、及處遇の別、異性者に對する通信檢査等は如何、衣服、臥具、寢臺などは如何、設備品を見て、監房のスリーパは、腹部の覆なきは、風を引くの虞はなきかなど、現狀を見て批評し、或は實狀を知らんことを努めた、或は又自ら改良の便器を持參して、其の採用を望むものもあつた、馬車の容積狹隘にして、震動毎に頭を打つとて、苦情を申出づるものもあつて、領事は、自から、縣廳に迫り、刑務所に來り、實見して、始めて構造の適當なること知り、喜び歸つたなどの一揷話もあつた、

刑務所に於ける、一の缺點は、直に、彼等の、苦情の種となり、延ひては、改正對等條約實施上に、一大支障を來すや、必然である、故に、開港地所在の刑務所に在つては、刑務所長以下は渾身の努力を拂つた、

刑務は、文明の尺度とか、一國の文野を知らんと欲せば、刑務所を見よ、とか云ふ、言は、單に、學者識者の空論ではなかつた、現實、吾等の門戶を叩き來つては、一日も刑務所は別天地と嘯きたり、獨り天狗で、社會と沒交涉的に、超然と構へたりして、長夜の夢を貪る事が出來なくなつたことを深く頭に刻み込まれた。

私は當時第三課長として營繕、用度、作業の事務を

擔任して居た、監房の設備に、足らざる所なきか、食料、被服、臥具等に不備の點なきか、作業は如何に科すべきか、若しも、私の不行屆よりして、右施設に、何等かの缺點あるならば、直に、國家の汚隆に關する重大なる責任なることを自覺した、是れは誠に烏滸の沙汰ではあるが、刑務は、他の事業に比し、困難であつて、花々敷からぬ事業であるが、此の抱負を以て、勤務せし事は、愉快であつて、終生忘れ難い、今に追憶して止まない、

當時政府は、外人に適する、種々の、法規を改正した、設備を完備して、何の障りもなく、圓滿に、改正對等條約は實施せられた、

此の時代こそ、明るき行刑に向ふ、刑務界の、一大新紀元を劃したと云ふも過言ではなからう。

私は牢屋的余臭紛々たる時代より模倣的、學究的實驗的、を經過して現代の如き明るき行刑の施行せらるゝを見て、刑務の爲め、將又國家の爲め、大に喜ぶと共に當時の先輩諸氏が、慘憺たる努力の跡を追憶して今昔の感に堪へない、今日の如き明るき行刑を贏ち得た事は又當時の先輩諸氏の苦心が與つて力ありと信ずる。

若夫私の永年勤續せし間經驗せし醜汚なることや、悲慘なる出來事などは、今、語るを好まぬ左に拙作を添、擱筆

拜受表彰偶感

獻身半世耻無功。何幸家門受惠洪。
大典佳辰唯感激。不圖恩賞及微躬。
いたづらにとしをかさねし老の身も
花咲く今日ぞうれしかりける

暴動……扱劍……類燒

甲府 齋木喜太郎

本年は聖上陛下御卽位の御大禮に際しまして刑務協會總裁閣下より勤續の表彰竝に御大典を記念し銀盃一組を御贈與に預り誠に感謝に堪へざる次第であります永く記念として大切に保存するは勿論今後一層職務に奮勵努力しまして御厚恩の萬分の一にも酬ゆる覺悟でありますし扨て小職勤續中に於ける最も印象深き事柄に付き何か申送る樣との御通知に接しましたので淺學菲才を省みず左に記憶の二、三と最近の分御通知

申上度拙文御諒承あらんことを

（一）私は明治二十六年八月廿一日に山梨縣監獄署の押丁を拜命しました、當時の年齡十七歳でありました典獄は井上眞平と云ふ方でした。勤務は見張所、豫備員又は看守に隨ひ菜園地出役の囚人の戒護を致しました。日中太陽に照らされて顏は濕紙の様になり顏の皮が剝がれる様になつた許りでなく、全く幾度となく剝がれました。追々馴れてやれよかつたと思つて居りました處が、殺人事件の被告人死刑の言渡しが確定して、內務大臣の命令により死刑の執行を受けるものがありました。其時分は控訴豫納金を納むることの出來ないものは、地方の監獄署で刑の執行を受けるのでありました。死刑の執行をするものは老押丁の某に決まつて居りましたが、愈々執行の當日になりますと出勤致しませんので私が其代はりを命ぜられました。執行方法は階下に居つて二階に居る看守長の合圖乃ち擧手の禮により鍼の棒を引張ると板が外づれ其上に乘つて居る者が吊り下がり。絞首せらるゝ仕掛になつてありました。すると老押丁某は體の具合餘程よいと云ふので出勤しましたので、其役を勤め私は警戒の任に當つて居りました。拜命間近のことではあるし何んとなく怖ろしく異樣な感じが致しました。其時の死刑囚の氏名や月日は記憶に存しません。

（二）明治廿九年八月四日。山梨縣。看守拜命、同三十九年六月より甲府市橘町の監獄を西山梨郡里垣村大字板垣字梅ケ坪に移轉することになり、工事に着手。當時在監人總計僅かに四百餘名なるを以て建築上必要なる囚人は東京橫濱埼玉等の諸監獄より收集し先以て體力適當なものは悉く舊監獄の解崩及運搬を爲さしむると同時に豫め計畫したる石材土砂の採集其他假監の建設に從事せしめて居りました。爾來尙他の各監獄より收集しましたが此間自ら兇惡不逞の徒も混入し來りましたので甲乙相通謀して吏員に對し抵抗を試み或は同囚に向つて喧嘩を挑む等獄則違反の所爲が少くありませんでした。四十一年四月頃より益々增長の勢で次第に不穩の擧動となりまして、遂に同月二十一日の如き罷役還房後人員の點檢を致しました處。某囚が不在でありましたので各所搜索の結果逃走の形跡がないことを確めましたから、就寢後再び嚴査しました處、果して他房に入り同房囚の幇助を受け淸圍の中に隱匿して居るのを發見しますると不逞の同囚等吏員の失態を謀りました處、其豫期に反しましたのを遺憾として看守

に暴言を吐き之れを勤機として各監房一時に大聲を發し床板を叩き常置品を擲げ付け或は羽目板を破壞する等亂暴の所爲がありましたので、警戒取調中越へて二十三日某囚炊夫と爭論の結果多囚炊場に突入し來り炊夫を毆打せんとしましたので看守部長某之れを支へましたが、却て同部長を毆打せんとしましたから已むを



得ず拔劍某囚を負傷させました。然るに彼等は之れを不法とし多數一時に事務所に闖入し戶障子電球等を破壞し大いに暴狀を逞しゆう致しましたから非常手段を取るのは當然だとは云ふものゝ退て熟考しまするのに、監房工場等悉く假建築物であつて脆弱なるのみならず周圍の竹矢來亦概ね腐朽し一蹴隊伍をして逃走することが出來ます。若し非常手段を取れば勢ひ多數逃走させなければならぬ。其結果としましては當縣人民の危害となり間接には他府縣一體の安寧を害しますし事態容易でありませんから、姑らく穩便に處置するのが良策と信じまして隱忍して說諭歸房させました、けれども雜造物を毀損し暴力を逞ふする徒を寬假し置く譯にも參りませんから、一方取調を開始すると同時に他方に於ては勉めて鎭靜の手段を取りまして遂に同年五月一日囚人の行狀善惡二種に大別監房の一大轉換を行ひました。此斷行をしまするのに再び囚人の騷擾を慮かり豫しめ山梨縣警察部と協議して當日外部の警戒を委囑しまして內部の取締は總て當監吏員許りで遺漏のない樣に決心を固めましたそして數日間一般囚人は役業を停止して監房に嚴鎖して置きました處、始めから不和隨從の者は勿論不良の者も漸時謹愼改悟の狀が顯はれましたので、當時不良囚として別異した者百二十二名の多きに達しましたけれとも次第に減少して八十餘名となりました。此八十餘名の不良囚は最も猛惡頑獰でありますから日々洗面及食事の場合には特別の器械を以て給水給食終日嚴重に拘禁しまして一步も外出させず萬一の場合は非常手段を取ることゝしまして警

戒を怠らずに居りましたが。五月八日遂に暴發喧騒しましたので、拔劍命令があり監房に突入抵抗をなす者は悉く斬殺すると告げました處、彼等は始めに似ず長がないと思ひました。此時位當惑したことはありません。でしたが幸ひ逃走した者は一人もなく結局收容することが出來ましたので一先づ幾分の安心を致しました。當時の典獄は渡邊武直氏でありました。

(三) 明治四十年二月には私の居宅を距る數町の處の妓樓より失火がありました夕刻のことで非常な强風で火の手は焰々として地上を這つて居りましたから余り大した火事でもあるまいと思ひ監獄とは可なりの距離があるのでしたが、先づ監獄へ驅け付けました處風益々强く四方に飛火がありまして監獄の菜園地の農具置場の藁屋根が燃えて居るとのことで非常警戒に從事して居た一部の看守が出動致しまして消し止めました。其時私は本監の消防警戒に奔走致して居りましたすると塀に上つて見張て居つた看守が彼方此方から聲を揃へて君の家が燒けて居る樣だと申され又當時の佐藤典獄さんよりも誰れか一人連れて至急行つて見ろと申されましたので早速馳付けました其時は最早塀が燃えて居つて手が付けられません家族は老人と姙娠中の家内とでありましたので、心配致しましたが幸辛じて無事避難して居りましたので家は丸燒で物質上の損害はありましたが家族が無事であつたのは不幸中の幸でありました。

(四) 大正十二年九月一日には拘置場擔當部長の勤務を致して居りました。誰しも彼の大地震が起るとは夢にも知りませんでしたすると午前十一時五十五分に突然異樣な大音響と共に身體に激動を感じまして直立することさへ困難でありました。其瞬間私は非常の場合なりと直感しましたので早速手近の第一、第二房を開扉しますると同時に東方第十五房に當つて煉瓦造炊場煙筒倒壞の音響慘ましく聞へましたので直ぐに夢中で飛んで行きまして在房者を救ひ出しました途端に監房が崩壞致しまして、次で他の監房を開扉全員を避難せしむることが出來ましたのは全く天祐であると深く感しました次第であります當時印南所長さんでありました。

(五) 昭和三年十一月十日今上陛下の御大典に當り刑務協會總裁閣下より勤續表彰竝に記念品の贈與に與り尙同月十六日は畏れ多くも地方賜饌に參列することを得たるは重々の光榮にして誠に感激措く能はざる次第であります。

斃而已の覺悟

在福島　長谷川喜一

私ば生來淺學菲才にして、全くつまらぬ鈍器であることを告白する者である、回顧すれば鄕里の中學を出てから二度迄方向を變し、偶々或る動機に因り罪囚を感化すると云ふことは、非常に高尙なる職務である何とかして之に携つて見たいと、柄にもなき希望を懷き明治十九年に、廿一歲の若輩の身をも省みず大膽にも、自ら出願して新潟縣の御用係(待遇官吏)に採用せられ、監獄本署附として初て刑務界に入り、廿四歲の時看守長兼書記と爲り、後現職に就き其間何等爲す事もなく、茫乎としていつしか夢の裡に碌々瓦全連續四十有餘年を經過して今日に及べるも、所謂尸位素餐にして眞に慙愧に堪へさる折柄、何の僥倖ぞや今回の御大典に方り圖らすも、多年勤續の故を以て京都臨時司法省出張所に於て、司法關係の御歷々顯官方貴臨の下に、刑務界の老宿坪井大阪、並に畏友井上高松の兩所

長、同島田協會主事等と共に、總裁閣下より過分の表彰を拜領して、優渥なる激勵の御訓諭を賜り、尚ほ來賓を代表して牧野大審院長閣下の賞讃御祝辭を辱ふせし等 誠に身に餘る光榮を荷ふに至りしことは、到底自力の能くし得る所にあらずして、是偏へに歷代幾多上司の寬仁なる御眷顧と、僚友各位竝に部下諸士の友愛なる援助に基因する結果にして、而かも是聖代の餘澤を被りしに外ならさる次第にて、洵に恐懼感激措く能さると同時に右大方の諸賢に對し、滿空の赤誠を捧げて感謝の微衷を表し、一面責任の更に幾層の重大なるを自覺し。事に當り益々奮勵粉骨碎身して奉公の至誠を致し、「幾而已」の覺悟を以て、この高恩に報ゆる所なくては眞に相濟まぬと、最も痛切に感を深からしめた次第である。



次に勤務中に於ける最も印象深き事柄として、御披露する程の價値もないのであるが、强て申上ぐるならは後にも先にも唯一つあるのみて、今猶造次顚沛も之を忽諸に附してならぬと、及ばぬまでも心に懸て居るのである、夫れは明治二十年七月公布せられたる勅令三九號官吏服務規律の金科玉條である、是は申すまでもなく苟も官吏として、公に奉する者の履むべき常經を遺憾なく垂示せられてあるから、須らく座右の銘として夙夜に之を服膺して嚮ふ所を愆らざる樣お互に庶幾ふのか、最も緊要なる事柄と信ずるものである。

勤續中最も印象深き事

宇都宮　石島興

勤務中に於ける最も印象深きことを書けと云ふ編輯部からの御注文でありますが何分勤續年數が永いので

印象深き事柄も可成り澤山あります。其中に就て屢々思出さるゝことが一番印象の深い証據であらうと思ひますので其事柄を書て見ませう。

其事柄と云いのは藤澤正啓氏の偉大なる人格と云ふことでありますが私は永年藤澤典獄の下に仕へて居たのでありますから細かいことを書きますと數限りも御座いませんので其重なるもの二三を書くことに致します同氏は今尚矍鑠たるもので時々刑務協會へも御出席せられますので今日同氏の逸事を書くと云ふことは聊か氣恥かしく思はれるゝのでありますが同氏は今日現職に居らるゝのではありませぬから追從輕薄と謂る點も無からふと思ふ縱令阿諛の辭であると評されても私としては餘り苦痛は感じませぬ況んや勤續中印象深き事柄は之れに優るものは無いのでありまして編輯部の御註文が又其處にあるのでありますから此際は敢て同氏の逸事を書くことに致したのであります。

典獄の位置に据はられる方々には勿論人格の低い方は一人も御座いません然しながら藤澤典獄に就ては殊に其優秀さを感ぜずには居られないのであります。

同典獄が私共に事務視察として出張を命ぜらるゝ時には必ず其監獄の長所を知て居られて其事項の調査を命ぜらるゝこと勿論でありますが私共の殊に敬服することは歸廳後の復命書は取て以て模範とすべき事柄で宜しい欠點に關しては先方の主任に忠告せよと云ふことであります。同典獄は此事は部下の者に命ずるばかりでなく御自身にも實行せられて居りました今も昔も同じ事でありまして巧言令色を悅ぶは世間普通の人情であります其人の前では第三者から觀れば愚弄して居るのでは無いかと思はるゝ程巧言令色を遺憾なく發揮して置きながら蔭に於ては聽くに堪へざる程の惡評をする又良い事を見て來ても何とか難癖を付けて排斥し然かも後日に至つては自家の發明考案の如く吹聽する人が少くはない此間に處して良い事は手本とする惡るいことは轉ばぬ先の杖として自家の誡とすると云ふことは最上の部に屬するもので況んや惡いことを見たならば其の人に向つて忠告すると云ふことは尋常の人には出來ることではありません之れに就て思ひ起すことは只今熊本刑務所の戒護主任をして居られる島崎君であります。同君が巢鴨監獄に藤澤典獄の下に勤務中事務視察として前橋監獄に來られたことがあります其時私は同所の二課長として勤務して居りました其時同君は掃除が不行屆であると云ふので私に忠告して吳

れました私は其時此忠告は藤澤典獄の訓示の實行であると想像すると同時に同君の勇氣に敬服しながら難有御禮を述べて置きましたが同君は間もなく二課の事務所を出で典獄室に參られました後に聞く所に依りますと其時何事か典獄と衝突されたと云ふことでありました其時の典獄は上田定次郎氏でありまして勝ち氣の強い人でありましたから私の察する所に依りますと島崎君は藤澤典獄の訓示に從て掃除不行屆の點を上田典獄に話されたのを同典獄は非難攻擊されたものと誤解された結果小衝突を惹起したものかと思ふて居ります私も亦山形刑務所に勤務中に秋田刑務所に出張を命ぜられたことがありました悲しいことには良いことは餘り



眼に止まりませんで、缺點のみが眼に付きました此時私は藤澤典獄の訓示を思ひ起しました。然し私には島崎君の如く訓示を實行する勇氣が無かつたのでしたが、幸にして典獄から何か眼に付いた缺點があるでありませうから、縱令好意にもせよ人から缺點を指摘せられますと自尊心を傷けられたる如く感じますもので快く受け入れる人は極めて少くないものであります況んや自ら進んで自己の缺點を聞んと欲するに至ては餘程修養の出來た人であつて、職務に熱心の人でなければ出來ぬことであります。佐野典獄は私が缺點を申上る際も終始顏色を和らげて居られました、加之其後屢々御書面をも頂戴致しました此事も私の印象深き事實の一つであります。藤澤典獄は事務視察の爲め來廳する者があれば視察後必ず缺點を尋ねるのが例でありまして師範學校卒業生に對しては感想錄を要求して居られました。

私は藤澤典獄が鍛治橋監獄に著任以來巢鴨監獄に轉任せらゝまで同典獄に仕へたのでありま が此長日月

の間一度も同典獄の怒つたのを見たこともなければ聞いたこともなかつたのですが、唯一度氣色ばみたるを見たことがあります。其れは斯ふ云ふ事實であります。傭人の中に手癖の惡るい者がありまして、看守長其他の者が時々損害を被りました。其れ故に課長や看守長は幾度か其者の解傭方を願つたが典獄はいつも面倒を見て使てやれと言はれますので其儘にして置きましたが、被害が頻々續くので看守長は一同申合を致しまして會議の席に於て口を揃へて解傭方を迫りました。其時の事であります。同典獄は聊か氣色ばまれてあなた方の職務は何でありますか、僅に年端もゆかぬ一人の者を感化することが出來ないのですか。其樣なことで何ふして兇惡不良の囚人を感化することが出來ませう。あなた方が其れ程迄に御迷惑をなさるならば私が使ひますから私の專屬として典獄室に遣はして下さい。と言はれました。此時は課長以下看守長一同大に恐縮致しました其翌日から其者は典獄室に勤務することになりました加之退廳後も典獄官舍で使はれました慈善の看板を提げて虛名を貪り私腹を肥す者の多い世の中でありますから僅に匿名で金品を惠む者がありましても世間では大慈善家の如く吹聽して居ります が、藤澤典獄の行爲は餘り崇高でありますから世間の人は却て信じて呉れぬかと思ひます。

同典獄の部下に對する敎養は極めて丁寧親切なるものでありまして最も適切なるものでありました其說く所は常に具体的のものでありまして高尙幽遠なる理論を說て學者を衒ふ樣なことは少しもありませんでした同典獄は時々看守長を指命して巡視の隨行を命せられました其れは決して典獄の偉大さを收容者に示す爲めではありません實務敎習の爲めであります其隨行を命せられました看守長は其當日の會議席上に於て巡視中に視察したことの報告を命せらるゝのであります。典獄は此報告を聽取りたる上其視察の屆かざる點は必ず補はるゝのでありますが、其微に入り細を穿つことに就ては實に驚くばかりであります。私も看守の恩給証書を所持して居りますので、學識は甚だ淺薄でありますが、實務に就ては餘り人後に落ちざるつもりであります、然しながら尙且つ同典獄には及ばなかつたことを此際告白致て置きます、同典獄の訓示中に斯ふ云ふことがあります「諸君は巡視せらるゝ時は一般的視察の外或る二三の特別なる目的を定めて視察せねばならぬ、徒に漫然と何か法規に違ふたることを爲して居

りはせぬか紀律に反したることが行はれて居りはせぬかと云ふ様な空漠たる頭を以て巡視する時は其巡視は餘り功果のあるものではない。人の注意は案外に散漫のものである、論より証據毎日出入する所の門も其高さは如何其廣さは如何其柱の太さは如何と尋ねられて正確に答へ得る者は必ず稀有のものである其れ故に巡視に先だち下駄箱の整頓便所の清潔と云ふ様に観察の目的を定め注意力を其點に集中することが必要である、如此檢査の目的を定めて巡視するに於ては縦令一般的視察に就ては何等得る所なしとするも定めたる目的に就ては徹底したる視察を遂げ得ること必然である」此訓示は實務に經驗ある人ならば必ずや共鳴する所であります私は今尚此訓示を服膺して居ります。

母の訓……櫻島の爆發

熊本長沼秀家

私は刑務に奉職以來今年で滿三十七年になります其間何等も母(養母)杯國家に忠なる人は年末に賞與を受く云々

為す處なく只徒に月日を過したに過ぎんのに關らずも天皇陛下御一代の御盛儀たる國家至上最高の御即位禮行はるゝ佳日であり又擧國萬民は心を一にして慶賀奉祝の誠を致し誠歓誠喜限りなき此の吉日に於て刑務總裁閣下より御大典を記念とし銀杯壹組を賜ふ表賞の恩賞に浴しました如斯は誠に意外にして眞に恐懼に堪へません惟ふに之れは全く上長の御薫陶と僚友諸賢の御援助の致す處と思ひ深甚感謝に堪へぬ次第であります尚ほ私は自己の責任の重且つ大なるを感じ如何にせば其職責を完ふすべきかを思ひ重々恐懼に堪へぬのであります只此上は御趣旨を永く奉體し御高恩の萬一に酬ひ奉らむことを期し只管最上の努力を盡くして至誠を捧げたいと思つて居ります茲に謹で厚く深く御禮を申述べます拜謝又拜謝刑務協會より御勸めもあり旁々御恥いことながら左に私永年勤續の基礎を一言申述へて責任を免れたいと思ひます。

奉職ノ基礎

私は初め田舍の小學校教員の職を三年程務め後ち刑務に奉職しました。野人元より萬事に熟せず殊に二ケ月間の教習にては監獄の奥義を解せず唯徒に月日を過したに過ぎんのであります。即ち其年の暮れに至りまして格別職務勉勵といふ美名の下に職員中多數の方が夫々年末の賞與を受くるのを見ました、又家に歸りても母(養母)杯國家に忠なる人は年末に賞與を受く云々

と祖先忠孝の事など話の聲が聞え私には切に吾身に三省の念起り奮起せざるを得ん氣になつたのであります。當時僚友中滿八ケ年皆勤者として名ある精勤家あり名を恒吉矢之助(今の兒玉矢之助君)と申します。或日其人に聞くに曰く「監獄に職を奉ずるものは身体の健康を要す故に自分は常に翌日の職責を考へ公暇日の日は勉めて休養す見よ忠孝を盡さんと欲するものは健康に注意し職責を重んず之に反するものは比々皆な非なり」と私は爾來之を金言と心得之を奉職の基礎として心を堅めました其年は三百六十五日皆勤の功あり三圓六十錢(今の七、八十圓位)の年末賞與を受け母を喜ばすべく家に歸り母に之を呈上す。母之を受けて曰く「金は何も欲しくなかつた忠義はして欲しかつた」と多くを語らず私には此一言大に悟る處あつたのであります。要するに私をして斯く永年奉職を續かしめたる基礎は以上恒吉氏の金言と母の一言之れであります。此基礎は愈堅く盡人事俟天命覺悟にて家をも身をも忘れ至誠一貫務めに勤めた積りであります。爾來幸に一日も病氣欠勤せず又只の一日休暇を願はず丸で滿十二三年の間皆勤しました。其後今日に至るも病氣欠勤は極めて少く休暇を願ふ事も一年中數日に過ぎず今に頑健御奉公致して居ります。而して私が此健康を保持して來たのは獨り私の力のみにあらずして家族の力に因るもの最も多い事を思ふのであります。滿三十七年になる今日迄未だ曾て登廳時限に遲刻したことはありません。之れも全く家族の力であり私の力ではないのであります家族が主人の職責を考へて援助する力は大なるものとして私は常に考へて忘れぬのであります。以上

教誨教育ノ効果

大正三年一月に起れる鹿兒島の櫻島岳爆發の當時の椿事は已に丞人の知る所にして今之を語るを好みませんけれども、當日は午前九時に爆發し爾來振動止まず爆音亦轟々と鳴動甚しき爲め職員は一同勤務に從事致したのであります。唯午后五時前後食事の爲め官舍居住者一時退廳しました。私は五時過ぎ當直の看守長森岡昌弘君と時事に付談話中(午后六時)極めて猛烈天柱も挫く程に思はるゝ大地震あり、其時早く室外に出れば玄關前庭の池井(この周圍約三四十尺水深四五尺)は一滴の水も殘さず流失し中に棲める鯉の魚三四十尾全部地上に在り轉々として動くを見たるも之を救ふの暇なかつたのでありますが其池水と鯉とが地上に押出された。それだけ地域が傾斜したる結果でありますが、

如何に地震激烈なりしかを想像をするに足るのであります。而して男區女區の受刑者悲鳴を揚げ猶豫すべからざる狀態にあり。當時の山本典獄は受刑者一同を工場に避難せしむべく命令直下、之を聞く看守は急遽開房し受刑者を工場に集めたのであります。私は先づ第三工場に至りしに高さ一尺位巾五寸位の硝子張り箱「ランプ」一箇あるのみにして工場内暗黒たるの狀なりしかば看守に「ランプ」の增加を命じ、看守は其準備に奔走中であり。私獨り工場の高所に登り立番するに何分多數の受刑者四方に散在し雜談起るを以て戒護上の危險を感じつゝある折柄河野藤吉と呼べる受刑者獨り立ちて大聲を發して曰く今夜の如き天下非常の場合に於て逃走するが如き不心得の者あらば俺が打ち殺してやるぞと怒號しました。於是受刑者一同水を打ちたる如く靜肅に歸し何をか言ふ者なかつたのであります。間もなく他の看守長看守相次て見へ不都合なく再び第四工場の前空地に集合したのであります其總員七百名以上でありました。

前記藤吉は累犯者（四入かと記憶す）にして身の丈け五尺三四寸体重十七八貫匁體軀強壯（建築時代には國家の爲めの標語を連呼して石材運搬等に働きしものなり）にして行狀不良懲罰を受くること往々ありしを覺ゆ。蓋し不良の徒と言へば初めより見捨てる場合が多いのでありますが、如何に不良の徒と雖ども人間には必ず一の佛心あり愈諭せば愈感ずることは明かであります。前記の藤吉が一般に注意を呼ぶ處は確かに日本魂の發露であり、一般が藏吉の注意に感じて靜肅に歸したることも皆な之れ佛心あるからだと感ぜられますが、之を要するに此の日本魂と云ひ又は佛心と云ふ發露は敎誨敎育の効果なりと信じます。　終

傳告……◉……犬

水戸　小笠原長貞

拜命當時監獄本署は市外細谷に在り收容者五百名以上にして舍房は大小不同不紀律、粗造の建造にて三一舍房に凡そ二十名内外を收容し其の中に役付なるもの即ち傳告、誘工等ありて

〔傳告〕（着衣の背部中央に〔傳告〕と打出したる白布を縫着す）

（一）　晝間は各工場に一名宛配置せられ役員監督の下に概ね左の如き事物を扱ひ居れり

（イ）　各工場の出役人夫の配置

（ロ）　作業器具器機雜具類の受渡

（ハ）　炊所に於ける米、麥其他食菜品等の受拂精算

（ニ）　米工に於ける賃搗米、麥の搗上精算受渡

（ホ）　染工に於ける原料の受拂染賃の精算染工は專



ら機業家（當時士族の機業に從事する者多く夫等より糸染方の依頼あり）より多數の糸染の委託を受け其の糸の受授には賭博犯の如き輕刑者に獨歩を許し置き機業家に就き直接爲さしめ居れり。

〔誘　工〕（着衣に〔誘工〕の白布を縫着するは傳告に同じ）

晝間は各工場等に一名乃至二名配置せられ傳告の下に他收容者の作業指導に從事し居れり

（二）　夜間は各舍房に傳告一名の外に誘工一名乃至二名を收容しありて寒中の如き其の舍房の一隅に爐を設け置き每夜役付誘工が半夜交代に火を燃き煖を採りつゝ不寢番を爲し舍房内の靜肅を保つこと若し使用せむとするものは「本番サン厠拜借」と一々斷りて行則し居れり

外圍は總て竹棚にして舍房直後に竹矢來（棚）を設け葭簀張りとし看守者は其の竹矢來と舍房との間を巡警警戒し居れり

◇　◇

明治十五年に細谷の監獄本署が火災に罹り廳舍、舍房及工場等悉く灰燼に歸したる際收容者一同を當時上市支署（未決者收容）の側に建設中の舍房に移すことゝなり男、女各收容者を護送するに當り若し逃走する者を捕へたものに放免する旨を示し護送したるに一人の逃走者をも出さゞりし

◇　◇

逃走者には着衣の袖を脊とす

一度逃走せしものには片袖を淺葱色とし

二度以上逃走せしものは兩袖を淺葱色とす

◇　◇

終身懲役には着衣袖に淺葱色細筋四本を縫着す
懲役十年以下には着衣袖に淺葱色細筋三本を縫着す
懲役五年以下には着衣袖に淺葱色細筋二本を縫着す
懲役一年以下には着衣の袖に淺葱色の細筋を縫着す

◇　◇

或朝早朝出勤の途中傍らに竹山のある街路上に大きな黒き物が轉り居るより近寄りて見たるに古狸が犬に噛み殺され居たるより直に持ち歸り皮を剝き敷物としたること

◇　◇

縣下太田町の舊城堀を埋立てする爲め町の西方御西山の邊新宿村に假出張所を置き受刑者を收容し其所より毎日出役せしめつゝありしが或日十年刑の者が病氣と稱し出役せず構内に殘り居りしが看守の隙を窺ひ構への竹矢來棚を破り裏山の笹藪の裡に逃げ入りしを八と呼びし飼犬が跡を追ひ行き噛み付き居るのを逮捕したること又其の犬が或寒い朝裏山より出て來た大きな狸を噛み殺したので之を看に一杯を傾けしこと（以上）

浮世の嵐にもまれつゝ

福岡　長谷川初太郎

贖古の御盛儀たる御卽位式に丁の意表にも私が永年勤續者として貴協會より表彰せられ且つ記念として光榮なる銀盃一組頂戴致しました事に付貴協會は發行の刑政新年號へ御掲載の由にてすぎし日の最も印象深き事柄をとの御申越では御座いますが是ぞと申して人樣の前に誇かに申上る樣な善行とてもなく只々久しく勤めましたといふ迄にて何一つ御役にもたちませず誠に〳〵濟なく存じて居ります永年勤續の由にて斯くの如き功勞表彰相うけかへつて恥入る次第で御座います。

今更ながら表彰狀と記念品を前に遠き〳〵昔を振り返つてみました明治廿七年丁度私が卅九歳の折福岡監獄木戸典獄樣の時代梅花の一つ二つ笑み初むる頃月給金三圓也を給すといふ一枚の辭令に依つてこの生活が始まりました押寄する世の大嵐に沈みつ轉びつ漸に今では夕餉の膳に一家賑しく孫達には百燭光と囃されて

ニコ〳〵の老爺になりました食後の集いにいつも家内の者に申ます正直にしてよく働けと私は手足の自由な限り働かなければと考へて居ります私は生來痩體にて一見病身らしう御座いますが休む事といつたら晝寢するのも嫌いな性質で何かしらして居なければ居られない性分で御座います前夜迄は病床に唸つてゐても翌日には家内の者の止めるのも聞かず出勤したりして居ましたが幸とひどくもならず癒つてゐました當時に比べますと今は大分元氣がなくなりました無理出勤しようとしては年とつて無謀な事をする物ではないと引止られ時折缺勤する事も御座います。

永の年月大した過失もなく勤め得ましたのも皆々樣のおかげだとしみ〳〵有難く感謝致して居ります切角の御厚志誠に嬉しく存じますが御答すべき何物もなき賜甲斐なさをかえす〳〵も情なく存じます。

御厚志に添ふことの出來ない事を御詫び申上げます何とぞあしからず御寬容下さいます樣御願いたします

右延引ながら御禮かた〴〵御詫びまで。

大親分の入監

新潟　佐藤正次郎



明治二十九年六月高田監獄支署在勤當時拘置監は第一監第二監に區劃し、監房合計九房拘禁定員四十五人の處現在刑事被告人窃盜、賭博、詐欺取財其他三十餘人の拘禁ありたるに、同年七月十二日爆發物取締規則違犯被告事件として土方親分早野金藏、大關源八外十五人入監、右は米山トンネル工事請負者にして平常東京組と關東組との折合悪しく反目し居りたるが僅かの行違ひからダイナマイトを投けたるが元となりて五六百人の工夫が入り亂れて大騒動を惹起したるものにして、入監以來親分乾分の面會に來るもの

多數なりしが、右被告人は規律の習慣更になく無學にして書信の代書を出願するもの夥く特に戒護看守の寸隙に乘し通謀をなさんとする虞れあり戒護上一層の困難を感したり拘禁日數百五十餘日にして責付又は新潟地方裁判所の公判にせられたり。

明治三十年七月十四日鐵道線路防害及鐵道線路破壞被告事件として、新潟縣中頸城郡南川村西福島當時新潟縣會議員及村長の職にある關根干城外四十七人は、同村を通ずる保倉川支流が大降雨の爲め堤防潰壞大洪水となり、鐵道線路を破壞し(現在黒井驛附近)洪水を海岸方面に流出排除せざれば全村全滅の厄に遭遇する狀況となれり。右被告人多數一時に入監せるを以て監房配置に困難を來し爾來家族親族知己面會に來るもの日々十五六人を算し、面會の要旨は概ね家事上生活難に關する要件にして或は證據湮滅を謀るが如き談話をなすものあり、戒護上一層の困難を感したり。拘禁日數六十餘日にして責付及新潟地方裁判所の公判に付せられたり。



高田及本所の會計事務に從事すること二十二年餘常々會計規則及訓令、通牒、其他諸法令に最も良く理解を持ち常務の寸暇あれば法規を熟讀精通し歳入歳出科目金額物品所要の費途を精査し豫算全体の運用上萬遠算なきを期し居れり。

食糧……食器……

德島 笠井幹太

今般賢古の御大典を擧げさせ給ふ御盛儀に當り、私は永年勤續の廉に依り刑務協會總裁閣下より表彰狀竝に結構なる記念品の御贈與を忝ふしたるは洵に光榮とする所でありまして茲に謹んで御禮申し上げます。

私が當刑務所に職を奉ぜしは明治貳十六年であつて、爾來歳を閲すること本年で三十六年になります、此間に於ける事物も漸次世の發達と共に變遷を告げまして、今日より往時を追懐致しますと實に感慨無量の到りであります。

就いては刑務協會より今般の御大典を記念に何か所感を奇稿せられたしとの事でありましたが、元來私は淺學非才の身でありまして、差當り纏まつた腹案もありませぬが、私が奉職當時より今日に於ける收容者の食糧なり又食器等に就きまして些か所感の概要を申したいと思ひます。



抑も其の時代の食糧なるものは、米四分、麥六分の割合であつて、副食としては毎朝味噌菜にて晝は胡麻塩と漬物を隔日に、夕菜は野菜の煮付けと味噌を再度の如く繰返し給したものであつて、到つて單調のものでありました。最も其當時は食養の目的にて養豚二十四五頭程は飼養されてありましたが、是れは專ら祝祭日の御馳走に充てられ、平常には絶對に與えなかつたものであります。故に收容者に取つては此の祝祭日を非常に歡喜して期待したものであります。

其所で食器と申しては俗に所謂面桶と稱へ、木を円形に曲げ作りたる深盞付きのものであつて、中身を菜器に、盞を飲器に、用ひ又別に飯臺と唱えて、厚さ八分で六寸平方位の四隅を稍切り放した板片れに型抜きの飯を載せ食せしめたもので、之れが當時に於ける食菜なり亦食器の有樣であつて、一見牢獄時代を聯想したものであります。

爾來星移り年變りまして、時の典獄甲斐秀成氏の時代に迫んで、食菜なり又營養分に於ても一層の考慮を拂はれ、漸く一旬に一回魚類を給することになりました之れが我が刑務所に於ける魚類を用ひた嚆矢なのであります。

斯くの如く食菜に就いては稍改善を見るに到りました。爾後幾多の歳月を經て食器も愈々改正を加へられ

永年使用の該器物は漸次陶器乃至琺瑯燒きと茲に面目を改められ今日に到つたのであります。

又近年に際しては、保健問題なるものが一般に高唱せらるゝ時代となりまして、其の結果として收容者の食糧品に於いても、變革を來し、最近に至つては糧食も米麥等分の割合に變り、又副食物に於ても、調理の方法は勿論、能ふ限り營養分を攝らしめ、一つに彼等の精神を慰撫すると同時に食慾の增進に努め遺憾なきを期す等如何に彼等の處遇上に於ける今日に變遷せるかを想像するに難からざるのであります。

故に今日の收容者たる者は往時に比して一大福音と申さねばなりません。

又此度千歲一遇の御大典に當つて、其筋より食菜上に就いて有難き御沙汰に浴したものであります。

之れ偏に昭和聖代の御仁慈に基づくものであつて、收容者たる者能く此の御趣旨を奉體し國家有用の一員となり、皇恩の厚きに報ひ奉らなくてはならぬと思ひます。

鏡に向ひて

松山 廣田安次郎



千載一遇の御大典たる御卽位式の當日に際り卅五年以上勤續の故を以て我刑務協會總裁閣下より表彰せられ記念品として銀盃一組を拜受せし事は只に私一人でなく一家一族の榮譽にして永久家寶として子孫に傳へ度ひと存して居ます。

而して今度刑務協會より私に對し何か感想を寄せよとの事でありましたが元來私は淺學にして文筆の才なく筆に依り感想を披瀝することの出來ないのは遺憾でありますけれとも折角の御要求なれば烏滸かましくも拙き筆を執ることに決心いたしました。

私が始めて看守を拜命致しましたのは卅有五年の昔卽ち明治二十六年四月で私の血氣盛な二十二歲の春でありました。其後八代の所長に歷任致しまして其間幾度か官制の改正があり、殊に我松山刑務所は、建物腐朽のため改築せられ新式刑務所として面目を一新することゝなりました。

拜命當時は鬼角應報刑罰の觀念が我々の頭を支配した時代で、遇囚法も隨分如何はしきものがあつた樣に考へますが、時代の進むに伴ひ行刑方針も追々改良を加へられ今日の現狀となりました今から考へますも實に今昔の感に堪へないものがあります。

往事を追懷すれば僅に一瞬の夢に過ぎない樣にも感ぜられますが、併し當時紅顏の私が今や漸く老境に入らんとし時に鏡に對して自失する樣の次第でありまして、永年勤續中す、私は幸に身體頗る頑强でありまして、缺勤僅かに數日に過ぎず明治四十年に十年勤續者としてメタルを授けられ又大正十五年十一月廿五年勤續者として置時計を拜受し今回計らずも銀盃一組を授けられ多年勤續の功勞を表彰せらるゝに至りましたのは偏に上官各位の御指導と同僚諸君の御援助の賜であつて深く〳〵感謝する次第でありまして、尙ほ將來國家のため努力を措まぬ覺悟であります不文を顧みず些か感想を述べました次第であります。

牢番より教化者へ

巢鴨 市村欽次郎

瑞雲宇內をこめ、萬歲の聲、皇土に溢る曠古の御大典、卽位の大禮を擧げさせらるゝこの佳き日、昭和三年十一月十日我巢鴨刑務所に於きましても、ひとしく午後正三時、嚴肅と歡喜にをのゝきながら、全職員會議室に參集の上に、所長殿の先唱にて赤誠こめて、陛下の萬歲を三唱し奉り、昭和の御治世をして、永久に光輝あらん事を期したのであります。

皇土あまねく萬歲の聲轟くうちに、めでたく御卽位の大禮を擧げさせ給ひました。

この佳き日、國家の功勞者に對しましては、それ〳〵受爵陞位叙勳の御沙汰がありましたが聖恩洪大、拮骨にも及びまして、贈位の儀あり、恩赦の大詔渙發されて、特赦、減刑、

等の事あり德行よく世の龜鑑たる孝子、節婦竝に廣く社會功勞者に對して、賜賞の恩命がありました、此意義深き佳節にあたりまして、刑務協會の御主催に依り不肖事、曩に大正十四年大長の佳節に際して、二十五年以上勤續を以て賞狀竝に置時計を拜受したるが、今日只今重ねて亦此得難き、賞狀竝特製三組銀盃を拜受の恩寵に浴し得た事を、歡喜躍如只々感涙に咽ぶのみであります。



此際に當りまして刑務協會より感想をとの事で御座いますが、不肖固より學識なく何等意表出來ぬ事を前以て御詫して置きます。

顧れば明治二十六年看守拜命以來、三十六星霜、石川島監獄署時代より明治二十八年十二月二十七日を以て當時の巢鴨村(現在の西巢鴨町)へ移轉し、警視廳監獄巢鴨支署を經て明治三十年六月巢鴨監獄署と改め、明治三十六年四月監獄官制改正に依りまして司法省の所管となり巢鴨監獄と改め、更に大正十一年巢鴨刑務所と改稱せられて以來今日まで、現在佐藤所長迄十四代の典獄に仕へました。

勿論其當時は監獄以外は一面田畑にて、人家等は十町以內の處には眼に入らず、護國寺の坂よりもその嚴めしい赤練瓦塀を望み得ました、只今となり特に感じました事は、當時看守に對する世評は遺憾ながら、看守といふ職務に對して理解なき一般から、獄なる文字より聯想する往時の牢獄傳記等に現はれたる、牢番としての下司根性を發揮して、專恣橫暴を逞し、特に殘忍性を發揮した場面を想像して?不人情特に殘忍性を帶ぶ代表人物の樣に誤認さるゝ結果、社交上其他に於きましても不利な矢面にあたつた事は事實で、甚だ遺憾に堪へませんでした。

然し時勢の流れには何物も敵しませんです、只今の世の中では浪花節語りが、武士道鼓吹となり、講釋師は社會教育者となり、活辯は所謂社會の木鐸を以て任じ居る世に、我々看守丈けが、往時の牢番より、獄卒

看守と名前丈けの、變更でそこに何等の新味も變哲もなく只惰性で過きて來る譯はありませんでした、そこには當局に於かれましても、行刑に關する施設改善を計られ、行刑事業の社會化を唱へられました結果、社會的に反響を得まして我々も、彼等世の落伍者の實際教化の至難な職務である事を認められる樣になり、一般社會人より理由なき蔑視指彈より、融和へ、嫌惡より相愛へと遷りました事を特に感じました、囚情其他に於きましても大變にかわりましたと共に、當時の巢鴨村の變り方にも今更驚く次第で、今は西巢鴨町と改稱せられまして人口十万餘を有する日本有數の町になりました中に、不肖ばかりが三十有六年の斯く永き年月を、只呆然として徒に、年のみ重ね何等の功績を擧げ得ざるを、密かに冷汗脊を浸すの感を覺ゆる時に當りまして、重ねて表彰の光榮に浴しました事は、誠に望外の至りに感喜に堪へない次第であります。

これ全く上司の御指導と、僚友諸賢の御援助の賜に外ならず、此佳品をば家寶として、永く子孫教養の龜鑑に資すると共に、此上は微力ながら赤誠渾心の努力を以て、刑務に貢獻し、此の御恩に酬い度い覺悟であります。

吾人が凡てのボーイとガールに、善にして眞なるものを知り且つ之を愛するのチャンスを與へ得た時、初めて吾人は人間としての最初の義務をはたしたのである。

アーサー・ホルト
(シカゴ市宗教大學社會學教授)

○ ○ ○ ○

然し、最も多くの場合に於て、今日のバンデイット(賊)は昨日のデュベナイル・デリンケント(少年犯人)であり、一昨日の無邪氣なチャイルド(小供)である、といふ事實に目を閉ざしてはならない。

ドクトル・カーチウェー
(有名なるアメリカの犯罪學者)



カツト福村萬江氏

回顧三十有餘年 (六)

河野純孝

八、大阪監獄より埼玉監獄へ轉勤時の感想

天地一新の瑞相萬里同風なりとは、是れ古今を通じて何人にも一般的に感受する新年の特色である。併て個別的には各別の境遇あり、前後の年始亦必ずしも同一の感想を以て迎へ得らるべきものではない。顧みれば明治廿七年の年始は余に於ては終身忘れられない印象を與へられたことであつた。その前年の暮、大阪監獄に於ける年末年始の休暇を利用し、之れに病氣缺勤の形式に由る數日を加へて歸省した余は、着鄉の翌日、本山より『埼玉縣監獄へ轉勤ノ命アリ』直ぐ歸任せよと大阪の赤松首席教誨師より電達に接した。余は其時父を省ると云ふことよりも實は自坊の報恩講を勤むることが首たる目的であつたからして、その電報に接した時は痛く當惑せざるを得なかつた。本山の命に從へば自坊の要務を果たすことが出來ず、自坊の便宜を圖れば教誨の事業新任地を辭退せねばならず、進退忽ち谷まつた。當時教誨師の職は餘り重きを置かれたものでもなく、亦その地位は決して安固なるものでもなく、隨つて其進退に就て躊躇せざるを得なかつた。併て三年間教誨の實務に當つて見て、漸次この教化に興味を感じ來り而も宗教家の仕事として特に有望の職と認めたる余は、この三角關係の一角たる自坊との關係を一時絶ち切つて、教誨事業に專任することに決心した、爾後余は多年に渉り此の如き三角關係に苦慮して居る教誨師に遭ふ毎に、自己の經驗より想到して深き同情を寄せざるを得なかつた。今日に於ても自坊に責任を有する教誨師は、何れかの一角を切り放たねば、一も取らず二も取らずと云ふ不結果に歸すべきものであるから、凡そ十五年か二十年位は、自坊の常務を托し得べき代務者を求めて、自身には臨時已むを得ざる場合の外は、自坊の爲に牽制せらるゝ所なく、專心教誨の爲に全力を傾倒する覺悟でなくてはならぬ。否らずば教誨事業の爲にも、亦自己一身の爲にも何等得る所なきに了るであらふ。

右の如き苦慮の境遇より身を脫して鄉里を發し、二十餘里の陸路を徒歩して（當時船車の便なき故）隣縣の德島市に出で、大阪行の汽船に乘込みたるは年末日即ち三十一日の夜であつた。三角關係の苦境を脫出して船室に身を横へた余は、長途徒歩の爲、疲勞の身なるに拘らず、思は

尙自坊の寺務に囚はれ、亦寺務に深く責任を感ずる父の苦慮が氣に懸り、閉目開目ウトリ〳〵とし居る內に、船は大阪港口の天保山を後に見て、港內深く着船所に進み入り、茲に明治廿七年の新年を船中に迎へた。古人の句に、送舊迎新一夜中とは年々歳々繰り返へすことなれども、當年船中越年の一夜は特に余の腦裏に印象せられたことであつた。

明治二十七年元旦の曙光未だ明かならざる內に大阪の舊任地に上陸し、一旦舊寓居に少憩の後、赤松教誨師宅を訪問し新年の賀詞を陳ぶるや否や、同師より轉勤に關して本山との交渉顚末を聽取した。師は專擅にて余に代り大阪監獄へ辭表を提出し已に辭職の聽許を得て何時たりとも新任地に赴き得べき手續を了せられて居た。師は獨斷にて此の手續をせられたものであるから、特に余の歸任を急がれた內意を諒知することが出來た。この時代には今日のやうに甲地より乙地に轉勤と云ふことが出來ず、舊任地で辭職の聽許を得て、而して新任地に到着の上新たに任命せらるゝ狀態であつたのである。赤松師は此の轉勤が余の爲に有利なるを認めて、余に代りて大阪監獄へ辭職の手續を專行せられた好意の存する所を感謝したことであつた。

年始に於て既定の休暇日を經過して後、京都に往き本山に出頭したるに、時の教學擔任の執行水原慈音師は、余を白書院の第三室に延見して、埼玉縣監獄署へ轉勤申付、との辭令書を手交せられ、次で余に諭されたことは、埼玉監獄の現任教誨師は本派の僧侶なるも、同人は同監獄より直接任用せられた者であつて、本山よりの派遣は今回子を以て始とするのであるから、特に自重して勵精職

に盡し以て本山の使命を全ふせられ度と注意せられた。水原師は本派第一流の名士であつて、而も亦德望最も高き人であつた、余は同師と初對面の者なるも、師の此の際に於ける一言の敎訓は、余の心底に深く感銘せざるを得なかれた。その日直に大阪に立歸り、その翌日赤松師に別を告げ、三年間實地練習を受けた大阪より巢立ちして、新任地指して出發したるは一月七日の夜であつた。寒風に送られて走り出した汽車は夜半京都驛に停車した。偶飛雪車窓を打ち、寒威亦人を襲ふ、余は車窓より本山の祖堂を拜し、佛祖大悲の勞苦を感謝し　前日本山に於ける水原執行の訓諭を思ひ、この行必ず本山の使命を全ふし、以て佛祖に報酬せんことを心竊かに之を誓ふた。當時汽車にはスチームの設備が無かつたからして、寒夜の旅行には宗祖枕石の古事を懷ふて、報效の志を激勵せられた。この京都驛停車中數分間の感想は、爾後三十年間時々回想して、如何にもして敎化の大任を盡さねばならぬことゝ、常に自ら魯鈍に鞭つて進み來つたことである。

當時の汽車は急行と云ふ特別の列車は無かつたけれども、東海道の沿道も今日に比して停車驛が少なかつたからして、速力は稍鈍ぶかつたやうであるけれども、前夜大阪驛を出た汽車は翌日午後一二時頃埼玉縣浦和町なる監獄所在地に到着した。暫時逆旅に少憩の上監獄署に出頭し現任敎誨師下間鳳城氏に面接した。當時同氏は一人にて勤務し徽治人幼年囚の敎育は、看守若くは雇員を以て補助せしめつゝありし狀態であつたからして、典獄に敎誨師の增員を求め、縣知事の聽許を得て本山へ敎誨師一名派遣せられ度と請求せられて居たことであるから、余の來着を大に喜び、直に典獄高山幸男氏に紹介せられ、翌九日『監獄囚人敎誨ヲ囑托ス』報酬月額五圓、埼玉縣』と記したる辭令書を受領し、茲に初めて新任地の敎誨師たる身となつた。

九、埼玉縣監獄署當時の概況

埼玉縣浦和町は幕府時代の間の宿であつて戶數少く極めて淋しき所なりしも、縣廳あり裁判所あり師範學校あり官務に屬する總ての機關は備はつて居た。監獄も亦一千人以上を收容せる大監獄であつて、男囚八九百人、女囚三四十人、幼年囚徽治人合せて亦三四十人、被告人男女合せて七八十人、合計約一千人に上りて居た。徒刑囚流刑囚を除くの外、凡ての拘禁者は各種類悉く收容されて居たから、關東に於ける大監獄の一

であつた、同縣の熊谷秩父方面には昔の長脇差の遺物があつたからして、隨分强暴の徒が多くあつた、併し大體に於ては淳朴の氣風であつたからして、大阪の在監人に比すれば與み し易き者で、敎誨師に信賴する者も亦多いやうに見えた。是れは下間鳳城氏の熱誠なる努力より導き來つたことであるかと思はれた。

土地は淋しき所であつたけれども東京を距る僅に五里の所であるから、一般官吏は朝夕東京に往來して思想は東京氣分を帶び、監獄の職員も上級の人は時代に後れない人が多かつたからして、職員の執務上も概して進步的態度であつたことを認められた。

社會小映

△△△

▽カフエーは不良の巢窟　今日のカフエー、喫茶店と言つてもバーとは變りたい其處には多くの不良が巢喰ふて、善良なる學生を墮落せしむるのであるが、今日の學生でカフエーを知らぬものはない、そしてそこに出入する。學生の七割は中等學校卒業以上の專門學校又は私立大學生であると。中學校を出たから大人になつたと安心して放任主義をとる親達の心がわからぬ。

▽無知な上京者　最近推名氏が深川一圓の極貧生活者を調査したが、其結果によると、地方の中年者で、ただ東京にさへ行けば立身出世が出來るといふ、無知な考へから、田舍をとび出しはしたものの、特定の技能のない身では、勞ひ砂利運び、荷揚げ土工、自由勞働者に轉落し、自暴自棄も手傳つてどん底生活に陷入つたもので八割もあつたと。

因に昨年度に於けるこの種の上京者、男二千二百十一人、女一千二百十二人あつたと。

▽戀の曲者　「どうして人は戀に陷るか」この人生のなぞを解決した心理學者スメルツアー博士曰く、第一は目である、第二は白く美しき齒、次は髮、鼻、聲の五つである。だからこの五つのものを失はない女は美人であると。

○　○　○　○

似而非科學と犯罪責任能力問題（上）

——Pseudo-science and the Preblem of Criminal Lesponsibility——

米國ニューヨーク州
ウエルス・カレッヂ教授
シー・オー・ウエーバー

（一）新しいクリミノロヂー

吾人の日常の生活で、「有意的行爲」（"Voluntary action"）の經驗と之に伴ふきまりきつた是非の感じほどありふれたものはあるまいと思ふ。自由意志の問題ほどやかましいものはないのである。しかし、自由不自由に拘らず、とにもかくにも我々は生て行くのである。それはその筈で、若し我々がこのありふれた經驗を撿討し初めたならば、科學も哲學も手の著けようのないほど面倒な隱微な論理の網の目に捕はれなければならないのである。ドクター・ウヰリアム・ヘリー（逸早く犯人の個別研究を主唱したる有名なる米國のクリミノロヂスト）が、責任能力（レスポンシビリティー）の問題は形而上學の問題である、と曰つたのは尤もなことである。しかも、この點に關して何等か啓發せられたいといふ我等の要求は極めて急なるものがあつて、形而上學上の暗中摸索にさへ助けを求めるのを辭さない位である。

世界大戰後、むちやくちやな强力犯（crime of violence）が增加したことは明かなる事實で、其他の影響も加はつて、近來この責任能力の問題は、一般社會の人にとつても學術界の人々にとつても、非常な興味を惹き起して來たのである。今や、吾人は新しいクリミノロヂー（刑事學）の領域に足を入れようとしてゐるのであつて、理論に於ても實際に於ても之に與みするものは急激に增加しつゝあるのである。實にこの新しいクリミノロヂーは、犯人の裁かるゝ裁判所とその裁きの割り宛てらるゝプリズンとを等しく共に根本より變革しかけてゐるのである。之を主唱するものは所謂「學者」や教室のクリミノロヂストや精神病學者や社會學者や心理學者に多いが、近頃は職務上犯人を取扱つてゐる裁判官や刑務官吏からも漸く之に贊同するものが增えて來たのである。

今やこの新しい見解は一箇の「蒙を啓くもの」（"enlightenment"）として認められてゐるのであつて、新しいクリミノロヂーも亦た自ら犯罪に關する古臭い觀念卽ち野蠻性と原始宗教とに深くその根を張つて居る彼の報復主義（retributive theory）のくらやみを排らひのけ得たと主張して已まないのである。

筆を進むる前に、先づ犯罪に關するこの本質的に相反した新舊二つの見

獨逸の羨むアメリカの行刑改良

——Germany commends U. S. Penal Reforms——

獨逸の著名なる犯罪學者（クリミノロヂスト）にして現にハムブルヒ大學の敎授たるドクトル・リープマン氏は、最近アメリカに遊んで、親しく行刑制度を視察し、合衆國の諸州に行はれつゝある幾多の改良によつて深い印象を受けたのである。氏は、ニューヨーク市のNational Committee for Mental Hygiene（國民精神衞生學會）の機關雜誌「精神衞生」（"Mental Hygiene"）誌上で、此等の改良の價値について論じてゐるが、先づ彼の受刑者の自治制度を推奬し次で筆を進めて、

『このプラン（方案）は受刑者の社會復歸を容易ならしむるため受刑者自身の協力を求むるものである。種々の研究の結果、眞の改善は受刑者の心からのみ來るものである、といふことが遂に分明かつて來たのである。受刑者其人の意志が社會の意志と調和しなければ何にもならないのである。

刑務所に行はれる自治制度（Prison democracy）は刑務所のウオールス（外壁）の外に營まるゝ公民生活の要件に出來得る限り近似した生活狀態を刑務所內に再現せしめて、以て受刑者を訓練し公民としての義務を負はしむるのであつて、單に人間の集團たるプリズンを一箇の組織あるコミユニテイー（社會）たらしめんとするに在る。受刑者はその仲間と共に公民としての義務を實行することによりて公民たることを學ぶのである。グラツドストーン（英國の大政治家）の巧みに言ひ得たように、「人間を自由ならしむるものは唯だ自由あるのみである」（"It is liberty alone which fits men for liberty"）。プリズンに在るものも亦た制限せられたる自由の範圍內でデモクラシー（民衆自治）の社會的義務を學

び習はなければならないのである。』

更らに氏は、近代心理學竝びに精神衞生學の立場から、刑罰執行に於ける懲治的方法と敎化的方法との相互の關係を論じて次の如く述べてゐる。

『最も重要なのは、受刑者に與へらるゝ處遇の種類である。卽ち、此の處遇により何物が成し遂げらるべきか、刑務所なる施設の本質的の任務といふものは何か、といふことである。而して茲に分岐點が存してゐるのである。第一の道は壓抑方法（method of repression）である。この方法は二三の細かい點では、固よりきまりきつた章程や軍隊敎練の水準以上に出るだけの效果はあるが、而かもそれにしても、尙ほ且つ失敗の記號を付せられたシステム（仕組）たるを免がれないのである。といふのは、この方法は、受刑者の擧動上の支障とか、情緒上の焦燥性とか、自制力の缺乏とかいふ心理的狀態に毫末も效果を及ぼすことのできない杓子定規的な行刑法規に從つて行はれるからである。その目的は、强いて作業と

解を茲に述べる必要があらうと思ふ。犯罪に關するキリスト敎の傳統的な見解については何人も知らないものはない。この見解の行はれ來たことは非常に久しいもので、それが言語の形式をとつて現はれて來ない以前、已に長い間暗默の中に本能的に行はれてゐたのである。それは所謂有責論（doctrine of responsibility for conduct）である。犯罪に對する憤怒の態度である。それは動物の本能にも現はれてゐるのである。實に茲處の點が新しい刑事學派の好んで說く所で本能から出た刑を嗜しなむ心が本能より盲目でないといふ理由がどうして有り得よう、とは屢々用らるゝ口吻である。成程、そうかもしれない。本能かもしれない。が、恐らく、本能には視る力があつて、盲目だといふのは我々の見方に由るのぢやあるまいか。少くも、自分にはそう思へるのである。余は茲に一文を草して、犯罪者に對する傳統的な態度の是なることを辯護し、而して、この新しい意見に對し、新しい意見の常に乞ふて已まないもの卽ち批判なるものを試みようとするのである。

然しながら、この新舊兩說の根本的差異の存する所を知るために、先づ豫め二つの見解を呈示してをく必要があらうと思ふ。さばき（Justice）ということについての傳統的な見解は、その由て來る所のものが本能に在るがために「動物的な起源」と曰はれてゐるにも拘らず、已に久しく宗敎的でもあり哲學的でもある道德の法則に於て表現されてゐたのである。今、三段論法の形でその本質的な主張を示すと、多分次のようなものであらう。

（一）人間の社會には自から吾人をして行爲の善惡を分別することを得

規律とに服せしめ、一定の集團行動に訓練せんとするに在るからである。

壓抑は固より單に壓抑し得るに止まるもので、その結果は受刑者が如何なる劣等感、如何に抑制しがたき瞬間の欲望を抱かうともそれには頓着なく、無理にも無意識に服從せしむることになるのである。而して、この壓抑せられたものは却て無意識の間に肥え太つて、終に一と度情の激するや、倍加した猛烈さを以て爆發するのである。プリゾンが機械的な戒護方法や、沈默制や、變化のないきまりきつた作業や、懲罰やの如き行刑の有形的方面で壓力にばかり賴るようになれば、反抗とか、機力に對する侮蔑とか、焦燥性とかいふものは益〻强くなるばかりである。

之と全く異つた、もつと巧みな方法は第二の建設的な方法で、內から築き上げようとするもので、この方法こそ未來のプリズンに採用せらるべきものである。壓抑するのでなく、自由ならしむるのである。外から上から理想的なものを押しつけようとするのでなく、受刑者自身の持つてゐる、何んでもせしむる標準（法律上竝びに道德上の）が存してゐる。

（二）自由意志なるものは實在するものである。若し努力を惜しまなければ、吾人は自由意志によつて惡を棄てゝ善を撰擇することができるのである。

（三）故に、惡に對する刑罰はその行爲の決意に出づる限り正當なるものである。

今、この推理の「形式上」竝びに「實體上」の妥當性についての是非の論はしばらく之を措いて問はず、近代の行刑學の蒙を啓いたと曰はれる、この論法とは全く異つた反對の意見に我等の注意を集めてみる必要がある。この新しい說の主唱者たるクラーレンス・ダロー氏（ニューヨーク（クリミノロヂスト）犯罪學者）はこの新しい說を支持することの眞摯なるが如くに之を實際に試みようとするについても亦た頗る勇敢なるものがある。氏は、一九二二年出版された氏の著「犯罪の原因とその處置」（"Crime its Causes and Treatment"）の序說で、次のように曰つてゐるのである。

「人類は徐々に物質界から偶然といふものを驅逐してしまつたが、只だ人間の行爲のみは尙ほ之を因果關係の外に立たしめてをくのである。……此の書で余の爲さんとする所は、人間の行爲を支配する法則もまた物質界を支配する法則と同じく一定不動の必然的なものであることを示さうとするに在る。此書が犯罪人を辯護するものなりと非難せられようかといふことは十分余の覺悟してゐる所である。犯罪

もいゝから有用なもの價のあるものを鼓舞し發達せしむるのである。受刑者に代つて責任を荷つてやるのでなく、受刑者を扶けて漸次己れの責任を負ふて行けるようにしてやるのである。――是れが此の方法のキーノートの主旨なのである。勿論、この方法を採用するには、受刑者個々の性格を知悉するのが必要で、同時に、刑務所の職員は處遇上の訓練のみならず受刑者の社會復歸を準備するの任務に適した性格を具備してゐなければならないのである。」

最後にドクトル・リープマンは曰ふ

『アメリカに犯罪に關する科學的研究のための財團の多いことは、我等ドイツ人の羨望に堪えない所である。勿論、ドイツにも自然科學、醫學、經濟學、社會學、法律學最近に至りては更らに政治學のための研究機關は多く設けられてゐるのであるが、ドイツにとつて最も重要なるべき此の種のインステイテュウト（研究所）は全然存してゐないのである。犯罪の原因及びその防止の方法を研究する機關である。犯罪學者（クリミノロヂスト）の仕事と教育家心理學者精神病學者竝びに社會學者との仕事を結びつけ、實際に應用すべき科學的研究の結果を與へんとするそのインステイテュウトである。

予はボストン、フヒラデルフヒア及びニューヨークに於て研究所の實際を親しく諸るに及んで、理論上からは勿論、それよりむしろ實際上の見地から、かゝるインステイテュウトの重要なることをつく〴〵感じたのである。茲では自分は特にドクターヘスティングス、エチ、ハート氏の所長たり、行刑制度の改良に多大の貢獻をしたニューヨーク市のラッセル・セージ・フワウンデーションや、ヂャッヂ・ベーカー・フワウンデーションのドクター、ウキリアムヘリーや、國民精神衛生學會（The National Committee for Mental Hygiene）のドクター・バーナード・グリュック氏の先驅的研究を指して言ふてゐるのである。合衆國の此等インステイテュウトによつて行はれてゐる調査研究は其實地を知らないものには殆んど信ずべからざる程に徹底を極めたもので、特にシン、シン刑務所に在る精神病の診査（クリニック）及びクリアリング・ハウス（犯罪人

を以て道德上罪なきものとなす以上、さう思はれても仕方がないのである。……自分は人間の多方面な行爲を理解するのにベストを盡したつもりである。で、幾分でもこの點で成功したとしたならば、その範圍で說明し辯護したのである。自分は、人にして智の全く一切を理解したならば決して他を罪することはできない、といふことを固く信じてゐるのである。」

この短い一節の文章の中にも、犯罪についての傳統的な見解の骨子ともいふべきものが一々紛碎されてゐるのがわかるのである。ダロー氏は、物質界に通用する法則の持つ嚴格さと同じものを人間の心理にも通用するものとして、人間の行爲の自由を否定してゐるのである。手取り早く言へば單純な宇宙機械觀（mechanism）と宿命說（determinism）とを承認してゐるのである。ド・スタエル夫人（1766―1817）（有名なるフランスの小說家）が「凡てを知るといふことは凡てを恕すことである」（"To know all is to forgive all"）といつたように、ダロー氏は、「智の全く一切を理解したならば決して他を罪することができない」といふのである。然らば、「智の全く」（"all-wise"）あつたならば、一體全體何を知ることができるのであらう、といつてしまへば、それでをしまいであるが、それはそれとし今しばらく措き、ダロー氏の場合では、理論上の矛盾よりもむしろ却つて理論と實際とを無理にくつゝけようとする點が甚しく目立つのである。ダロー氏ばかりではない。バーネス、ワインズ、ウキリアム、ド・フリユウリー、メルシエー等の多くの有名な學者も其說の骨子ともいふべき點ではダロー氏と一致

してゐるのである。しかも、彼等の支持する立場は單に理論の陳述に在りといふのではなく、いづれも悉く實驗上の事實（ファクト）を自分達の立てこもつてゐる城砦だと思つてゐるのである。彼等はそのデターミニズム（宿命說）を二つの事實と稱する所のもの上に置いてゐるのである。即ち、（一）刑罰と陪審制との失敗の歷史上の證明、（二）犯罪行爲は豫め定つた法則に從つて生ずるものであるといふ心理學（サイコロヂ）並びに精神病學（サイキエートリー）の二科學から得られた證據に依據してゐるといふのである。しかも、彼等はフヒロソフヒー（空想的な理論）は避けると自ら稱しながら、科學上の事實ばかりでなく、隨處に理論上の假定にたよつて平然としてゐるのである。

茲處に信仰といふものゝ人間の心理の面白い實例があるのである。今日、純粹科學は實に「實在への通路」（"pathway toreality"）なのである。我等の食物衣服住居は悉くその科學の賜り物なのだそうである。植物學は植物よりも一層本物なのである。化學上の H_2O が本當の（"real"）水なのである。――大洋は不純なそのまがい物を含有してゐるのだそうである。落下する石塊で受けた苦痛は消えて行くが、――有名な引力の加速度の原則はなくなりはしないのである。犯罪者の責任能力に關するダローの說に贊するものは茲處に論據をくのである。物理學（フヒヂックス）は科學（サイエンス）のモデルであるから、物理學の成し遂げたものは、同じ科學である心理學も成し遂けることができるといふのである。

余はこれから新しいクリミノロヂー（犯罪論）の論據とする此等の三つの支持物を檢討して、その誇稱する「事實」の城砦より逐ひ出し、科學と

の身體竝びに精神上の狀態に基き、其者の性格履歴等を參酌して、處遇上の分類を定むる施設）の如きは實に模範とするの價値のあるものである。』

Welfare Magazine, June, 1928

十一月號 刑政を讀みて

J・M・生

曩古の御大典を記念する爲め今回京都に於て開催されたる御大典記念博覽會出品の刑務所製品に付て刑政時論に依り虚生氏の御高見を拜し殊に岡崎少年刑務所の石製品に付ては詳細なる一文を寄せられたことは感謝の念に堪へないのである。然るに之が所論を見るに批判よりも非難に徹して居ることを遺憾に思ふのである。御高説に依れば博覽會出品は製品販賣を主なる目的である樣に窺ふことが出來るのであるが當所より出品したる目的は斯る小なる目的のみではいふ化けの皮を剝ぎ、單に使ひ古るされた宿命説に對する盲目な空想上の信仰に過ぎざる其本性を暴露して見ようと思ふのである。若し、宿命説的なクリミノロヂーはギリシヤ以來今日に至るまで所謂哲學上の怪しい火であつた問題（意志の自由）に關する、根本は形而上學的の一つの見解にすぎざることを讀者に信ぜしむることができるならば、犯罪責任能力なる主題の研究にかなり貢獻をすることにならうと思ふのである、眞に危險な哲學者（フイロソフワー）といふのは哲學者の顏をして、自分の指を數ふる人のような平然たる自若さで形而上學的な獨斷論を行る人達をいふのである。

（二）所謂刑罰の失敗

——The alleged Failure of Punitive Justice——

刑罰に反對するものは、「刑罰は罪人を改善するに失敗した、」と聲高く非難するのである。この題目は、ワインズ氏がその行刑制度の研究「刑罰と改善」（Wines, F H., "Punishment and Reformation," N. Y., 1919）中に好んで用ひる所の題目の一つであるが、かういふステートメント（レコード）は頗る信を置きがたいのである。若し、ワインズ氏が、實際の記錄として、犯罪の度數又はその輕重とが刑罰の度數又はその輕重とに全然無關係であることを示し得たならば、然らば刑罰の効力を辯護するために言ふべきものはあらう。然しながら、彼の著書をひもとくと、彼が統計上のデータ（改善）しないといふ自分の説を支持する場合に、唯だ概

ない。素より經濟上の考慮を要することは今更言を俟たないが、行刑は釋放後の問題である徹底的に密行主義の牙城に立籠る譯には行かない。社會の同情と諒解とは行刑の目的其ものと不可分離の關係に立つことは異論の餘地はないと思ふ。然れども社會の同情と諒解とは獨り保護事業家のみの宣傳に待つべきものでない。近き將來には釋放者保護の前には密行主義の行刑を解放せざる可らざる時が來るかの樣に考へらるゝのである。此卽ち行刑の目的を達する爲め行刑其のものゝ諒解を社會に求むるの意味に外ならないのである。然らざれば收容中の受刑者の行動を知らない社會民衆に對して直ちに釋放者保護を叫ふも不合理にして又力の入もない筈だと思ふ、茲に於て刑務官は行刑の實績を現實に依り社會に宣傳する責務を負擔せねばならないのである、而して之が宣傳は一に職業的技能の習練と勤勉の風習とに重點を措かねばならない人を使用せんとする者に諒解と信用を與ふるには只此の一途あるのみと考ふるのである。此意味に於て私は今回の博覽會出品に依り當所少括的にプリズンといふものゝあるにも拘らず犯罪は依然として行はれてゐることを擧げて以て足れりとし、而して、特に中世期に於ける殘忍なる刑罰を以てしても尙ほ且つ犯罪を絶滅すること能はざりしの事實を絮說してゐるのである。成程、中世期に於ける刑罰の殘忍といふ題目は人の淚をそゝるには全くすばらしい題目ではあるが、しかし、若し刑罰を報復といふ動物的本能から出たものとして非とするならば、此れと同じ現由で論理上、當然同じ動物的本能から出る同情（シンパシー）といふものも之を非としなければならなくなるのである。多くの動物は忿怒（アンガー）の感情よりもむしろ一層容易に同情の感情に動かされるのである。忿怒を非とすべきか同情を是とすべきかは一つにその結果によつて決すべきものである。ベルグソン（現代フランスの有名なる哲學者）は、若し誤たず正しく用ひられたならば、忿怒は如何なる罪惡をも革正することができる、と曰つてゐる。今、同情と忿怒とを秤にかけて、どちらが缺くる所が多いかと量つて見る。事實上、淚もろい同情と目のくらんだ憤怒とは其結果に於て等しく惡である。之に反して、若し同情が「知見のあるもの」（"enlighteued sympathy"）となれば甚だけつこうなもので、憤怒も盲目でなく「正しいもの」（"righteous anger"）となれば決して非とすべきものではないのである。ワインズは刑罰の人心に及ぼすいやな結果の實例を擧げて刑罰の效果を疑はうとするのであるが、これは恰も食物が大食家にとつて害になるといふ理由で、一般にその攝取を非としようとするのと同一の論法である。たとへ刑罰を辯護するとも、それは決して刑の繁きを以て善しとすることにはならないのである。刑罰が

年受刑者の技能習練と勤勉の風習に付聊かでも宣傳を爲し得たと思ふのである。卽ち社會民衆一般に對し模範にして親や親族の手におへない働くことの嫌ひな何事も判らない少年犯罪者をして刑務所は献身の努力に依り如斯仕方に於て人間を作りつゝあると云ふことを買つて貰ふ爲に多額の費用を費して出品したもので出品の精神に於て貴見とは多少の相違がある樣に考へらるゝのである。而して貴見の通り製品販賣を主眼とせしものと假定する時に於て人に好嫌あることは今更喋々を要しない卽ち彼に好かるゝもの此に嫌わるゝ如きもので石製品に圖案を施した爲め全く其價値を無視し御高說の如く皆の人に嫌われたと云ふことは若干疑わざるを得ないのである素より私は作業主任でもなし其の方の係員でもない而し博覽會出品の石製品は早くも全部賣却済となり其の後各所の名士豪商より續々注文の來るを日々取扱ふ事務上書面の上に認むるに於て決して石製品に圖案を施こしたことは全然其價値を無視し見る人をして嫌の感を起さしめたと云ふ程でもなかつたかの樣に考へられた時は私は當の指導者に對し益々工夫をして圖案を施すことを勸めたい。尤も現在に於て御說の童畫風も遣つて居る何にも模樣等なくあつさり形だけのものをも製作して居るのであるから希くば御暇があれば一度御覽の上今後石製品に對し御高說を承りたいと思ふ。聊か御高見に對し愚見を述べ此頁を閉じるのであります。

プツラクス



▼讀賣新聞の四日號に「高齡の受刑者百名御大禮當日に假出獄たらんと、頗る善し、たゞ出獄後の世話をやいてやるのが何より點晴」とある。

▼敢て新聞社の點晴をうける迄もなく、この際保護事業家の活動が期待される次第

その起的が中世期で殘忍なるが故に惡るいといふのは、只だ思想のあらゆる方面で人間の陷り易い誤謬の一例たるに過ぎないものである。この誤謬は、事物の意義はその起原の如何によつて定められ得るといふ考へから出て來たのである。此くして往々にしてダーヴキンの進化論に人の反抗する所以のものは、人類が猿から出たならば本質的に猿である、といふ考へから動かされてゐるのである。實際、ダーヴキンが進化の說を立てたのは、人類の起原が猿に在りといふ事實（彼の考へた所で）が人間の面目を維持する手前、人間をして頗る苦しい立場に陷らしむる處れのあるのを避けるための工夫に出でたのであつたのである。手短かに言へば、進化するものはその現に「存する」所のものがその物の眞の存在で、その嘗つて「存せし」所のものではないのである。刑罰についても同じことが言はれ得るのである。

詮ずるに、刑罰とその防止の事實との間に關係の存するや否の問題は、現に尙ほ完全なる統計の存ざさるが故に、統計に基いて決定することはできない。といふことが眞に近いのである。名のある犯罪學者は充分この事の眞なるを知つてゐるのである。現に、サザーランド（Sutherland, E. H., "Criminology," 1924 ch 2）は「犯された犯罪の數は完全には計算することはできない」、と言つてゐるのである。重罪の多くは犯人自身か、その朋友か、又は時には犧牲者や警察官によつてすら隱蔽せられるものである。合衆國では、各州共に犯罪は犯罪と分明かつたものだけだと決めてゐるようであるが、しかも、犯罪を報告すべき一定の方法はないのである。

キヤナダの犯罪統計は、判決記錄が注意して保存せられてゐるために合衆國のものよりは遙かに勝れてゐる。然し、判決の數は必ずしも犯罪の數を語るものではないのである、防止に於ける刑罰の效果に關しては、合衆國の統計は非常に不確實なもので、その統計の最も信を置くに足る殺人犯に在つてすら、之に對する死刑の效果を決定することはできないのである。

然らば、改めて言ふが、刑罰なるものは犯罪的行爲を防止するものだらうか、どうか。これについては、已に統計があてにならい以上、只だ心理學上の事實と常識觀察に依る外はないのである。

元來、苦痛といふものは人間の行爲に對して防止（デテレント、パワー）力を有つてゐるものである。この事は言ふを俟たない生物學上の原則で、若し苦痛がこの生物學上の目的に於て全然失敗したとしたら、この世界は餘程變なものになるであらうと思ふ。苦痛によつて教へられて益する所のあることは、凡ての動物のやつてゐる進化論の謂ふ所の適應（adaptation）の原則のエッセンスで、人類も亦たこの原則にもれないのは勿論である。畢竟するに苦痛は恐らく我等の唯一の教師であり、色々な變つた形となつて人間の思想に刺激を與へるものである、といふことを余は信ずるものである。それはともか

矯正図書館

保護デー等のプロパカンダを如實に活かしたいものである。本事業界のエポックの爲に。

▼第四回の刑務敎誨練習所も十月三十日の修了式をもつて無事に終つた。勤務先に歸任された諸君、新らしく實習地に赴かれた諸君の御健闘を祈る。

▼練習所に關して色んな經驗を得た。次回にはもつと充實した計畫の下に進められるだらうと思ふ。

▼この程西本願寺は敎誨師を海外視察に派遣することに決定した。目下人選中であるがこの新らしい試みに對しては斯道の爲め喜びを捧げずにはゐられない。

▼これによつて海外行刑の内でも兎角調査研究の不充分だつた敎誨方面のことがより明かにせられて、有益な研究資料を提供せられる事は洵に悦ばしい次第である心から其行を盛んにせずにゐられない。

く、苦痛が人間の行爲に何の影響をも及ぼさないといふ考へは、普通の人間の日常の經驗とは全く背馳したもので、かゝる人間は反對証據のない限り異常なものとして取扱つて差支ないものである。もつとも、犯罪をやるものはノーマル（正常）でないのかもしれない。フラゼラント（鞭打たれるのを好むもの——一種の色情狂）やパラノイド（偏執狂）のような異常者は刺激として自ら進んで苦痛を求めるといふことは精神病理學（サイコパソロヂー）の一事實である。所で、今まで我々はかゝる例を極めて稀れな例外の場合と思つてゐたのであるが、若しかゝる場合（ケース）があたりまへだといふことになれば、一切の問題を別な方面から看なければならなくなるのである。で、もし犯罪者が身體又は精神に異常性の存するため、普通人のように苦痛によつて利益を受くることができないならば、然らば彼等の場合に在つては刑罰の效果を辯護する道は全くないのである。茲に至つて、吾人は新しいクリミノロヂー（ヒユウマンネーチユアー）の由て以て立つ所の、第二の實驗上の主張、即ち、心理學及び精神病學は人間の素質の中に存して、不可避的に犯罪の決定原因となるものを遊離せしめたて、といふ主張にぶつつからなければならなくなるのである。

（未完）

——Journal of Criminal Law and Criminology, August, 1928——

× × × × ×

× × × × ×

刑務所の勞働（三）

ヘンリーセオドール・ジャックソン……△
法學士 佐藤辰郎譯……△

第五の制度は 國用制と稱するものである。是は約三十ケ年前より採用さるゝものにして、其他の制度に對する非難を除かんとして、特に案出したものである。國用制の下に製造されたる物品は公開市場に販賣せず、其製造する刑務所又は其他の國家若くは地方官廳に用ゆるものである。此の制を用ゆる國家に於ては、法律にて、その物品にして國家より護らるゝ限りは、諸官衙は是を外部の商店より購ふを禁ずる。此制は事務支配人を國家に供せしむるが故に、公算制と似たる點がある。但し其他の點に於ては、物品の販路を見出す爲の役員を必要としない。

國用制は、國家内の凡ての受刑者の共働を必要とする。名州が相並むで、各州の各官衙間に取引行はるゝときは、此制は國家の利用制（States use System）と稱する。

此制は取扱ふに簡單であり、又複雜である。要は製產する刑務所の數と消費する官衙（即ち得意先）の數に干係するものである。若し消費者の數多ければ、事を煩雜にする。器を購ふに物品の形及意匠に其好む所あるからである。若し又刑務所の數が多きときは、單位として彼等に生ずる問題がある。國用制（State-use System）にあれ、國家の利用制（States use System）にあれ、是を實行するには、何等かの中央組織を設くる必要が生ずる。

一八九四年ニューヨーク州憲法を修正して、刑務所製品は是を市場に賣出す可らざる規定を設けた。次ぎの年、議會は、官衙は、刑務所委員會が刑務所が其要求する丈の物品を生產すること能はざることを證明するに非れば

必ず、其供給を刑務所に仰ぐべきを規定したる法律を可決した。この最後の規定は嘲弄者に口實を與へ、且つ、舊時の契約制を繼續して、金儲けの好機を望みたる人々をして、新制の實行し難く、又刑務所は諸官衙の欲する物を生産する能はずと思はしめた。此の如くして、一九一一年刑務所實情調査委員が任命さるゝ迄繼續した。委員は「刑務所工業の亂雜及無秩序」を報告した。一九一九年此制の實際的の發達を講ずる爲め、他の委員が任命された。

一九一九年の委員の議長となりしアドルフ、レウイソーン (Adlph Lewisohn) は刑務所の工業より生産さる、一切の製品を消化するに充分の市場を持つのみならず、購買局理事は、宜しく、諸州の刑務所より生産したる物品を購入して、以てニューヨーク州の刑務局よりの購入を補給せんことを勸說せんとする意思あることを報告した。

現今にてはニューヨーク州の法律は、凡ての官衙に物品購入を爲さしむる爲め中央局を設け、且つ、凡ての物品の基本明細書を作る爲め基本局を作るべきを規定した。

將來に於ては、シング、シング刑務所長は、靴五十三種の註文を受取ることはあるまい。各官衙の吏員の足に充分恰當するに足る註文のみ受るであらう。

議會は受刑者に對し賃銀を支拂ふこと、及刑務所工場の監理局を設くることの法を制定した。今や、ニューヨーク州の刑務政策は大に希望を繫げる Lewisohn の意見に基き、着々として確實なる發達を遂げてゐる。

此點に關し、ニューヨークの問題は、其大なる市場を擁し居るを以て、他の諸州よりは解決容易である。例へば、ニユージヤーシーに於ける自働車附屬品製造に對する刑務所工場は、一ケ年優に、ニユージヤシー、デラウエヤー及メリーランド等に供給するに潤澤なる附屬品を製造することが出來る。故に、刑務所勞働委員會は各州に於ける生産品の交換を提議するに至つた。調査する所によれば各地方を通ずるときは、茲に擴大なる市場があ る、故に其地帶に列る各州の間に共力することを得べきことを證明した。尙ほ、此國用制を擴充する爲め、一九二四年四月九日乃至十一日ソートレーキ市 (Salt Lake City) に於て刑務所工業配當協議會 (Conference of Allocotian of Prisn Industry) なるものを初めて開催した。Colorado, Idaho, Montana, Nevada, New Mexico, Utah, Washington の各地方よりの代表者及合衆國司法省の代表者是に列席した。

此協議會に於て合衆國の勞働統計局の調査は依れば、一九二三年刑務所工場の製品は價格に於て、六九、九八五、二一八弗に上り、其中國用に供したる價格は二六、五二二、七〇〇弗にして、殘餘の四三、四六二、五一八弗は自由勞働者の製品と競爭して市場に賣出されたることを指摘した。

刑務所工業配當委員の一人たる R. S. Humphries 氏は同委員會の蒐集したる事實によれば、一九二二年合衆國の七十七ケ所の刑務所及矯正所の受刑者は六万七千人計りであること、而して、其中、心身共に仕事に適する者は四万人を超えない、又約二万五千人は刑務所の維持に必要なる仕事に用ひらる、從て生産的仕事に就く者は三万人位である。其中五千人を農業に就かしめ、五千乃至一万人を道路工事に用ひるとすれば、全國の官衙、市町村等の數百万の吏員に供給すべき工業に宛つべき、人員は一万五千乃至二万人なりと說明した。

前記のソートレーキ協議會は左の二項を議決した。

(一) States use System 各州に採用すること

(二) 刑務所に於ける受刑者を、有効且つ組織的に使用し得る工業を選擇し、彼等の行爲と能率を保護する爲め相當の代價を給すること。

仕事の性質を純粹に改革的ならしむる大なる機會を刑務所に與ふること、訓練及教育の爲めに時間を多くすること、國家の官衙が公ケの市場より買ふことを止めたる爲め自由勞働者の承認を經たること等の事實は、益々此制を有利に導いた。

此制を辯護する爲め Z. S. Whitin 氏は曰く、國家及各市廳の消費する總額は一ケ年七億弗である。然るに、刑務所の產するものは、恐らく五千万弗若くは其物品の十五分の一に過ぎないであらう。心身共に使用に堪えるとも、各受刑者は自己の家族を援助する爲めに使用さるゝであらう、と。

但し此制の欠點は（一）刑務所の製品は不完全なり、從て諸官衙は何等かの口實あれば、刑務所より購入するを拒まんとする。（二）此制は受刑者に充分の仕事を供しない。一九二一年には工業に從事したる受刑者は半數以下でありて、その從事したるものも、一日六時間、或は一週三十四時間よりも少く働いた。

アイオワ州 Fort Madison の刑務所長 T. P. Hollowell は此制度は實行不可能なりとして、國用制を承認しなかつた。彼の判斷の基礎は他の諸州の經驗に基く。例へば受刑者一九四七名を有し、數年間國用制を實行したるニユー、ジヤーシーの刑務所は、工業に從事したる人員は僅に三百七十九名であつた。斯は事實の全部を語るにはあらず、同氏は是等の三百七十九名は僅かに短時間働いたに過ぎないことを文書上にて返答した。

Hollowell 氏はアイオワ州が國用制を施行せんとするチソン刑務所は、現在の管理法によりて自足自給して居る。衣食共に充分に努力して居る。故に現制度を變更する必要なしと主張するものである。

一八九九年には二十四ケ國が國用制を採用することとなつた。一九二一年には三十九ケ國が其全部又は一部を採用して居る。然し乍ら此制は尙は一個の考案であり、其發達を俟つべきものである。

第六の制度は 勞働指導制 (public Works & Ways) である。此制に於ては受刑者は、刑務所內に於て彼等に持來たす代りに、彼等の仕事として爲さるゝ。一の仕事にして、例へば建築工事、橋梁工事又は道路の一部工事完成するときは、直に第二の仕事に懸らねばならんとするものである。

此方法は、往時シング、シングの刑務所及フイラデルフイヤにあるワルナツト、ストリート刑務所の建築に採用された、が、久しく廢止されて、最近再び人氣を有するに至つた。

コロラド刑務協會書記長 V. Z Collet 氏はコロラドに於ける道路工事に就き面白き事を語つて居る。一九〇八年に南部のニユーメキシコの國境から Trinidad, Walsenburg, Pueblo, Colorado Springs, Denver 等を經て、同州の最北部にある Fort Collins に達せんとする道路工事に受刑者を當らしめた。此等の正直なる受刑者は刑務所より百五十哩も離れたる所にあり、天幕に宿泊した。衣服は青い無地の着物を着け、事情を知らざる人は、是を以て受刑者なりと知らなかつた。彼等は自由勞働者と同樣の時間働き是を完成した。六ケ月の終りには十哩の道路が見事に出來上つた。

人々は幸福且つ滿足であり、彼等の自己の仕事に大なる誇りを持つた。最初の三十日間に九十人の中九人が脫

走せんとしたが、始んど全部捕はれて、再び刑務所に入れられた。其の四ケ月間には脫走若くは逃走せんとした る者は、僅に二名である。

法律は此道路工事に從事すること一ケ月毎に刑期より十日を減ずることを規定した。而して是を普通の減刑にも加算した。人々は共仕事により金錢の支拂を受けなかつた。但し其後コロラド州は道路工事に對し受刑者に金錢の支拂を爲すことゝ定めた。

一九〇九年及一九一〇年に平均百人の受刑者が使用された。一九一一年には其數が、約二百人に增し、其年の終り頃は約三百人に增加した。一九一四年には受刑者の約五割は、道路工事、若くは刑務所附近の農業に從事した。一九一二年十一月には約三百哩の道路が出來上つた。一九一七年には千二百哩余の道路が出來上り、其平均勞働費は平野に於ては、一哩に付四百弗、岩石を切開きて出來たる處は千弗乃至二千弗であつた。是を自由勞働をして爲さしめば、平野に於ては約二千弗、山間は五千弗乃至壹萬弗、若くは約四倍以上に價するであらう。唯に此節約のみならず、國家は是に依りて刑務所看守の經費を免がれる。

コロラドに於ける道路工事は、名譽主義であつた。一「キヤンプ」毎に三十人から五十人、時としては百人も入れたるに拘らず、其看守者は一人若くは二人に止り、實に刑務所を去る三百哩余の地に宿泊した。

一九一〇年モンタナに於ても道路工事を初め、爾來繼續して居る。茲にも名譽主義 (Honor System) を用ひ、火器は「キヤンプ」ニ入るゝを許さず、三人の看守にて百人乃至五百人の「キヤンプ」を守ることとし、其中二人は晝間、一人は夜間の勤とする。

使用人員は時に變化すれども、通常は刑務所にある全員の約三分の一である。一九一三年には二百二十五人であつた。最初の二ケ年間に逃亡者率は一「パーセント」よりも少かつた。一九一四年には死亡六人であつた。解放されたる受刑者の九十五「パーセント」は善良となつた。是れ實に他の諸州の多くの到底及ばざる率である。

一九一一年ミシガンに於ても石切場又は道路工事に受刑者を使用する法律を設けた。而して茲にては刑務所吏員が彼等を看守した。一九一四年迄は受刑者は用ひられなかつたが Kalamazoo の地方に於て、此主義により犯

罪人を使用して大なる成功を收めた。一九一四年以來受刑者を用ひ其結果ミンガンは優秀なる道路を作ることが出來た。

一九一二年ニューヨークにては法律を以て、受刑者を Clinton 及 Great Meadows の刑務所の附近にて使用し得ることとした。其目的の爲めに壹万弗の金が流用された。人々は七百弗の費用を以て、六千弗の價値ある仕事を成したといふことである。

一九一二年ニュー、ジヤシーに於て、道路工事に受刑者を使用することに關する法律を制定した。是は恐らく、其刑務所に受刑者の充滿したる結果より生じたものであらう。當時一三〇〇の監房に一四五〇の受刑者があつた。

一九一二年十二月から道路工事が Trenton の近くで初まり、一人の監督と武器を潜ませたる二人の看守によりて守られた 受刑者は日々、刑務所から一本道を往復した。僅か數ケ月に過ぎざるも、人々は到る處に迎合された。彼等も戸外の仕事を好むだ。官憲は非常に熱心であり且つ、此制度を一層擴充するの希望があつた。

キヤルフオルニヤに於ても、又、受刑者を道路工事に使用した。而して其受刑者勞働に關する法律には、一種獨特の規定を設けた。即ち法律によれば、委員は受刑者に對し一日二弗五十「セン」を超へざる賃銀を拂ふことを得とした。舊法に依り 受刑者の維持費は一日二弗十「セン」にして、是は各受刑者に支拂ふべき代價である とした。法律は「國家は受刑者の賃銀より、運搬費、衣食費、醫療費、「キヤンプ」管理費、看守費、報酬の支拂及其他小道具の費用等を差引くべきを規定する。是が爲された後、受刑者の爲めに貯蓄さるゝものは一日七十五「センツ」である。時としては此通りに行はれしも、平均すれば一日の貯蓄高は五十「センツ」である。

道路工事に用ゆる「キヤンプ」は、凡ての意味に於て名譽「キヤンプ」に行かんとする人は、先づ願書を出さねばならぬ。而してその經歷が善色でなければならない。「キヤンプ」に入るや、「キヤンプ」の生活二日毎に判決の一日を削る。善良なる行爲と勤勉とは放免に關し赦免局に大なる干係を有するものである。

道路「キヤンプ」から逃走したる者を捕へるときは、法律は二百弗の報酬を出すこととし、是を脫走の當時「キ

ヤンプ」に在る人々に分配することとする。脫走することは可能なれども其數は僅少である。脫走して再び捕はれ刑務所に歸えさるゝものは其所得と預金とは凡て沒收さるゝこととなる。

尙ほ法律は、熟練を要する仕事は自由勞働によりて爲さるべきを規定する。橋梁建築人、蒸氣シヤベル運轉者貨物自働車運轉手等は、凡て、自由勞働者にて是を爲した。

教育訓練に關する權限は、凡て刑務所又は國家に存する。但し運搬費、刑務所派遣の看守人の給料、並に「キヤンプ」の經費等は、凡て、道路委員の負擔とする。

Wilmot 氏は道路建設の仕事の價値を左の如く概括した。

戸外工事なる故健康である　道義を進め改革を助ける　一致して人々の欲する所である　人々に賃銀を拂ふを得　自由勞働との競爭なし　少き經費を以て必要なる改善を爲し人民を利する　經費を增す代りに國の收入を增す　犯罪人の數を減ずる。

此の道路工事に受務者を使用することの欠點は左の通りである。

鎖に繫がれ嚴重なる看守の下にある人々を見るは、道路に於て不愉快なる光景である。一時的の宿泊は吾人が刑務所取扱の一部として、益々、積極的の影響を與へんとするに不適當である。

名譽仕事に對する受刑者の選擇は、犯罪の性質、及刑期の長短に基くよりは、寧ろ、性質上の適不適に因らねばならぬ。然し乍ら是を受け入るゝには、受刑者の希望と滿足なる身體上の條件を具へねばならぬ。

賃銀は受刑者の純利益を超へざる標拂はねばならぬ。受刑者は監督長として働く刑務所代表者の許に置かれねばならぬ。而して建設工事は道路委員の技師の指揮の下に立たねばならぬ。

道路工事が受刑者勞働の問題を全部解決するものにあらざることは當然である。然し此方法が益々使用さるゝことは明白である。又吾人の刑務政策の改革案の一たるとも慥かである。

戸外勞働の他の方法　は受刑者の農業である。此運動は一世紀計り前に、中央歐羅巴に起り、浮浪人問題の解決の爲めに白、和、瑞の諸國に大に行はれた。

合衆國に於ける受刑者の農業は現世紀の初に起つた。其最初のものは Ohio 州に於ける Cleveland Cooley の

農園である。是に續いて、キヤンサスの市有農園、ヴージニヤ州　Occoquan　に於ける農園がある。夫れ以來此思想は合衆國の各地に人氣を博ふした。

受刑者の戸外使役の内オハイオ州クリーブランドの事は聊か注意に價する。即ち茲には二千「エーカー」の土地を買入れ是を整理して、茲に四揃ひの刑務所を建てた。其仕事は凡て市の刑務所及其他の刑務所にありし受刑者の爲したものである。四ケ年の間に五千人の受刑者がクリーブランドを去る十哩にある農園に從事した。其間に彼等の間に共働の精神發達し、茲を逃るゝは卑屈なりと感ずるに至つた。從つて脫走者は僅少である。

其外合衆國に於ける優秀なる刑務農園は　Indiana　州の　Putnanville　に設けられた。此農園は一九一三年政府により一「エーカー」五十七弗にて一八九二「エーカー」を買上げて作れるものである。其土地は從來利用されざる粘土であるが、耕作には最も適當して居た。地下にはミツチエル石灰石あるが故に國道の材料に最も適した。農園には古き石切場あり、石灰石の殘りは竈を作り陶器を製造した。自然の儘にても優れたる財產であるが。今や、地方の刑務所にて空費されたる勞働力の爲めに、是が驚くべき美麗にして、生產的の土地となりつゝあるのである。

法律は受刑者を他に移轉することを許した。是は是等の刑務所より、一九一四年十一月卅日に初めて受刑者が移されて、天幕內に住むる、熟練の人を出さしめんとする考からである。此法律により一九一七年には二五三六人が收容され、貳日には現在數七三〇居し、他の建築を完成した。一九一五年四月十二日知事は其刑務所を開くことを宣言した。受刑者は直に是に收容された。六ケ月中に一一七人が入れられ、一九一六年には二三二人、一九人に達した。合衆國が大戰に加はりたる後、禁酒會を勵行するや、一九二〇年迄に受刑者の數は九二二人に下り、日々の平均現在は二九三名に減じた。一九二二年には一八四一人の收容者あり一日平均五五五人であつた。

此制度を設けるに就き、慈善會は辯護として、地方刑務所の收容者數の必ず減少すべきを豫言した。而して、其豫言は豫期以上に速かに來いた。地方刑務所及アリオン刑務所に於ける判決若くは罰金の爲めの收容者數は一九一四年には一八一三〇人であつた。是は農園を初めたる前年である。而して一九一六年には九、八九六人となつた。此著しき減少は農園制の最初の年に起つた。一九一八年以來更に減少した。一九二二年には收容者は、唯三六六三人であつた。

法律に依れば、三十日以下の宣告を受けたるものは、判事の指圖により地方の刑務所に送らるゝ。

政府は此農園を設くるに、比較的少額の金員を費した。古き木挽水車を買ひ、水力を利用し、森林を切りて材木を造り、人々によりて建物を作つた。是等の建物は不潔にして危險であつたが、其時以來は是を倒して、永久の練瓦を取替へ、清潔、且つ愉快なる建物たらしめ、加ふるに耐火式とした。道路は舖道とし花床を設けて泥濘に代らしむることとした。

所內は自己の暖房及燈火焚置をなし、且つ、貯水所を造つた。仕事は練瓦及敷石を作り、是を諸官衙に供給し、剩余あるときは、全開市場に持出した。每日二百五十噸乃至三百噸の石汚石を粉碎し、是を道路工事用の爲めに政府任命の道路委員に送りたゞ一般の農業、家畜業、園藝、製酪業も行はれた。柳樹を栽培したる七十乃至八十「エーカー」の土地があつて、是から、「バスケツト」、船具、其他二般の柳製品に供する原料を生產した。

一九一五年四月同所の開所以來、農事に就けるものが二萬五千人である。農場にては二十人每に一人の看守を置いた、が、脫走者は極めて僅少で、最初から一週間に二人位である。農場の狀態は次第に改善され、刑務所は自主獨立することが出來る有樣である。

一九一九年 Illinois に於て刑務農場が設けられた。是れは Vandalia から數哩の所にある。現在の建物は一時的である。人員增加に對し新宿舍を建てらるゝ筈である。現在數は一九四人にして凡て職業を有して居る。

此方法は財政的には成功でない樣である。他の刑務所と比較すれば、一人當りの費用が高い、南部イリノイス刑務所の一人別の費用は二九二弗一八、此州農場は四六二弗三〇である。

判事は、法律に從ひ、犯罪人を刑期六十日以上のものは農場に送るとを、宣告するを得。又、十六歲以上にして宣告するものは、他の刑務所より受刑者を移すとも出來る。

アイオワは刑務所と連絡して一の農場を有する。Lee County にありて一、一〇〇「エーカー」の廣さである。Fort Madison 刑務所の受刑者が是を耕作する。一管理人によりて管理せられ、放免となる迄茲に殘るとを普通とする。而して其多くは修身懲役者なるは注目すべきとである。

矯正図書館

フロリダは賃借制を廢棄した後一「エーカー」五弗乃至七弗にて一八〇〇「エーカー」の土地を買入れた。是は國の東北部の Raiford にある。一九二一年此農場所在の受刑者は約五百人であつた。政府は看守として五名を置いた。逃亡者は一ヶ月平均一人を最低とした。茲にある罪人は强盜あり、殺人あり各種のものを集め、多くは終身であつた。親密と明るい氣持とが農場を支配した。火器、鞭、其他の强壓の道具は一切存在しない。

刑務學者は未だ必ずしも、全部農場制を贊成しない。然し乍ら、此制は漸次發展して居る。其理由は他の種の勞働よりも、農業勞働の方が故障が少ないからである。アイオワ州の如きは農場制を非常に有利に利用したのみならず、是れによりて自然獨立せしめ、且つ、利益を擧げつゝあるのである。農場制に關する報告を爲したる刑務所長の多くは、收容者の五割乃至七割五分は農場に於ては信用することが出來ると稱して居る。慥に、農場制は刑務所勞働問題の解決の一路を示すものである。

隨感隨想

赤田生

○○○○○○○○

明治時代に洋行した人は、とにかく歐洲の新しい知識、新しい文化を、もつて歸つて來た。たとへ語學がわからず、獨逸あたりでビールをのんで、しよんべんばかりたれてゐた人でも、三年位をると、實質上、新文化を獲得して來たものである。恰度昔、隋唐時代に支那にわたつた人が、その新文明を輸入して來たと同じやうに。

昭和の今日でも、まだ渡歐は、流行にちかいまで繁昌してゐる。多くの人は依然として、歐洲が、學者王國のやうに考へてゐる。

その爲に學者や藝術家は勿論實業家あたりでさへが渡歐をくはだてる。

併し、吾々は、もはや歐州に學ぶべきものをもたなくなつてゐる。だから渡歐した人は全て、向ふに居ればをるだけ時世からおくれてゆくやうな感じをさへもたされる。

併しこれは必ずしも、日本が歐州に劣らぬ文化を建設したし世界第一位の國にまで伸展開化したといふ意味ではない。

事實上、もはや歐洲には文明がないのである。もはやそれは沒落してゐるのである。

だから西洋の訪問は、ベルリンにしてもパリーにしても、その文化の精と考へられてゐるところでうるところの知識さへ遠い過去の文明國たる印度や支那や埃及やローマを訪ねて、得るところのものと、實質に何等かはりはないのである。その點なら、同じ日本だつて、見知らぬ地へ行けば、質的には同じ知識を得られるのである。

翻つて、吾々の世界をふりかへつて見るとよい。どこに西洋の文明の影があるか？　都市的生活には、物質的にも精神的にもかなり西洋化してゐる樣であるけれ共、その實近代的西洋文化は、我々から遠くはなれて、新しい文化が吾々によつて、施行されてゐるのである。

即ち、吾々は、いつしかアメリカニズムの奴隷となつてゐるのである。

それは、日本ばかりではない。西洋の各國、世界をあげてアメリカ文

刑政第42巻第1号
矯正図書館

明に支配されてゐるのである。

つまり近代文明は滅亡して、從來は低級だ、野卑だと侮辱したアメリカの文化に新しく全てのものは服從して終つてゐるのである。

一体近代の文明は、所謂敎權と田舍貴族からの開放を基調として生れて來たのである。從來この支配にあつて、屈服して來た自由思想家たちが、學問の開放を叫び、敎權を否定し、新しい道德をふりかざして近代文明を成就したのである。從つて、その中堅は、知識の所有者とブルジョアの力であつた。

自由民主々義——それがその本質をなしてゐたのである。

神々に死の宣告を與へて、新しく人間の存在が發見され、個人主義的であつたが、ブルジョア的道德があり、機械的であつたが、傳統を奉持する禮讓があつた。

そこに、詩が生れ、藝術が生れ、哲學があり、新しいが宗敎があつた。

——日本は特種な立場にあつたが。

——然るに、近代の文化をなすところの民主主義はやがていつのまにかそれ自身のうちに崩壞を告ぐるに至つた。

同時に、知識階級やブルジョアが造つたところの文化は、それ自身の手によつて、うちこはされていつた。

現代の學問は、どうであるか?、それは、一部の特權階級の非現實的な遊戲となつて終つてゐる。現代の藝術は如何……イブセンもドストウイスキーも芭蕉も、乃至ベートベエンも、實生活とは遠く、「大衆的」となつて終つてゐる。代ふるに現はれて來たものは、無宗敎であり、野蠻であり、ジヤズであり、無知であり、ジヤンであり、無道德であり、樂天的であり、通俗文學である。

あらはれて來るものは、どれもこれも大衆雜誌であり、大衆文學である。

丸の内ビルデイングが近代的であり西洋模倣だと思ふのは、まちがいである。

ラヂオ陶醉が西洋文明の賜物であるといふのも完全なあやまりである。

西洋文明は、カントを生み、ヘーゲルをうみ、ドストウエスキーをうみ、ワグネル、ベートベエン、リツケルト、ミケランゼロを産んだのである。

全てが、知識的なものを根據におきその對象はつねに、ブルジョアでありインテリゲンチユアであつたところにその特質を有してゐる。

しかるにもはや、特種な知識は必要でなくなつた。實用にたゝなくなつた。必要なものは常識である、大衆的な感覺である。永遠的なものは不必要になつて、瞬間的なものこそ現實的必要價値をもつてゐる。

■

歐州の大陸は、もはや「舊」の名を冠せられて來た。アメリカの對內對外的に有する「弗」の債權は、權力を伴ふて全世界を風靡するに至つた。藝術的作品は影うせて、大衆文學は、世の的となつてゐる。ヘーゲルもカントも影うせて、ジヤナリズムの時代となつた。

クラシカルな芝居は、うつらふて時代はキネマのそれである。

個性の發見から出發した文化は、大衆無特權、無知へと轉行しつゝある。

紳士がなくなつて、ハツピが菜葉色をした洋服にかはりつゝある。

人が人をのせてゆく人力車が、アメリカ式に自働車と化しつゝある。

理論から行動へ、知識から無知へ。葉卷からバットへ、西洋からアメリカへ、文明から野蠻へ。

これが現代現實への歩みの實相である。

なげいてみても、笑つてみても、時世は、とにかく、かくいま流れつゝある。きつすいのソバを味ふことに誇りを感じてゐた江戸兒さい、支那ソバに舌鼓をうつてゐるのである。

淺草の乞食の群にさへ、斷髮の少女がゐるのである。

敎化——指導精神、遷善改化、基本のなくなつた現代と、すぐ前の將來、問題は、廣範圍にわたつてゐる。だが、そこに又アメリカ主義と東洋——ことに日本との、交涉に、新しい契機が存在してゐるやうでもある。

ジヤズに——合する手足の調子も、わるくはないが、靜かな室の日本音樂、乃至は、夫々こりかためた茶の湯の室や、公衆食堂で、くふ「めし」よりも、家でみんなでつゝき合ふ「すきやき」鍋が、より味があるではないか?

■

而て思想發展の形成を敢て論理的に追求しなくても世界は再び眞實の國の建設を樹立すべく動き出して來た。

「光は東方より」の古き警句が新しいスローガンとなつて「大衆王國」のうちに叫ばれて來た。こゝに昭和日本の新しい世界的使命が嚴存する。

矯正図書館

刑政研究資料（四）

泉二新熊報

一四、現代刑執行に關する著書

——ハムブルグ刑務所發行——

イ、「何故に懲治監に於て感化される罪人が少ないか？」一九二五年

ロ、G、M、オーベルマイエル著

「刑務所に於ける罪人の完全なる感化への指示」ハムブルグのM、リープマンの序あり、一九二五年

ハ、『階級をなせる刑執行』一九二六年

序言——内閣行政委員ブムケ博士—ベルリン——

a　デーゲン著——ミュンヘン氏顧問——

「バイエルンの刑務所に於ける階級刑執行」

b　フレーデ著——法學博士にしてワイマルの參事官

「チューリンゲンに於ける階級刑執行」

c　シュタルケ著——ドレスデン市顧問——

「ザクセンの刑執行に於ける漸進的思想の發展」

d　chr　コーホ著——ハムブルグ刑務所長

「階級をなせる刑執行へ」

ハムブルグ刑務所の、囚人について書かれたこれ等著書の發行の目的は、この發行者、所長コーホの意志に依れば、刑務所官吏のために知的の武器として（コーホの彼の著書に於ける序言參照）價値多き專門的文庫を作るにある。それは喜ばしいことであり又承認と支持とに價するものである。

最初の著書は（a）ライプチツヒに於て一八〇二年に、或匿名者に依つて出版された。この著書は、その慨に、古い言葉や感情に溺れてゐるやうな用說にも關らず、その常に明快な洞察によつて、刑執行の教育學的問題に突進んでゐる。本質的に優つてゐるのは第二番目のオーベルマイエルの著書である。（これはバイエルンの司法省から新版として出版されてゐる）この著書の序に於て、報告者が、この著書を、個々の個所に於ては古くなつて廢れて行くけれども、その根本精神に於ては今日に於ても未だ恐るべき力を持つて讀者を捕へるところの世界文獻上非常に稀な著書だと述べてゐる。然しながらこの著書は、單に力強い、純粹な、又溫情に富めるバイエルンの刑務所長の性格の魅力によつてのみではなく、一つの文學上の味はひを持つてゐるのである。今日ですらなほ、オーベルマイエルの考へてゐた多くのことが未だに實行されてゐない。從つて彼は今日に於ても未だに殘つてゐるところの刑執行の本質についてのスコラ哲學理論的竝びに形而上學的の觀念から、刑執行なるものを引離し、そしてその刑執行を純粹な教育思想を持て充すべく努力する全ての先覺者達の味方に屬してゐる。オーベルマイエルは、當時何等の効果もなく、遠く時代に

後れてゐた死刑の廢止を要求した。又彼は、懲治監竝びに全ての名譽毀損となる刑罪に反抗した。そして、不定の刑罪の判決や、或は囚人の私事に從つて差別をつけるやうな差別待遇とにも反抗したのである。更に彼は、個々の拘留に於ての時間といふ偶像に反抗し、そして、相當な、爲になる、報酬を與へて爲さしむる仕事に依り、或は、犯罪人の世話をして、しかも如何なる點に於ても模範的な行動をなし、そのために自分等に從屬してゐる囚人達の信賴を得ることが出來るやうな官吏に依つて爲される教戒又は精神的の注意による一般的教育を要求したのである。オーベルマイエルの一生及この著書の使命——これは獨逸に於ては忘れられたが、アメリカに於てはE　Cワインズに革命的創造への刺戟を與へた——については序言に於て簡單に述べられてゐる。この新版が、かくの如き無比の人物と彼の著作についての科學的研究への刺戟を與へることこそ、自分の望むところである。第三番目の著書は畢竟、現代の獨逸の刑執行の努力と仕事について述べてゐるに過ぎないものと云ひ得る。

一五、被刑罰者による刑執行の批判、

a　アルベツト、ロンドレズ著「牢獄」

これは被刑罰者の地獄と書いたもの、

序言はパリーのパウルブロック、一九二四年

b　オスカア、ワイルド著

"Epistola in carcere et vineulis"

獨譯、マックス、マイエル　フエルド　一九二五年

c　「罪なくして（殺人犯と判決され）懲治監生活」

これはニーデルシュタウフエンの獨逸人稅官吏の經驗である。一九二五年

d　ヴエラ、フイグネル著「ロシヤの夜」

これは自分の生涯に於ける思出、一九二六年

（終身懲役）

e　カール、ハウ著「一生涯の間」

これは懲治監に於ける思出である。一九二五年

及、同人著「死刑宣告」彼の訴訟事件

f　フエツヘンバツハ著「喜びなき者の家にて」

これは懲治監の模寫である。一九二五年

g　アレクサンデル、ベルクマン著「行爲」

これは或る無政府主義者の刑務所に於ける追憶である。

被刑罰者の刑務所についての文獻は二つの方向に於て高い價値を持つてゐる。その一として、それ等の文獻は禁錮についての直接の心理との印象を知らしめる。而してその二つとして、たとへそれが全然主我的の立場から見られたものであつても、又屢々事實の捏造であるとしても、矢張それ等は、刑執行に於ける最も類型的な缺陷、設備に於ける不充分な點又は殘忍な點等を明らかに示すのである。それ等に於ける詳しい批判は、このやうな報告を蹴飛ばしてしまふであろう。報告者の研究所に於ては、これ等文獻の總括的な犯罪心理學的研究が企てられてゐる。

一六、「基督教囚人救濟所よりの聲」

ツエツレに於ける刑執行局長ムンタウ氏により出版、四册、

一九二六年

これ等の著書は基督敎的の共同團體から出たものである。文獻としては、その感傷的な語法と、又その立脚點の敎理的狹隘等のために、何等價値を有してゐない。第四番目の著書、「死へ又同時に生へ算入されて」――これは或殺人犯の男女の死刑について述べられてゐる――は報告者をして、卽時に遠ざけしめたのである。不道德な、禍音の精神と相反したこの刑罪を拒否する言葉など一言もなく、しかも最も不適當な、言語に於ける自個滿足がある。が他面に於ては、これ等の團體に、出獄者保護のための大きな犧牲や獻身が存在することは見逃すことは出來ない。これ等未熟な書物も、そのことについては明らかに述べてゐる。

一七、會計年度の爲の（一九二三年）プロシヤに於ける司法官廳の囚人施設に關する統計、一九二六年

世界大戰終了後初めてプロシヤの官廳は、立派な特別の一覽表、と、又一九一五年以降の刑執行制度の外面的發展、卽ち國會の原理に基いて、一九二三年八月一日より實施された服務竝びに刑執行の規定による新規則制定、及制定せられた自治の認容と共に實施された段階をなせる刑執行の實行（これについては殘念ながら何等說明されてゐない）及刑執行官廳の組織――これ等についての遺憾ながら極く短かい緖言と、更に一九一四年から一九二三年までに官廳の行つた刑罰の橫斷面についしの概觀とを以て、全プロシヤの刑務所に關する一つの統一的報告を發表したのである。プロシヤ以外の各洲も、かくの如き根本的な又內容豐富な統計を發表して、これ等の統計の發表を、各々の特に重要な個々の問題の特種な研究によつて完成せしめるといふことは、眞に必要に迫られてゐるのである。例へば誤まられた懲戒標準についての統計が、確實な敎示をもたらすといふことは、充分に承認さるべき價値を持つてゐる。とにかく、その誤まられた標準なるものは、余りに多いのである。例へば、ベルリンの刑執行局內に於て、二週間以上四週間までの嚴重な禁錮が一九四回もなされたと報告されてゐる。又特記すべきものとして次のことが擧げられる。卽ち、統計の示すところに依れば、單に自殺者（ベルリン刑執行局內、男子―二八人、女子―一人、プロシヤ全體の總數、男子―六二人、女子―五人）のみではなく、自殺を企てたものがあるといふことであり、又その中でも、眞劍に企てたるもの（總數、男子―一一三人、女子―一三人）と、左程眞劍でないもの（總數、男子―二五二人、女子―三五人）とに分けられてゐるといふことである。この際見逃してはならないことは、刑務所官吏が、囚人の個性の認識に於ける缺陷のために、實際は徹頭徹尾眞劍に企てられたものを、左程眞劍ではなく企てられた自殺企圖として報告することが、全く容易にあり得るといふことである。然し、これ等總ての特に重大な事實について、我々は一つの統計――無論これの效力は充分に認容すべきであるが――のみでは滿足せず、その個々の場合に於ける本質的問題を大膽に、しかも細心の注意を拂つて研究しなければならないであろう。何となれば、我々は、唯そうすることに依つてのみ、わが官吏の敎育へ、又は敎育的刑執行

のための最も重大な要求へ、資することが出來、更に、刑務所に於ける人間材料の眞に科學的な研究の根底を造ることが出來るからである。

一八、ブェッレ、アンドレアス博士著

「殺人心理學」。＝犯罪心理學的研究＝

（一九二五年）及G、クラッセンによる同じもの、英譯「殺人の心理學」＝犯罪心理學に於ける研究＝一九二七年、（前スエーデン司法大臣ビルゲル、エーケボルグの短かい序文あり）

この觀察の深さと、その統一に於けると同樣に、敍述に於ても卓越してゐるブェッレの著書は、吾々による一層正確な研究と顧慮とを必要とするのである。何となれば、そうすることに依つて、一つの文獻上の概觀がもたらされるからである。唯此處では、英譯への序文にもあるやうに、一九一九年以來、ドールパートに於ける刑法の大學敎授であつた著者が、殘念ながら、一九二五年十一月二十二日にテイリング（スエーデン）に於て物故してゐるといふことを記すに止める。（著者は一八七九年、ゴーテンブルグに於て生る）。これは未だ幼稚な犯罪心理學といふ學問にとつて、補ひ難き損失である。

一九、トエッペン、ハインリツヒ博士著

「終身懲役の判決を受けた者及被減刑者の心理に關する最近の觀察」一九二七年

このミュンスターに於ける有名な精神病學の敎授は、新らしい調査によつて、終身懲役に關する犯罪心理學的の細目に亙る研究を完成した。彼は既に一九一二年に、アシャッフエンブルグの月刊雜誌に於て、七十名の終身懲役受刑者に關して報告したが、今又、極く少ない例外はあるが、殆んど大戰當時又はそれ以後に生じたところの五十六名の場合についての研究をも、もたらしたのである。この興味ある叙述は、新らしい、又より內容豐富な着眼點を示して吳れる。つまり、こゝに觀察された者の中、四一パーセントは犯罪の遺傳性を持つ者であり、又不確實であるか或は充分に感化され得べき者は二八・六パーセントであり、更に一〇・七パーセントのみが、彼等の意志生活に於て精神的であると指定されてゐる。（然し、なほ附加すれば、六〇・七パーセントの者は殆んど特異性を有してゐないであろう。從つて、何れの被觀察者に於ても、その意志の心理に於て、何等かの顯著なる特異性を認め得べきであるといふことについては、何等云はれてゐない）又五一・八パーセントは精神病者であり、後天的に精神病にかゝつたものが五・三パーセントある。更に四一・八パーセントの者は、その犯罪を行つた年齡が一八歲から二一歲まで、四四・八パーセントの者が、二三歲から三一歲、そして一四・二パーセントが三二歲から五〇歲となつてゐる。歐洲大戰の結果――この大戰の破壞的影響が驚くべき程にこの研究に反映してゐる――一八歲から二一歲までの若い犯罪人の參加數が著しく增大してゐる。以前のトエッペンによる敍述に依れば、この若い犯罪人達のパーセンテージは、唯の三五・七であつた。又フイルンシュタインによつて報告されたのに依れば（四十人）十八歲から二〇歲までの者は、唯の一二・五

パーセントだつたのである。精神病になる者の數の激減——以前の調査に於てトエッペンは、少くとも四五・七パーセントの者に關しての精神病を報告してゐる。——の原因を著者は次のことに歸してゐる。それは新らしい研究の結果、終身懲役受刑者に於ける懲戒が非常に少なくなつたといふこと、もう一つは、刑の執行に於て、——少なくとも此等の犯罪人達の場合は特に——醫術的の精神が行きとゞくやうになつてゐるといふことである。トオエッペンの經驗によれば、多くの精神的の疾患は、禁錮されてから最初の五年に發生するといふのであるから、新らしい入獄者に對して、唯契約的に短かい期間だけ注意するといつた狀態では問題にはならないのである。特に記すべきなのは、新らしい入獄者に於ける赦免の忘想は、概して氣付かれなく、又無罪の忘想が唯一度しか氣付かれなかつたといふことである。然し、丁度これ等の精神的の疾患の場合は、私の調査によれば、通常數年の監禁後に初めて起きるのを常としてゐる。精神病になつた者及び犯罪心理學的に特に興味深い場合に關してトオエッペンはより正確な日附を與へてゐる。この收益ある敍述が數年中に完成され、より深く研究されること望んでゐる。この敍述には、第一に、この著書に於て精々示されてゐるところの刑罰の心理的影響についての觀察を必要とする　第二には、その調査方法が根本に於て、特別な囚人等の文字を持つて書かれた報告と、又自由なる彼等との對話との上に築かれてゐるといふことが必要である。著者は、その序言に於て、現代の精神解剖の意味の上から知られてゐないことに對して、魔術的の鍵を用ふることを避けてゐる。然し未だその精神解剖といふものも、充分にはなされてゐない。我々はより正確な研究と、個々の心理學的又は心理分解的方法とに依つて、(これ等にも、偏狹とか神話學とか云つたやうなものがあつてはならない)より多く、又より深いものを、囚人の精神生活からもたらすことが出來るのである。然しこの研究も亦、如何なる場合に於ても、このやうな「部分的の研究」の秀でた、實際的の意義に對する一證明である。若しも我々が、犯罪人に關する現在の素人藝式の智識の狀態から抜け出でやうと思ふならば、我々は總ての、心理的に把捉すべき犯罪に對して、この研究を必要とするのである。

海外資料

ウイリアム バツド翁の手記

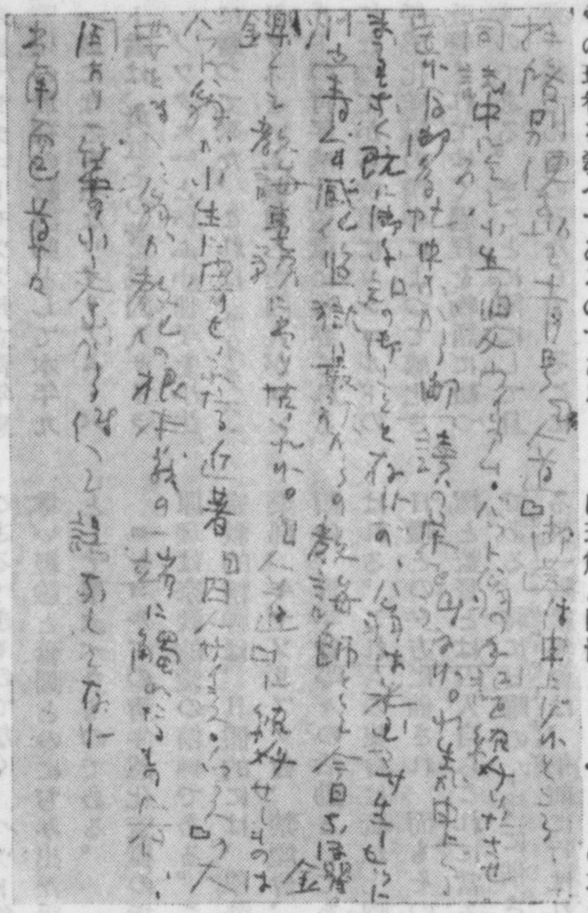
米國マサチューセツツ州立青年感化監獄の最初の教誨師として本年九十一歳になる有名なウイリアム・バツト翁は、最近その著書『囚人サイラス・ノツクス』といふ小冊子を小生宛に贈つて來た。これは、サイラス・ノツクスといふ假想した囚人がコンコルドの青年感化監獄に收容される樣になつてから次第にコンコルドの青年感化監獄の精神によつて感化され改善されてゆく過程を物語に綴つたものである。まことに簡にして且つ要を得てゐるのみならず、そこにはバツト翁の數十年に亘る教誨師としての經驗と抱負とが小六ケ敷い理窟抜きに生々と示されてゐる。それは一片の物語として輕々しく讀み過ごさるべきものでなく、バツト翁の尊い經驗と奮鬪とのにぢみ出た手記として學ぶべきものである。

コンコルドの青年感化監獄の指導原理は宗教的愛の精神である。この宗教的精神は、具體的には、學藝倶樂部、キヤソリツク會、禁煙會、祈禱會、青年會等々の活動としてあらはれる。これらの集會は概ね土曜と日曜との夕方に催され、而もその指揮と監督とは囚人自らこれに當るのである。特に日曜の午後に催される第一階級集會(ファースト・グレード・ミーチング)は、午前に行はれる禮拜にもまして囚人相互の間に道德的社交的訓練をあたへる。また時々全國の知名の士を招いてひらくライシユーム講習會も同じ大きな效果をあたへる。就中感化監獄に對して寄せられる大方の同情は、殊に婦人の囚人に對する援護は、この事業に從事する役人を激勵するばかりでなく、監獄に收容された囚人の上にも想像にあまるよき影響をあたへつゝある。コンコルドの青年感化監獄には更にまた一つの誇りがある。それは最初の典獄タフト氏によつて培はれた音樂の趣味である。禮拜堂に於ける讃美歌が囚人にあたへる感化は決して少くはない。監獄事業に理解と同情とをよせられる婦人によつてピアノが伴奏され、役人も囚人もまた監外の人々も共に聲高らかにうたひ、この雰圍氣のうちに漂ふ情緒を通して囚人を善導することは、たしかにコンコルド青年感化監獄の大きな誇りであるに違ひない。

バツト翁はこの樣な生活と環境とによつて、假想人物サイラス・ノツク

刑政第42巻第1号
矯正図書館

スが次第にかたくなな心を解きよき心の芽生を伸ばしてゆく過程を細々と敍し、その間に沽渇することなき愛の理智を敎へてゐるのである。



辻書記官宛の留岡氏の書翰

翁が結論として附言するものは第一に、監獄事業にたづさはるものがキリストの愛によつて導かれる献身的精神を持たねばならぬといふことである。〝魂を打ち込むといふことは、特に人を相手とする感化教育には必要である。第二には直接この事業にたづさはらざる監外の人々がこの事業に理解と同情とを寄せ、この事業を激勵し援助するといふことである、そしてその魁として先づ監獄の役人の家族の人々が能ふ限り監獄に接觸する様にならねばならぬといふことである。囚人の魂は吾々のそれと何等異る所はない。彼等は唯損はれたる魂をもつに過ぎない。而も彼等自らその責を負ふことなしに、こゝに監獄事業の中心的精神たる同胞愛の觀念が湧いて來る。

吾々はバット翁のこの手記をよむとき、翁に人間的交渉を抽象した受刑者の科學的處遇法について問ふことの愚なるを痛感させられる。科學的處遇法、それはたしかに一つの方法手段であるに違ひないけれども、それが一つの方法手段としての意味をもつのは一體何によつてゞあるか。それは受刑者に對する人間的交渉のぬくもりを中心とすることによつてゞある。バット翁はこの人間的交渉を一時も抽象することがなかつた。從つて翁の手記は人間的交渉のぬくもりを新たに反省させるものである。

（留岡幸助氏）

誌上講演

國家の己性（三）

貴族院議員伯爵 二荒芳徳氏談

◇

是れが卽ち天性であるが、續いて環境に付て申したい、歷史といふものは一つの環境を支配する、日本がどんな環境にあるかといふことを考へる時に是亦如何なる外國人と雖も一指も染めることを許さない雄大なる事實を有つて居るのである、何故かといふならば文明の爭に位置して居る點である、卽ち東西文化の歸點である、今日に於ては文明といふものなしに吾々は住むことは出來ない、如何なる所にも文明の餘澤を蒙らない所はないのである、總ての環境は文明の賜である、今日の總ての生活樣式は文化の賜でないものはない、そこで文化といふものは一體どういふものであるかといふ一つの疑問を出して見るのである、皆さんが文化といふ言葉は屢々使はれて居るのであらう、それで文化といふものは分つて居るではないかといふてもなか〳〵分らない、文化絣、文化井といふ濫用は分るけれども、何をか文化といふとなると殆んど答へることが出來ないのである、必ずしも是は吾々が答へることが出來ないのみならず文明の歷史家が與ふる定義必ずしも一致しないのである、併しながら强いて申せば私は文化といふものは斯ういふ風に言つたならば當るかと思ふのである、文化は人間が地球に生れて來て以來人間のみの特有して居る所の靈智靈能、智慧を絞つて社會、世界といふものを愈〻榮えしめやうとする努力の結果の累積するもの〻全部である、作り上げて來たものを累積したもの全部が文化である、智識の結果其のものを集めた總てのものが文化といふのである。

◇

さうなると文化は人間が生れた時から始つて居る、卽

ち今日の文化過去の文化ではないのである、今から三百年も前にはガラスといふものすらなかつたのである、今日金澤の前田侯の所にギヤマンの間といふのがある、幅が一尺五寸位のガラスが部屋の障子に入つて居る、三百年前のガラスであるから加工する所がないので餘つて居る所がある、それを入れて作つたのが非常な御自慢のガラスの間で其部屋が一番良かつた、今では吾々もギヤマンの間に入つて勉強することが出來るやうになつて、何かといへば文化の程度が進んだ譯である、其當時に於てはギヤマン其ものが即ち一つの大きな文化の現れであつた、文明はさういふ風に進んで來るのであるから何時から始まつたのであるかといふと、文明歷史の第一は人類の生れた時に胚胎して居る、エヂプト、バビロンの文明は歷史家の言ふことであつて、吾々が文明の第一コースは人類の此世に生れた時から始まつて居ると申す方が宜しいと思ふのである、生れたのは母の母體から離れたのが其人の歷史である、さう考へると文明は人類の起源と同じくして居るといふことになるのであるから、今から何萬年前か分らない、人類の起源は是まで學者に依つて議論が多岐に分れて居るが、其時から人間は物を作り上げる、愈〻反對矛盾を統制して行く力を持つて居つたのである、其當時には勿論人間が一番偉大な動物ではない、爬虫類などが此地球の上を橫行して居たが、人間は物を作り上げる力、考へる力、靈智靈能の力、矛盾反對を統制する心持を持つて居たのである、故に彼等を驅逐するあらゆる努力を拂つて、土を掘つて爬虫類の襲撃を防ぐことを考へる、次には火も發明し段々に自分の身體に感ずる寒さを防ぐ爲に毛皮の着物を着るやうになつて、文明は段々發達して、さうして今から六七千年前に色々な文明が出來たのである、そこでこのバビロン ギリシヤ、ローマの文明、エヂプトの文明といふものが圓い地球を段々東西に廻り出したといふことは歷史の證明する所、將た事實の證明する所である、所が此文明といふものが東の方に段々進んで行つたもの、東の方に蔓つた文明といふものが日本の國に始まつた頃から日本に來て居るのである、支那の東洋文明は早くから日本に入つて、日本の文明を東洋文明の雰圍氣の中に育てゝ發達して來たのである、是が西の方に進んだのは或はヨーロツパの中央の文明となりスペイン、フランスの文明となり、北にはロシヤの文明となり、此文明がヨーロツパに止つて居ることを欲しないで大西洋を越えてアメリカに渡つたのである、而して更に天然の資源に應じて益〻爛熟の域に達して西洋文明といふものは遂に再びアメリカの地を離れて吾々の今住んで居る日本に彼の大平洋を渡つて來た、是が五六十年前である。

◇

即ち吾人が今日に於て文明なくして有らゆる生活を考へることは出來ない、即ち文明が二つに分れて何處かで會ふべき運命を有つて居つたのである、而して其の文明が何れかの地點に於て會ふ地點があつたならばそれは最も美むべき國であるといふことは何人にも否定することが出來ないのである、其の事實といふのは吾々の住む日本にあるといふこと、即ち如何なる外國人と雖も此の事實を否定することは出來ない、何處に東洋の文明が燦爛たる光を發して居るのであらうか、天を摩するやうな大家屋は西洋諸國にある、即ち西洋諸國の物質文明の反映を見ることが出來るが、そこに東洋文明といふものは殆ど見ることが出來ないのでめる、更に東のアメリカ大陸に渡つて見ても何處に日本の國の如く美しい所を見ることが出來やうか、又隣國支那を見ても日本の如く西洋の文明を包含して居るといふことは不幸にして其の域に達して居ないと思ふ、上海とか天津とか其他の外國の租界に西洋文明の現れて居ることは見ることが出來る、併しながら東西兩洋の文明が各々そこに矛盾反對の中に爭ひながら之を統轄しつゝ榮える所の有樣は日本でなければ見ることが出來ないのである、他の諸國に於ても漸次見られるかも知れぬが、先づ東西文明を併せ得た國は此大平洋の北方に位する日本であるといふことは文明史家を俟たないでも是認しなければならぬ一大事實であるのである、そこに於て日本人といふものは位置即ち環境といふものが、日本己性を研究する第二の要目としての環境から見て日本は實に重大なる使命を有つて居る文化國であるのである。

◇

併ながら何と申しても人間が生れて實に數萬年、文明東西に別れて數千年、相隔つて居つたものが俄かに一國の上に會つたのであるから非常なる矛盾反對が茲に起つて來て居るのである、即ち思想上の紛糾といふものは日本が世界的の日本になる爲には當然經なければならぬ過程である、此の故に今日思想の危險といふことは當然のことである、又吾々は此の紛糾に非常な憂慮の眼を向けることを忘ることは出來ないけれども之を統轄する所の能力は、今まで憲法の入つて來た時、佛教其他の文明の押寄せて來た時に吾が日本民族が之を統制することが出

來たことによつて確信を有つて居るのである、又日本の皇室の觀念、民族の意識といふものは外國のそれとは全く違つて居つて、外國に於ては大帝國の滅びるといふことは或る程度まで自然の理屈かも知れぬが、吾々の戴いて居る所の皇室は眞理、眞實を表現された皇室であるが故に寧ろ國民全體の生活の中心であるといふことが言はれる以上其の矛盾反對を統制して行くといふ所に昭和以後の日本が私は存在すると思ふのである、社會主義の思想に於ても日本に於ては正しい道を踏むべき日本己性の光に依つて導かれるであらうといふことを私は信じて居るのである、併しながら現實に即し個々別々のものを見る時には實に矛盾其ものが吾々の生活に迫つて來て居る、例へば吾々の日常の生活でも吾々は洋服を着て居るけれども食事の際は座る、一つの禮、一つの作法でも吾々は常に矛盾反對を見るのである、而もそれを餘り感じないで行つて居る所に偉大なる統制力を有つて居るのである、西洋人の如きは日本に來ても日本食を一週間の中に二度か三度は食べるかも知れぬけれども、吾々は一度外國に行けば西洋の生活に入る、支那に行けば支那の生活に入ることが出來る、吾々は腰掛ける生活も疊に座る生活も出來るのである、さういふ統制力を吾々が見る時に日本國民は是からこそ世界的の力を出すことの出來る時であると信ずるのである。

◇

それから同じく環境でありながらもう一つ附加へたいのは日本の太平洋時代に於ける位置である、能く太平洋時代といふことをいふが、是はヨーロッパ戰爭後文明史家の頻りに唱へる言葉であつて、世界大戰後には時代は既に大西洋を打切つで太平洋に來たといふのである、文明の推移を見る時に一番古い所で地中海を回想することが出來る、地中海を文明の中心にして來た所のローマとか、あの附近の沿岸の國民が榮えた時代、是が地中海時代である、然るに戰爭前に於ては所謂大西洋の時代で、スペイン、オランダ、最近に於てはイギリスが之に覇を唱へて居つて、大西洋を中心にアメリカの國も色々の交涉を他の列强と致したのである、然るに五ケ年に亙るあの未曾有の大戰は之等を總て大平洋に移したといはれるのである、今日軍備の制限を論ずるに方つても此の東洋の一列島の日本といふものが玆に一つの位置をなして論ずるに至つたといふことは、日本の太平洋時代に於ける位置を裏書するものである、地中海時代に重要の位置に在つた國はギリシヤ、ローマであり太西洋時代に重要の位置

に在つたのがイギリスである、今太平洋の地圖を開いて其重要の位置に在る國を調べて見る時に吾々の住む日本がイギリスの如く、ギリシヤ、ローマの如く重要の位置を有つて居るのである、後ろを顧れば未來の國として多くの望みと疑問を有つて居る支那、シベリヤあり、東方にはアメリカあり、南方には濠洲の大陸あり、日本の國は頗る使命が大きく、吾々國民としては果して此使命に對して十分に國の光を輝かし得るや否やといふことを思ふ程の使命を負ふて居ることは何としても新興の國民としては實に痛快に堪えない位置に在るのである、此の環境から見て、吾々暫らく第三者の人間に立歸つて日本の國家の修養其ものを見る時に更に愼まねばならぬ澤山のことを見出すのである。

◇

先に申したやうに天性は實に立派なものを有つて居るが、修養に至つては今日の日本は殘念ながら他の歐洲諸國に比べて非常に劣つて居ると思ふのである、即ち國を開いて以來明治以後に於て日本は餘りに幸福であつたのである、明治天皇が日本を御開きになつたことは實に各國の歷史に於て見ることの出來ない偉大なる御事蹟であつて、其後歐洲列强の文明を御取入れになつて現在の文明が出て來たのであるけれども、其の以後は偉大なる明治天皇の御稜威に依つて餘りに順調に行き過ぎて居る、日清戰爭も連戰連勝、日露戰爭の時にも非常なる心配を致したけれども是亦忠勇なる吾々の先輩が死を見ること歸するが如く戰つて之れにも勝ち得たのである、世界大戰後に於て日本が聯合軍に加擔して、而も聯合軍の苦んだ戰爭の苦痛は受けずに、寧ろ之に依つて利益を受けて、物質的に非常な富力の增したやうな次第である、此點に於てはヨーロッパの諸國に比べると全く修養が足りないのである、私は戰爭の當時大正六年から八年に亙つて最も戰爭の激烈な時にロンドン、パリーに居た、さうして親しく如何に敵國から襲はれたかといふことも見て居たのである、卽ちロンドンの如きは始終飛行機の襲撃に遇つて居る、月の三分の二は飛行機に荒されて居つて、私共が住んで居た所にも屢々彈丸が落ちるので地下室に隱れたこともある、フランスの如きに至つては十八の青年すらも戰場に驅り出さなければならぬといふ時機に直面して、而もフランス人が祖國に對する信賴は實に偉大であつた、私はフランスに居た當時割合に國境に近い所に居た、さうして其の一例を申して見たいと思ふが、或る田舍に日本人の友人からすつかり離れて生活し

て居て始終夕刻散歩することにして居た、田舎の電車が寒村を通過して、一寸した部落がある所に停留場があつた、其處を或る夕刻散歩して居た、さうすると十四位の女と十三位の男の子が話して居る、私は何の氣なしにお前さん達は何を言つて居るのだといふことを聞きました、所が今日實は兄さんが戰地から歸つて來るといふことであつた、御承知の如くドイツとフランスは國が接して居るから兵隊に行つて身體が弱ると二週間歸休する、二週間靜養して又戰爭に行く、其歸休兵が歸つて來るといふので其子供と話して居たら二三十分すると電車が來て戰時服を着た穢ない青年が降りて來た、此の子供は兄さんが歸つて來たので喜んで手に縋り付き弟と妹に手を引かれながら十八九の青年は農家に歸つて行つた、そこで私もあなたの忠勇なることを感謝するといふやうなことを話して戰地の狀況を話しながら五六町ばかりの間青年を見送つて別れたのであるが、其時にも戰地はなかなか苦しい、今度二週間經つと戰地に行くのだから此次には歸れぬかも知れぬと話して居たが、それも頗る自然の儘に話して居た、其の翌日私は何時もの夕刻の散歩の通りに昨日の兵隊の家の前を通つて見たいと思つたのであるが、五時頃行つて見ると其の兵隊が今日は父と母と一緒になつて葡萄畑で葡萄を摘んで居つたのである、それから私は非常に興味を有つてもう働いて居るのかと言ひました所、葡萄といふものはなか〳〵採收時期がやかましいので皆で取つて居る譯であるといふことであつた、私は之を見て日本であれば戰地から歸つて來て先づ翌日は歡迎會でもあつて十時か十二時までも寢るといふ連中が普通であらうと思ふが、此のフランスの青年は何の氣なしに畑に出て葡萄を摘んで居る、斯ういふやうな心持は一例であるけれども現代の日本人が本當に持つて居るかどうか、國としても國民の精神が堅實であるかどうかといふことは吾々顧みて非常に心配するのである。

◇

又パリーが戰爭の爲に將にドイツに侵されようとした、北の方二十里位の所に押寄せて彈丸の音も屢々聞えたに拘らずパリーに於ける市民は國家の防備力を信じて殆ど大體動搖しなかつたのである、卽ち大船邊にどんどん兵隊が來たに拘らず市民の大部分は踏み止まつて城は明渡されないといふ決心をしたのであるが、東京市民にしたならば果してどれ位踏み止まるかといふことを考へると實に不安である、普佛戰爭は七八十年前であるが、

其時にパリーは非常に侵されたのである、隣りの國の威力を如實に知つた居る國民と餘り大きな强國を持つて居ない國民の修養は此の二つを比べると實に薄弱であるといふことを感ずるのである、のみならず彼の關東震災の有樣を見ると殆ど平生自負して居る日本國民の精神といふものは消磨されて全く戰敗國の卑怯な國民の氣分に吾々罹災民がなつたといふことは實に恐ろしいことであると思ふのである、我が日本の國家を顧みる時に、飽くまでも日本人の日本人といふ立場を離れて、日本の國柄といふものを見ても眞に日本の文明史上に於ける環境といふものは立派であるのであるが、此第三に屬する修養に付ては大きな疑を有つて居るのである、併ながら吾々は修養といふものは人爲で出來ることである、個人の修養が人爲で出來るが如く吾々は今日の時代に於ては國民としての修養が非常に大切なることであつて、此の修養をするといふことは各自の一つの務めであると思ふのである。

◇

かの大地震があつたが故に關東民の修養が足りないといふことが如實に暴露した、是れ無かりせば自己の缺點に氣が付かなかつたかも知れない、同じやうに國家の缺點も吾々は神でない、普通の人間であるが故になか〳〵分るものではない、此の缺點を先に申すやうな殲滅の心持を以て最も良きものに導くといふことは吾々日本國民の重大なる使命であるかと思ふのである、斯ふいふ意味に於て國家己性といふものゝ存在を高調し日本國民道德の基調といふものも單純なる歷史的の根據に置くことを以て足れりとしないで、必ず國家共通の己性論を以て、何れの國にもある己性を比較研究して、其の己性が直に世界各國の萬人が認めて居るものでなければならぬ、而して吾々が此の己性を受けて居る以上は將來の發展を期する以上十分の反省をしながら進んで行きたいと思ふのである。

（完）



初心者のために

句評 その一

冬花居士

◆

昨年書きかけたのが未だ完結には至らないのですが、餘り長いと退屈であるし、それに、投吟が殖えて全部載せきれないので選に洩れた中からその二三を拾ふて初心者のために駄評を加へて見たい。

序に申しておきたいことはこの俳壇は投吟の多きを望む爲に當季隨意として居ますが、假に一月十五日にメ切た句は三月一日發行の誌上に發表になるのですから當季といつてもその讀まれる時には大分時候が變つて居る、こゝにも見られる如く一月號誌上に秋季の句のあることは讀む者からすれば興味が薄い、やはり、梅とか、初霞、元旦、節分といつたものを欲するのである、又吟者としても來るべき季節ものは詠むに難くもないのですから、雜誌句はこのことを心得て置て投吟されるとよいと考へます。

◆

巢々と畔に晝寢の案山子かな

これは御用濟の案山子を詠んだものであろうが、句の上には御用濟となつて居らぬ、であるから「監督を他所に晝寢　看守かな」と詠むと同樣で、御用を忘れた案山子は遖に入り難い。

菊壇をながめて淋し我が姿

菊をほめた考へであろうが、總體菊は長壽とか又は目出度對照物として居るものであるから、このやうに淋しい句は面白く感ぜられない。但し述懷句として人に示すとか日記の端に記入するのならば此限りにあらず。

線路近ふ苅田に建ちし繪看板

吟者の繪看板見たときが恰も苅田季節であつたものであろうが、線路沿ひの看板は年中建てられて居るものとして間違ひはない、それで苅田そのものに何等働きが見えない、吟者は或は稻扱等の苅田に緣のある廣告板であるといふかとも思はれるが、それならば今少しく言葉が拙い。

◆

頬冠り夕日をあびて菊作り

如何にも菊を作るときはそのやうな風采をするでもあろうが、菊作りと詠むと、菊を作つた人といゆ意味に普通解釋して居る、さうすると一寸蟲とか塵埃を拂つて居る場面であらねばならぬが、それではその風采が菊の品位を下落させることになる。芝居ならば主役を殺すことになるのである。

毎月募集
刑政俳壇
題 當季隨意
メ切 毎月廿日限
用紙 官私製ハガキ

◈椎迺本冬花先生選

◈

祓ひけり舞ひけり菊は盛りけり　前橋　夢丸
里の子の木の實に集ふ御堂かな　金泉　双石
病床の夜は更けて月冴ゆる哉　西大門　亀友
庭の柿赤くなる朝な夕な　久留米　淀
朝霧に嘶く駒や放牧場　神戸　滴水
行く秋を貧に賣らるゝ女かな　同　頓杉
雨の日は繩もだるみし鳴子哉　堺　熊水
露時雨空には星のふる夜かな　西大門　豊
夕陽照る渓一ばいの紅葉可那　姫路　松月
芝居果てゝ野道を暗う戻りけり　新義州　筑友
はき馴れぬ草鞋もはけり茸狩　名古屋　潮風
初茸をさげて戻るや松葉掻き　静岡　一心
草の戸の朝日に匂ふ黄菊哉　新潟　銀波
芦狩や逢ふ人毎に覗く籠　旭川　長笑子
掛取や嫌な煙草も吸つける　秋田　旭水
從七位の門札ふるし菊の宿　下關　姫鶴
石佛の邊靜かに野菊咲く　大田　雄心
朝露や犬の分けゆく小萩原　新義州　可笑
　　晋州　久峰

山道の落葉に足を取られけり　小菅　豊月
感涙にむせぶ敷人や菊の秋　西大門　豊南
芦狩に東髪のピン落しけり　三重　月峰
大典を迎へて菊の盛りけり　馬山　水鶴
小春日の尼が切揃ふる障子かな　晋州　あらた
冬木立櫻と聞いて見上げけり　高松　ひさし
濱風や棲押へつゝ松露堀る　西大門　豊南
飽打つ槌の響きや初仕事　練習生　越人
恩典を語る囚屋の夜長かな　神戸　宮兒
初からな燒き捨てゝある苅田哉　豊多摩　巴波

五　客

初獵やカメラに竝ぶ天狗連　金原　安泉
短日や星から月の出あきない　三池　不知庵
芦狩の山番人に追はれけり　福島　白峰
芦狩や獲物くらぶるわかれ路　青森　蛙聲
大根の一株隅に殘りけり　新義州　光景

三　オ

（人）名の知れで淋しき萩の御寺かな　旭川　長笑子
（地）置く霜や旭にぬるゝ石地藏　名古屋　驥月
（天）初獵の話にふける旅籠可那　金泉　梅雪

矯正図書館

御大典紀念 全國刑務所 武道大會所感

金澤 常石生

國民擧つて奉祝の歡喜に踊る千歳一遇の御大典を記念せんと刑務協會主催第三回全國刑務所演武大會は京都武德殿に於て本年十月二十一日開催せらるゝ旨發表せらるゝや各區の選手は檜舞臺に出場することは實に千歳一遇の名譽と心得熱狂的猛練習したことであろう。

第三區劍道部出場選手は金澤三名、三重二名、新潟一名で十九日晩京都の宿舍山科別院に到着した翌二十日各區の選手悉く揃つた。

◇

一見するに各區に於て優勝したる選手だけあつて流石骨格逞しき大丈夫たる劍士博士で皆明日の晴れの檜舞臺には優勝の榮冠を得んと意氣揚々たるものがあつた其の晩我第三區選手一同は一室に會合した時直に頭腦に浮んだのが今春の第三區武道大會に於ては時の運だが劍道の趣旨に基き正々堂々と戰友で互に何んとなく懷しき感じがして堅く握手した。

◇

先づ會合の主眼として明日の試合は勝負闘ひ各自の責任を果たすことに徹底的に努力すべく申合せた。一選手より明日の勝敗如何に係らず出場記念撮影の希望もあつたが此千歳一遇の武道大會に於て優勝旗の入らざる寫眞は撮影したくないと豪語欵笑して寢に就いた。愈々翌二十一日となり武德殿へ指定の午前に八時着き刑務協會より派遣せられた係員より心得事項を示され又番組を受取り一應目を通した各區の選手の段級を見るに何れも有段者にして然かも二段三段の豪傑揃ひである第三區選手は段級を比較するに尻から二番目で幾分心乏しく感ぜられないではなかつた。

◇

先づ仕度することゝなり試合順序の抽籤をした所が第三區劍道部はイの一番である之れは緣起が宜い或は優勝するの前兆ではないかと己惚れ且つ勇氣を鼓舞し心竊に喜んだ愈々開會の振鈴鳴るや行刑局長閣下始め岡部書記官京都地方の招待客竝に附近の各刑務所長着席劍道部に於ては審判員として範士內藤高治同小川金之助敎士宮崎茂三郎の三氏柔道部に於ける審判員範士磯貝一同田畑昇三郎敎士福島清三郎の三氏着席せらるゝや行刑局長の開會の辭に始まり次いで優勝旗及司法大臣カップの返還式が行はれた。

◇

京都飯田支部長は之れより試合に移りますと宣言せらるゝや內藤範士と小川範士の大日本武德會劍道型に始まり續いて磯貝範士と田畑範士の柔道型が行れた直ちに柔道試合に移り各區の選手は何れも皆目覺しき奮闘振りであつたが遂に本年も又第四區が最高點十七點で優勝の榮冠を得た二等は第五區（十四點）三等第二區（八點）と云ふ成績であつた午後は劍道試合で劈頭第三區金澤の岡本選手は四人を倒し一擧に八點を得次で三重の下井選手新潟の渡邊選手共に各七點を獲得した。

◇

此勢に乘じて金澤常石選手五點を得たるに益々勇ひ付き三重の安井選手は又四人を倒して八點を得た此時既に最高點であつたが金澤の三輪選手は最後に於ける大將と大將と接戰にて四點を得茲に第三區は三十九點の最高點を以て優勝をした。

◇

二等は三十三點第五區三等は二十七點第二區で幸ひ斯の如き成績を以て此名譽ある優勝の榮冠を得る所となつたが期待したは云ふものゝ實は以外で全く僥倖であつた個人優勝に於て劍道部で表彰せらるゝものゝ六名の內第三區は三名此榮譽を得た優勝旗を手にしたる時各方面よりお目出度うの言葉を浴び難有感極まり此時第三區選手は何れも皆自然に奮闘有難うの言葉を交はし非常な重荷を下した樣な氣がしてほつとすると同時に嬉し涙に咽んだ之れより一先宿舍に戻り翌二十二日皈職の途につき體を汽車に任せたが一刻も早く所長始め職員に此意義ある御大典記念全國刑務所武道大會の優勝旗を渡し喜を共にしたいと思つたのが全く其の時の心理であつたやがて汽車が着いたので期待の如く職員は非常な喜びで迎へて呉れたので欣喜雀躍とは此の事であつた然し勝てば兜の緒を締めよとの古言に基き益々斯道に志し身體の鍛練精神の訓練技術の熟達を計り以て刑務官吏としての職責を全ふしたひと痛感した。最近刑務協會主催の下に每年武道大會を開催せられ技術の奬勵に努めらるゝ事は斯界の爲め寔に慶賀すべき事で刑務官吏の職責にある者斯る大會には努めて出席最勝を占める樣に奮闘することは劍道上達の上に於て最も力あるものである。



◆秋深み!!!川越を訪ふ

練習生　孤煙生

十一月十七日、快晴とまではゆかないが先つ好天氣、今日は川越少年刑務所見學、午前八時四十分池袋驛から汽車に乘る、東武鐵道の蒸汽々關車であることも何となく遠く都を離れると思はしめてよかつた。

汽車は秋の武藏野を走つてゐる。それだけでいゝのだ、汽車は秋のムサシ野を走つてゐる。これ以上書きたてると氣分を傷ふ、全くこれだけで澤山だ。毎日を市井雜閙の中に齷齪してゐる吾等練習生である。武藏野と聞いただけでも胸は高鳴つてゐる。

午前十時川越につく。驛から約十五分徒歩で少年刑務所に到る。刑務所は小さいがそれだけ又感じのいゝ所である。それに吾等の歡迎が勿體ない位だ。全く恐縮してしまつた。參觀による批評其他は書く力もなし、又それがこの筆をとつた目的でもないに心を奪はる。多寶塔に續く渡廊下は音に聞く驚張り、如何なる建築師の手になれるや、一度廊に身を運べば玄妙不可思議なる音聲は歩一歩心耳に應へて身の秋蕭條の時にあるを忘れしむ。

寺僧の案内に時を過し、終つて山内を一巡する。秋、實に世は秋なるかな、全山これ黃葉、落葉片々として袂を打ち、池泉水底ふして仙氣を湛ふ、松の綠、楓の紅と其間に點綴するのも亦一入の風情である。駒鳥はしきりに梢に啼いてゐた。

サク〳〵、落葉を踏んで山門を辭す。

歸途、川越市の關東に誇ると云ふ山車（御大典奉祝の催し）を見物し、德川時代を思はせる黑壁の店輔いかめしき市の目貫の場所を珍らしく見て午后四時半電車に乘る。高田馬場に着いた時分は、秋の日の早、黃昏れてゐた。

本日、所澤飛行場を時間の都合上見學さして貰へなかつたのは遺憾であつた。

（了）

○　○　○

瑞西の行刑制度

——レーゲンスドルフ刑務所を中心として——

司法書記官　森山武市郎

緒言

瑞西は一の理想鄕なり。山高く水清き其の自然の萬國に冠絶せることは周知の事實に屬す。內容清鮮にして整然たる其の民法典の存在すること亦然り。其の國の廣袤九州に充たず。其の國民の侃諤獨逸國民に比すべきものあれども、克く他邦の長所を採り以て獨自の制度を完整するところに同國の特徵を見るべし。從て同國の社會制度、殊に司法制度に就き學ぶべきもの尠からず。民事法は殊に然り。刑事法然り。行刑制度又其の一たるを失はず。

瑞西には多州のカントン（州）あり。各獨自の立法權を有す。而して其の司法制度の最も整齊せるを『チューリツヒ』とす。同州の中央刑務所こそ茲に述べんとする『レーゲンスドルフ』に外ならず。瑞西に司法制度を視んとする者、必ず同刑務所を忘るべからず。同刑務所長カール・ハフナー氏は學殖豐富にして人格重厚、行刑の實務に當ること已に久しく、且將來の行刑理想に思を潛むるの士なり。筆を採つて所懷を述べたるもの實に『レーゲンスドルフ刑務所及チューリツヒ强制監護論』；Die Strafanstalt Regensdorf und die Zurcherische Zwangs-

versorgung, 1926 ; なりとす。所説必ずしも斬新ならず、吾人の所見と背馳するもの尠からず。然れども、瑞西の行刑制度を知ると共に我國行刑制度の將來に付考慮せざるべからざる事項を包含す。我刑務官たるものの必ず一讀すべき文獻の一たるを失はべ。

採長補短は進北の前提なり。待に過去の經驗にのみ倚賴し、之に執着し、且之を誇示することあらば之れ停滯にして歎くべき現象たるを失はず。體驗は之を尊重すべし只之を完全價値あるものと思惟するあらば寧ろ之を拋擲するに如かず。事象は絶へず進化變轉し一時も停滯を許さず。行刑制度亦然り。要は『在ること』に非ず、『在るべき』ことに存す。我國の行刑法規にのみ止まることなく外國の行刑法規を研鑽するの必要亦實に爰に存す。敢てハフナーの所論を紹介し之に愚見を付せんとする所以なり。

目次

第一章　概論
第二章　瑞西に於ける自由刑及行政的監護の種類
第三章　レーゲンスドルフ刑務所
　第一節　監督及組織
　第二節　建築上の施設
　第三節　拘禁制度
　第四節　保安及紀律
　第五節　刑務作業
　第六節　給養及衣類
　第七節　改善及敎育
　第八節　統計及財政
第四章　釋放者保護
第五章　瑞西の行刑制度に對する若干の考察

第一章　概論

レーゲンスドルフ刑務所開始以來一九二六年十月を以て滿二十五年を經たり。是れ實にチューリヒ州刑務所に關する記錄を草するに至りたる所以なり。吾人は刑の執行が如何に立派に行はれたりやを記述するを使命とするものにあらず、寧ろ刑の執行を時代に適應して行ふ爲め費用を惜しまざりしチューリヒ州の努力に依り本問題は單に一州の領域内に於ては滿足に解決し能はざるを示すに在り。吾人の目的はチューリヒ州の自由刑及其の執行竝に行政的監護 (administrativen Versorgung) を簡單に述べんとするに在り、而して原則として犯罪及無保護の原因、刑罰及保護の目的及犯罪防護に關し意見を述ぶるに止むべし。

チューリヒ州に於ては各種自由刑は一八三七年―一九〇一年間は地方小刑務所を除き市の中央に位せる元ドミニック派僧院跡オユテンバツハ刑務所に於て之を執行せり。建物は今は平地となりたるもリンデンホーフ丘の支脈なる小丘上にありて今日リンデンホーフ橋の在る處なり。此の刑務所は以前永らく、又十九世紀の三十年代までは時々他の牢獄及オエテンバツハ刑務所の外ウエルレンブルグと稱する「水の寺院」(Wasserkirche) の稍上流なるリンマート河中の古塔も亦未決監、保安監及既決囚刑務所として使用せられたり。

官廳に於ては屢々オエテンバツハ主刑務所の建築上の施設を出來得る限り時代の要求に應ずる樣試み最後に一八七八年中大改築を爲したる際所長カー・ゲー・ウエヒマン K. G. Wegmann は述べて曰く「この改築竣工し從來の缺點除去せられ以て本州の要求を滿足し得るに至れり、斯くて本刑務所は現狀に於けるが如くその目的に副ふことを得べく、その收入を以て更に嶄新にして一層良好なるものの建築費に充當すべき時代到來すべく、又その來るべきを信ずるものなり」と。この豫言は肯綮に當れることを立證せり。即ち二十年後の一八九八年レーゲ

ンスドルフ刑務所の建築着手せられたり。一八九五年刑務所移轉及新築に關する問題審査の爲め事務官を任命して委員會を組織し必要なる研究及視察旅行をなしニユルンベルグ、ツウイツカウ、ドレスデン、伯林、漢堡、ハイルブロン、ブルクザル及フライブルグの諸市に於ける刑務所を視察せり。研究の結果は一八九六年の特輯報告書として發行せられ將來評議の基礎を爲せり。一八九八年七月三日國民投票によりオエテンバツハに於ける刑務所敷地警察衙舍拂下の件採決せられ且主として舊刑務所敷地拂下代金をレーゲンスドルフ新刑務所建築費に充當するの件可決せられたり。新築は一九〇一年中竣工せり。レーゲンスドルフ刑務所は十字形幅射式建築にして之に監理室及刑務所教會堂（監理部埀）、三百名收容の男囚房（男囚室三棟、各棟の切點に於て各一四〇米平方の作業室八を包含せり）、男囚房建物の庭内には格網室付工作業の建物及病室を附屬せり。之に隣接して高さ四米突の内壁を以て隔てられたる縱列別棟及之に必要なる廣間あり、女囚房の建物の庭には炊事場及洗濯場竝に之に附屬する艶出し及乾燥裝置を附したる執事室の建物あり、以上全體の施設は高さ五米突の墻壁を以て圍繞せらる。

二一三名の囚人を有するオエテンバツハ刑務所よりレーゲンスドルフ刑務所への移轉は一九〇一年十月八日及九日の兩日行はれたり。レーゲンスドルフ刑務所に關してはチューリヒ市ホーフア商會に於てチューリヒ州司法局及建築局の依囑により一九〇三年當時刑務所長たりしドクトル・クルチ及州建築技師ハー・フイーツ兩氏の著述に係る繪入記錄を發行せり。而して右は總ての必要なる專門的事項を包含せり。

短期輕懲役は十一ケ郡の刑務所に於て執行せらる、之は又未決監及保安監用にも充てられ且つ種々新式建築あり（チューリヒ、ウスタア、ビュラツハ）郡刑務所（Bezirks-gefängnisse）は急速に交代する囚人を有する。拘留場と共同なるを以て之に依つて發生する弊害を受けざるを得ず。之に關しては一九二三年七月十一日公布特別法令を以て規定せり（法令集第三二卷第四四二―四四八頁參照）。

第二章　自由刑及行政的監護の種類

第一　チューリヒ州刑執行に關しては所謂境界右と稱すべきニ三の文獻あり、茲に述ぶるも徒爾ならざるべし、即ち第一に一八二六年發行せられたるヨット、ツエー、ヒルツエル著「重懲役所及之が矯正院への變更に就て」(1 J. C. Hirzel, „Ueber Zuchthäuser und ihre Verwandlung in Besserungshäuser") とす、右は全然近代的にして人類愛的刺戟を包藏せる小冊子にして刑法及刑執行の途を開拓するに與つて力ありたり、第二は一八三五年九月二十四日公布第一回州刑法典とす、之は一八三六年一月一日より施行せられ、ドクトル、エー・チュルヘル敎授 Dr. E. Zürcher の意見に依れば當時に在つては辭句簡潔銳利にして而も寬大の典型とせられたり、之に次で一八三七年一月十二日刑の目的を敍したる「チューリヒ州刑務所令」(Ordnung für das Kantonal-gefngenhaus in Zürich.) 公布せられたり、同令は刑の目的として「刑務所は囚人の安全なる拘禁及法令及判決により決定せられたる刑の適用の外出來得る限り囚人の收容費一部の充當の目的を達する樣努めざるべからず、刑務所は囚人をして懲治、自治及釋放後生活の能力取得の爲めの手段として整頓勤勉にして不斷の勞働に馴致せしむる意設其の方針を定めざるべからず」と。

第三のものは一八六九年四月十八日公布州憲法第五條とす、曰く「刑法は人道的原則に基き之を制定すべし、死刑及繫鎖刑（Kettenstrafe）の適用は之を許すべからず」と。一八七一年一月八日公布州刑法典一八九七年十二月六日附其新版並に一九一九年五月四日公布刑事訴訟に關する法律中に包含せられたる改正は即ちこの憲法の原則に基けり。

チューリヒ州刑法典には左の自由刑を規定せり。

一　無期重懲役、之は州評議會（Kantonsrat）より原敍（Begnadigung）の方法により判決後最短十二ケ年に

減刑することを得。

二　一ケ年乃至十五ケ年の有期重懲役刑

三　六ケ月乃至十ケ年の勞役刑（Arbeitshaft）

四　二十四時間乃至五ケ年の輕懲役

チューリヒ州に於ては有期重懲役刑及勞役刑に對しては刑期の三分の二經過後に假釋放を許すことを得、但し一ケ年以內の場合はこの限にあらず。この制度は既に一八二五年公布刑法典第三八條中に假釋放の先驅として受刑者の善行の爲めの換刑（Strabverwandlung）（即ち自由刑を追放又は局地居住に換ふること）を規定せり。假釋放は特殊理由に依り附與せられたる恩赦にあらずして懲治の目的を一層確實に達する爲めの進歩的刑の執行の法律的要素なり。刑期が完全に滿了する迄假釋放者を監視し之に依つて一定の局地居住を規定する假釋放は外國人に對しては之を行ふこと往々にして不可能なるを以て之等外國人に對しては自由刑を國外追放に換ふるものとす。チューリヒ州に於ては一九一九年公布改正刑事訴訟法により條件付有罪判決制（Bedingte Verurteilung）も亦實施せられたり。

同じく一九一九年以來兒童及少年に對する刑事手續（Strafverbehren gegen kinder und Jugend liche）は新しく制定せられたり。十二歲以下の兒童にして處罰せらるへき行爲ありたる者は必要なる手續準備の爲め豫審局より所轄學務局又は後見監督局に送致せらる。十二歲—十六歲の小年及十六歲乃至十九歲の少年に對する刑事手續は次の原則を適用す。即ち手續は出來得る限り迅速に郡の指定したる少年檢事（Jugendanwälte）に於て之を實行することを要す。豫審は特に被告の個人的及家庭的關係に關して之を行ふ。未決拘禁に代ふるに出來得べくんば訓育院（Erziehungsanstalt）少年園又は信用ある家庭に收容せざるべからず。判決は總ての場合に於て區（郡）裁判所（Bezirksgericht）に於て之を行ふ。兒童及少年裁判は之を公開することを得ず。正式の本人辯論ある場合には被告は當事者の供述及判決審議の聽取より之を除外す。

特別少年裁判所（Besondere Jugendgericht）を構成し得ることを法律を以て規定せり。少年檢事及少年裁判所員には婦人も亦之を選擧することを得。

兒童にして缺陷ある場合には裁判所は教育的原則により刑罰の判決と看做さざる左の規定の一又は數個を適用す。

一　譴責 Verweis

二　兒童が學齡兒童たる場合には懲治的處分の爲め學事訓育を施し又は後見監督官廳に送致すること

三　生じたる損害の全部又は一部を勞働により賠償すること

四　家庭又は訓育院、矯正院若くは監置所に收容すること

少年に對しては刑法を適用す、この場合に於て左の變更を加ふることを得。

裁判所は贖罪金又は輕懲役に代ふるに譴責に付し、自由刑に代ふるに贖罪金又は一部に對し贖罪金又は輕懲役に代ふるに勞役を金又は自由刑を條件付にて課すべし。又裁判所は損害の全部又は一部を賠課する權限を有す。條件付有罪判決を言渡されたる者の考試期間は五ケ年以內とす。條件付の判決を言渡されたる者は之を保護監視（Schutzaufsicht）の下に置くことを得。訓育院又は矯正院より假出所にて釋放せられたる者に對しても亦同樣の規定を設け且つ判決により決定せられたる收容期間が事後的に矯正（懲治）の目的を達するに不充分なりと認めらるゝ場合には收容を一ケ年以內延長することを得る規定を設けたり。處刑に代ふるに矯正院（收容場）に收容せらるゝ少年にして特に不良なる品性の爲めに若くは他の事由により最早監護を以てしても效果を

擧くる許はざる場合には其の收容機關の管理委員會（ドイツ語略）の申請に基き之を更に刑事裁判所に送致し矯正院收容に代ふるに犯罪に相應したる自由刑を科するものとす。この場合に於て矯正院收容期間はその全部又は一部を自由刑に加算することを得。

一八七一年公布刑法典に於ては既に少年犯罪者に對しては主要なる特殊規定を定めたり、即ち減刑、刑務所に代ふるに獨房拘置又は矯正院收容を以てすること是なり、オエテンバツハ刑務所建築後十年にして一八七八年中最後の改築完成するやチューリヒ州は「國立矯正院設立に關する法律」（Gesetz betreffend die Errichtung staatlicher Korrektionsanstalten）により一八七九年行政的給費に對する強律的基礎を造り且つ之に基きて未成年矯正院（Besserungsanstalt für Minderjährige）（リングウイル）及成人矯正院（Besserungs anstalt für Volljährige）（アー河畔ウイチコン）を創立せり。リングウイル矯正院は始めより訓育所としての著しき特徴を有せり、寄る邊なき少年は行政的手段により、又少年犯罪者は裁判所より之に收容することを得るものとす。州事務官は他の機關をも亦少年訓育院及矯正院として使用し得ることを宣言する權限を有し、且つ之を行使せり。レーゲンスドルフ刑務所開始せらるゝや之に少年男子犯罪人（時に二十名以上の收容者を算せる）の爲め特別部を設けたり。一九〇八年中之が取扱に關し特別の原則を設けその主要なるものは今日尙施行せらる。勿論この部は甚だしく縮少せられ現時に於ては大凡三―六名の收容者を算するのみ。之等收容者は他の受刑者と服裝により區別せらる。その居房は特殊の區域に竝べて設け且つ始めより裝飾を施すを得。少年は開放時間中の共同散歩に代ふるに毎日勞役時間中體操を行ふ。獨居拘禁にあらざる場合には作業室に於ては出來得る限り看守者の近くに座を占む。其の職業的養成には特別の配慮を爲す、その必修教授及講習の特別操擇に關しては教育機關之を補助す。この部尙大なりし時代に於て日曜日にも亦教誨師拘束なき談話の爲の教室に收容せられたり、之を刑務所と連絡する時は

絡ナキ者ヲ生ゼザルヲ得ズ且ツ一九一〇年ノ年報ニハ彼等ヲ刑務所ノ特別保護兒童（ein besonderer Schutzling Pfleglinge）ト名付ケタリ。今日レーゲンスドルフ刑務所ニ於ケル少年ハ必修學科トシテ倫理、獨逸語、算術、市民學ヲ每週約六時間又每日體操半時間、其ノ中ノ木工及裁縫工ハ專門製圖ヲ教ヘラレ作業時間中ニ授ケラル。

刑罰ヲ後方ヘ押遣リ之ニ代フルニ教育ヲ主要方針トスル傾向ハ既ニ永キ以前ヨリ我國ニ於テハ實施セラレ且ツ一九一九年ノ刑事訴訟法改正ニヨリ法律的承認ヲ受ケタリ。今ヤ未成年者ハ單ニ極メテ稀ナル場合ニ限リ本來ノ未決監ニ收容セラル。之ニ代フルニ各種ノ收容機關ヲ以テシチューリヒ市ニ於テハ豫審中ノ男子ハ概ネ市立セルナウ男兒院、女子ハタンネンホーフ少女院、シャンツアッカー母ノ園、アルタアダート少年院、フオルヒ街ニ於ケル少年院、市民室（以上孰レモチューリヒ州ニアリ）、及ビューラツハ附ハイムガルテン少女院ヲ設立セリ。一九一九年ノ改正ニヨリレーゲンスドルフ刑務所內少年部ニハ長ク收容人員ナカリキ、唯各種少年收容機關ニ於テ操行不良ナル者又ハ始メヨリ之等收容機關ニ收容スルニ適セザル者ニ限リ收容スルニ過ギズ、之等ニ對スル取扱ハ以上ニ述ベタルト同ジ。

少年男女犯罪人ヲ收容スベキ適當ナル機關ノ數ハ今日ニ於テハムシロ夥多ナリ。チューリヒ管區ノ少年辯護士會（Jugendanwaltschaft）ノ一九二五年報ニ依レバリングウイル矯正院及レーゲンスドルフ刑務所少年部ノ外最近數ケ年間ニ此ノ目的ノ爲メベスターロッチ財團シュリーレン館、フルグホーフ、デイルスドルフ、ベスターロッチ園、ビル市外ノイホーフ、ベスターロッチ館、アルビスブルン農事教育館、ロスアウ市外ワイド男子館、ウイチコン勞働訓育院、チューリヒ市瑞西國癲癇院、チューリヒ市ステフアンスブルグ兒童院、メツトメンステテン附近パラデイース兒童院、ビルラツハ市外ハイムガルテン少女院、チューリヒ州レフゲ少女院、チューリヒ市救世軍ルイーゼ市ビルケルブルンネン館、ワンゲン少女訓育院、リヒタアウイル加徒力教少女院、チューリヒ

ンスチフト館、アールブルグ強制教育館、トラクセルワルドーテッセンベルグ强制教育館、ウイツツウイル刑務所、ドロクネンス市聖ニコラス教育館、ヘルキスウイル感化院、アルトシユテッテン牧人館、パーゼル及フエファイ兩市に於ける救世軍救恤館、サンクト、ガルレン市ワルドブルグ少女孤兒院、デーレンデインゲン附近エンメンホーフ女工院、ラウゼン附近ウオルフブルンネン婦人園、活動せり。之等諸機關は行政處分に依る收容者も亦之を收容す。爾餘の少年院設立、殊に少女館設立は目下の處チューリヒ州に於てはその必要を認めず。

一九一九年の刑事訴訟法改正の機會に於て精神病及矯正不能犯罪人に對し長らく必要と看なされたる規定も亦法規上設けたり。精神病の故を以て刑事審理の中止、裁判所より無罪判決の言渡若くは刑の執行停止を行ふ場合には決定を與ふる官廳に於て患者の假保全に關する必要なる手續を執るを要し且つ其の記錄を後見又は監護の問題審査の爲め司法部に提出するものとす。或人物が繰返し裁判上處罰せられたる結果犯罪的素質あるものとして決定する要ある場合には之が關係書類も亦之を司法部に送付すべし。司法部は精神病及矯正不能の犯罪者の後見設定及監護に必要なる命令を與ふ。精神病者又は矯正不能者として刑務所に於て監護を受くる犯罪者の釋放に付ては司法部の許可を要す。危險の虞ある場合には司法部は之等人物を再び刑務所に移送するの權限を有す。

刑事訴訟法第四六七條に據り刑の執行を延期又は停止する要ある精神病犯罪者は之をブルクホエルツク治療院又はライナウ療養院に移す。右兩院には犯罪者に對する特別部の設なし。

今や累犯罪者に對する長期保護を法律を以て定むるに至れり。

第二 チューリヒ州民の投票により可とするもの八四、〇二八對否とするもの一九、四六〇を以て可決せられたる少年、無保護者及慣習的飲酒者の處遇に關する一九二五年五月二十四日公布の法律（Gesetz V. 24. Mai 1925 über die Versorgung der jugendlichen Verwahrlosten und Gewohnheitstrinker.）により行政的監護を新に制定し且つ之を統一的原則に基き制定せり。

滿十二歲以上十九歲以下の少年にして墮落し又は危險なる狀態に在り若くはその兩親又は後見者に對し惡意を以て又は頑强に抵抗する者は强制的に道德的敎育、品性陶冶及一定職業修得の爲めに家庭訓育院又は强制訓育院に於て監護を受けしむることを得。之等機關に於ける監護は普通三ケ年とす。この監護に先立ち詳細なる診斷と敎育的審査を行ひ必要なる場合には特殊の機關觀察院（Beobachtungsheim）に於て之を行ふものとす。訓育の目的上又は職業習得上必要ありと認むる時は監護期間を延長することを得。以上の期間延長は裁判上收容せられたる少年に對しても亦之を行ふことを得。少年の行政的監護機關としては既に述べたる少年犯罪人收容機關を之に充つ。

滿十八歲—三十歲の者にして犯罪の性癖ありと立證せられ放逸又は勞働嫌なるも勞働に訓育するを得る見込ある者は勞働訓育所（Arbeitserziehungsanstalt）に收容して監護することを得。この監護の目的は收容者をして作業への訓育により秩序ある活動的生活に馴致せしむるにあり。而してこの作業はその天賦に適し且つ之に依つて生計を立つるに足るものたらざるべからず。收容者の精神的及肉體的殊に職業的敎育は授業（Unterricht）に依り之を促進す。收容期間は通常二—三ケ年なるも累犯者に對しては五ケ年まで之を延長することを得。敎育資格を有し常に累犯の寄邊なき者を收容せる從來のウイチコン矯正院は今や組織上及建築上より男子拘禁者の勞働訓育所に變更せられたり。收容者數は四〇—五〇名とす。

十八歲以上の者にして犯罪の性癖あること立證せられ放逸又は勞働嫌ひの者はその特殊の性質の爲め勞働訓育所に收容すること能はざるか若くは之に收容せられたるも何等の效果なかりしか若くは始めより其の見込なしと認むる場合には之を監置所（Verwahrungsanstalt）に於て監護することを得。多數累犯又は危險なる犯罪者に對

する監置所として州立レーゲンスドルフ刑務所を使用することを得。この監護の目的は危險にして矯正し難きものより社會を防衛し且つ收容者をして有益なる作業に依つて强制して生活費を得せしむるにあり。監護期間は二―五年とす。この監護期間經過後所轄事務會議は收容せる機關につき收容者一―三ケ年の見習期間經過後に於て之を絶對に釋放すべきや將又更に二―三ケ年間留め置くべきやを問合せの上裁決するものとす。目下チューリヒ州司法部長事務官ドクトル、ウエツトシュタイン（Dr. Wettstein）の發案になるリント平原に於ける東部瑞西一般洲立監置所（Ostschweizerischen interkantonalen Verwahrungsanstalt）の計畫に關し研究中なり。勿論今日多くの州に於ても此の方面に於て多少の革新の傾向あり。或ものは既に之を實施し、或ものはその途上にあるを見る。ベルン、聖ガルレン、チューリヒ、ワート各州の如き即ち是なり。聯邦側よりは之等諸州は恰かも以上の諸問題を各州の範圍內に於て解決し得べきことを立證せるやに指摘せり。然れども之が實施上の努力及その方法は寧ろ反對の成績を示せり。即ち州領域は時代に適應したる革新を行ふには小に過ぐることを立證せり。事務官ドクトル、ウエツトシュタインはこの見解に基き實際的結果を考慮し各州聯合の機關の設置方を提議せり。この場合この思想を實現せんと欲せば國庫財政上の關係及各種個人的榮譽心は一層大なる利益の爲に附從的關係にあらさるべからさるは勿論とす。近く各州聯合の監置所設立の手配を爲し以て吾人が全瑞西國に於て時代に適應せる施設の興隆に資することを得るや將又吾人の祖父の爲したる如く依然として各州境城內に踟躕して努力するに甘んぜさるべからさるやを示すを得べし。リント地方に於て計畫せられ同時に重要なる文化施設たるべき各州聯合監置所の實現不可能なること明瞭とならんかチューリヒ州がその領域內に於て監置所問題を解決するはその使命たるべし。之に依つてチューリヒ州は永く中央集權提案者の列より離脫するに至るべきは勿論なり。差當り一九二五年公布監護法（Verordnung betreffend Versorgung）第二編第八條に據りレーゲンスドルフ刑務所は多數累犯又は危險なる

犯罪者に對する監置所に充てられ勞働綠ひ及放逸の者にして未だ刑罰を受けず又は單に輕き刑罰を受けたることあるもその年齡若くは品性よりしてアー河畔ウイチコン勞働訓育所に收容せられざる者はアー河畔カツペル刑務所監置部若くは州立にあらさる强制勞働所例へば聖カルレン州ビツチー勞働所及ツルガウ州カルフライン勞働所に之を收容することを得。監置所としてのレーゲンスドルフ刑務所に於ては監護法實施後一ケ年にして男子七七名及女子一二名の多數累犯監置者を收容せり。之等監置者は受刑者よりも良好なる感情を有し重懲役所に在るを要することを不正なりと感ぜり。他方に於ては刑務所に於ける監置は一般には收容者の惡化を意味するものなり。行刑政策上よりして既決囚と監置者とは之等兩群の利益上より分離するを可とす。監置所としての刑務所にはウイチコン勞働訓育所收容者及アー河畔カツペル勞働訓育所監置部收容者も亦收容せらる、之等の者は屢々紀律違反を爲し又は逃亡せる爲め之等公閉監置所に置く能はさるものとす。

飮酒癖ありて自己若くは他人に危害を及ぼし若くは家族としての義務を持續的に怠り若くは公共の憤慨を惹起するものは一九二五年公布監護法に據り矯正の見込ある者に限り之を酒癖矯正所（Trinkerheilanstalt）に收容し、矯正不可能の者は看護所又は監護所（Pflegeoder Verorgungsanstalt）に收容すべし。酒癖矯正所の目的は飮酒者をして自己反省により再び酩酊することなく整然たる生活に訓育するにあり。其の收容期間は一―二ケ年とす。國立酒癖矯正所は未だ道德上の缺點を有せず、反省と矯正意思を有する飮酒者は之をツール河畔エリコン酒癖矯正所及アツフオルテルン郡、ウエーメンナア、ゴエチホーフ、オイグスター、タール、アルコホル中毒者矯正所に收容す。但しエリコン矯正所は主として官廳より强制的に處分せられたる者にあらずして患者の自らの決意に基き志願したる者を入院せしむる方針とす。飮酒癖は往々にして勞働嫌及放逸を伴ふことあり。この場合に對しては官廳側よりアー河畔ウイチコン勞働訓育所又は屢々アー河畔カツペル勞働訓育所監置部

に收容す、之等機關に於てはアルコホル飲料を給せず。精神的缺陷ある矯正不能者及勞働不能飲酒者は之をライナウ看護所に收容するものとす。

前記監置所等に於ける收容は刑法及刑事訴訟法の規定に據り判事、瑞西國民法第二八四條、第四〇六條及第四二一條第一三號の場合に於ては後見監督官廳、その他の總ての場合に於ては後見監督官廳又は救貧事業の申請並に監護者又は家族の請求に基き郡參事會の決議により之を行ふ。收容は諸種の指圖を爲し及保護監視を爲す一—五ケ年の考試期間を附し條件付にて之を行ふことを得。言渡されたる收容期間滿了前と雖も一定の前提條件の下に釋放することを得。少年は善行の場合には試驗的に且つ一定の訓令を附して收容所より家庭看護又は敎習所若くは勤務所（Lehr-oder Dienststelle）に移すことを得。裁判に依り收容せられたる少年の條件付釋放は刑事訴訟法の規定に據る。成年は收容殘餘期間に對し一ケ年以上引續き試驗的に一定の訓令を附して收容官署より之を釋放することを得。飲酒癖者が治癒せりと認むる場合には例外として半ケ年經過後に於て假出所せしむることを得。國家は必要に應じて法律に規定せられたる收容所を創設すべく、之を他の公共機關又は私立協會と共同して設立經營することを得。政府は公立又は私立收容所に對し補助を支給し若くは之等收容所との契約に據り國家に對し共同使用權を確立することを得。國立收容所を缺き若くは不充分なる場合には他の公立又は私立收容所に收容することを得。

刑執行の費用は國家の負擔とす、行政的監護の費用は法律に據り原則として被收容者又はその扶養義務ある親族之を負擔するものとす。之等義務者之を負擔する能はざる場合には被收容者の本籍地の公共團體之を負擔するものとす。

第三章　レーゲンスドルフ刑務所

自由刑執行に關する法律は州立刑務所に於ては重懲役刑及勞役刑に服するものにして例外として稍長き刑期の輕懲役刑を執行すべきことを規定せり。行刑法はこの規定を稍擴張して右の外行政的監置にも亦之を及ぼせり。一九二五年五月二十七日公布監護法は多數の累犯若くは危險なる犯罪者に對する監置所としてレーゲンスドルフ刑務所を利用し得べきことを規定せり。

同一刑務所に於て同一の行刑法及所內規程により各種の刑及監置を執行することは界論ある處なるも各州全體の了解若くは統一的刑執行なくんば之を改正することを得ず、各種の刑に代ふるに一個の統一的刑を實施すべしとの提議は現時の缺陷惡弊の形式的排除を援助するに過ぎず。

刑の言渡を受けたる者を刑事訴訟法第四六六條に據り所轄刑執行官廳即ち區裁判所檢事局、地方裁判所檢事局の命令書に基きレーゲンスドルフへ送致する時を以て刑は開始せられ、監護法第一四條に據り後見監督官廳若くは郡參事會（Bezirksrat）が原則的決議を爲したる後司法部の適當なる收容處分を爲すことにより監置を行ふものとす。刑務所に於ては收容者は衣服を換へ、入浴し、必要なる指示及入所を表白する爲め所長及書記に紹介せられ又敎誨師及所醫に紹介せらる。受刑者は所長より適當なる作業を賦課せらる。此の場合に於て受刑者はその希望を表示することを得るものとす。それより受刑者の爲指定せられたる居房に入れらる。その居房には受刑者に適用せらるべき所內規程の印刷小冊子を備付け之を閱讀せしむる所內規程につき附則を指示して敎示するものとす。

第一節　監督及組織

本刑務所の法律的基礎は一八七一年一月八日公布州立刑務所に於ける自由刑執行に關する法律、一九〇三年十二月十九日公布右法律附屬令、一九〇七年五月二十五日公布所內規程、一九二〇年一月一日施行章程（Tagesord-

hung) 及一九二五年四月九日公布(屬員)の給與及休暇關係に關する規則中に規定せり。

刑務所の管理及全業務は事務官會議より選擧せられたる七名より成る監督委員會 (Aufsichtskommission) 之を掌る。この委員會の委員長は前司法局長之に當るものとす、委員會は特に官吏並に重要なる場合には屬員及受刑者の規律を監督し、假釋放願及換刑願を鑑査し、屬員の數を決定し、年報、計算書、豫算を審査す。委員長は自己の權限により刑務所長に指令及委任を爲し、一定の範圍内に於て供給契約を認許し、現金出納簿の檢閲及倉庫貯藏品の檢査を指令し、官吏に休暇を與へ且つ受刑者に對し懲戒手續を行ふことを得。監督委員會委員は交代して刑務所に出頭す。

刑務所官吏は監督委員會の會議に列席し議決權を行使することを得。獨逸國の刑執行に關する統一的原則の規定せる如き刑務所協議會 (Strafanstaltsbeiräte) の制度は瑞西國に於ては之を知らず。

刑務所長は總ての關係に於て刑務所の指揮監督の責に任じ且つ必要なる場合には總てに對し直接干渉する權限を有す。所有は新任官吏及屬員をして其の任務に就かしめ各受刑者の入所に際し訓辭を與へ、その職業を賦課し且つ受刑者の道德的訓育に努むるものとす。用度管理官 (Oekonomie-Verwalter) は所長を代理す。管理官は刑務所の經濟、作業經營の監督及刑務所の責任ある會計及現金出納係たり。管理官は所長の命に服し且つ日々所長と打合せの上意思の疏通を計るべし。所長は管理官を代理す。教誨師には收容者の宗教的及道德的向上並に教課授業の一部及刑務所圖書館の配慮を委任す。所長、管理官及教誨師は常任官吏とし、刑務所醫は兼務とす。以上四名の官吏は職員會議 (Beamtenkonferenz) を組織し、刑務所に於ける重要なる事項を協議し、監督委員會に鑑定を提示し且つ收容者の成績を決定す。以上の會議は受刑者基金及雇員基金の幇助を爲す權限を有す。所長には書記一名又用度管理官には書記及書記生各一名を屬して必要なる事務を處理し、圖書館管理者としての教誨師には

適當なる受刑者一名を配す右の外受刑者一名は所謂常任として居房内に於て管理事務及刑務所に委託せられたる書字作業に從事する寫字生として之を採用す。但し公衆に對する交通に關し、また受刑者に對する獨立的職能を有する受刑者は一名も勤務せず。四名の官吏及三名の屬員の外刑務所婦女受刑者部には女子看守部長一名、女子看守三名、男子受刑者部には農事監視員八名、門衞二名、使丁一名、門衞助手一名、監視員一四名（兼交代員）、二級手工職人十二名、一級手工職人十二名（自動車運轉手、電氣工手及農業事務長を含む）及看守長一名合計官吏四名、女子屬員四名及男子屬員五十四名とす。

一九二〇年九月二十三日公布事務官令 (Regierungsräthliche Reglement) (即日施行) により爾來屬員人事委員會 Personalausschuss を組織せり。此の委員會に於て首腦部又は用度管理部より應訴の爲め提示せられたる刑務所の事項に關し協議鑑定するものとす。右の外首腦部、用度管理部及屬員は刑務所と一般的利害關係ある事項に關し本委員會に提議することを得。本委員會は右の外屬員の訴願、希望及懲戒を受理し且つ之を審査したる後場合により當事者を代表して首腦部又は用度管理部に提出す。本委員會は五名の委員より成り、委員は六ケ月以上勤務したる屬員中より秘密投票の方法により選擧せらるゝことを得。

瑞西國に於ては豫め刑務所吏員候補者の理論的及實際的養成を爲さず。即ち豫め養成せられたる者を採用せず。官廳及刑務所首腦部はこの缺點を出來得る限り填補することを使命とす。有利なる屬員採用條件、吏員の充分なる俸給給與、並に住宅配慮に依り屬員をして婚姻を可能ならしむるに於ては有能なる吏員を採用し且つ轉任を最小限度に制限するに與つて力あるものとす。レーゲンスドルフ刑務所に於ては吏員の轉任僅少にして二ケ年以來轉任を爲したる者なし。全刑務所は冬季講習期間に於て吏員の訓育講演を行ひ以て吏員の職務上の知識を增進し且行刑に對する興味の喚起に勉む。レーゲンスドルフ刑務所官吏は一九二四年中チューリヒ、レーゲンスド

ルフ、ウイツツウイル及ベルレシヤツセーの諸市に於て開催せられたる瑞西國刑事制度、刑務所制度及保護監視協會監獄學講習會に出席せり、官吏圖書館及屬員用小專門圖書館も亦職業的補修教育に資すること少からず。

官吏及屬員は教誨師を除き目下の處恩給を受くる權利を有せず。(但し州恩給法は一九二六年秋人民投票に掛けらるゝ筈なり)之に反して給與令(Besoldungsverordnung)の適用を受くるものとす。即ち本令によりて吏員にして引續く疾病の爲め若くは老年の爲めその任務を全く遂行するを得ず又はその一部分に限り遂行することを得る〃合には所轄官廳を通し補助を給することを得るものとす。本令により補助の給與並に代表官吏及屬員の負擔すべき寄附金を決定す。遺族扶助は唯州寡婦及孤兒基金制の形式に於てのみ存在す。而して官吏及屬員は此の基金に加入する義務あるものとす。寄附金年額四〇法、給與年額四〇〇法とす、刑務所屬員補助基金は疾病の場合には官吏會議により屬員に對する補助金を支給することを得るものにして、一九二五年末に於て一四、〇九八法の資産を有せり。其他一九二五年四月九日公布屬員の給與及休暇關係に關する規則中には屬員の疾病の場合を規定せり。

刑務所は從來私立傷害保險會社と官吏及屬員に對する保險契約を締結せり。今や官吏の職務上の地位及給與に關する法令及屬員の給與及休暇關係に關する規則は吏員がその職務執行の際傷害を受けたる場合、一時失職したる場合に於て疾病の場合と同樣なる補償請求權を有することを規定せる點に於て一致せり。失職繼續若くは死亡の場合に於ける補償は疾病及傷害保險に關する聯邦立法部の標準により之を決定す。即ち國家が自己保險者たるものとす囚人の集合保險(Kollektivversicherungsvertrag)も亦一九〇五年之を實施せり。之に要する補償は經營基金より之を支辨し、又は囚人補助基金より支辨す官吏會議の結果この基金中より義手義足者等に對する義捐金を支給することを得、本基金は一九二五年末に於て一一、九五八法を有せり。

業務の個々の問題に關しては所內規程、行動日程及前記規則之を規定せり。日々の諸問題は面接打合せの上之を處理す。用度管理官及看守長は日々首腦部に對し報告を爲し、所醫は出勤の都度即ち每週四回又教誨師は必要に應じて報告するものとす。

次に掲ぐる執務日程は一九二〇年以來之を實施せり。日課終了時間は一九二五年までは七時半なりき。第二の日曜散步は同じく一九二五年實施せられたり。

屬員の勤務時間は一週六十時間とす、最初の一ヶ年間は七日間、次の勤務年間は十四日間、又勤續八ヶ年以後は二十一日間の休暇を給せらる。受刑者は日曜日以外の平日には每日十時間作業に服す。農園業務に於ては屬員及受刑者とも必要に應じて勤務勞役す。

屬員の日程

	平日
五時半	屬員六時出勤の爲め中央部より住宅へ起床信號
五時四十五分	刑務所に於て起臥する屬員に對し中央部より起床鳴鐘信號
六時	屬員朝間勤務開始
六時—六時半	房の秩序整頓の際囚人房の開披及監視
六時半	朝食の分配
七時	技術指導官執務し作業室及各居房に於ける受刑者と共に作業を開始し中斷なく十二時に至る
十二時	刑務所內外に於ける屬員の晝食
零時半—一時半	擔當屬員により囚人の庭園散步監視(二部隊宛に分れて各三十分間宛)
一時半	事務長再執務及作業室及各房に於て囚人と共に作業を開始し中斷することなく六時半に至る
六時半	作業終止(技術指導官の休憩時間)受刑者夜食
八時—八時半	擔當屬員により居房の閉鎖

八時半　　日程終了

日曜日及祭日には屬員の勤務は受刑者の日程により之を定む。

受刑者の日程

平　日

六時　　起床、居房の秩序整頓(掃除、洗滌、ベッドの手入等)
六時半　　朝食
七時―十二時　　作業室及房に於ける作業
十二時　　晝食
零時半―一時半　　各二部隊に分れて庭園内散歩(各三十分間宛)
一時半―六時半　　作業室及居房に於て作業
六時半　　夜食
八時―八時十五分　　ズボン及靴返付
八時十五分　　日程終了

日曜日及祭日

七時　　起床、居房の秩序整頓(掃除、洗滌、ベッド手入等)
七時四十五分　　朝食
九時―十時　　禮拜
十時―十一時　　各二部隊に分れて庭園内散歩(各三十分間宛)
十一時半　　晝食
二時―三時　　唱歌
三時―四時　　各二部隊に分れて庭園内散歩(各三十分間宛)
六時　　夜食
八時―八時十五分　　ズボン及靴返付
八時十五分　　日程終了

第二節　本刑務所の建築

詳細なる建築上及數字上の事項に關してはクルヒ及フイーツの本刑務所に關する記錄を閲讀せられんことを乞ふ。

今や營造物設備も二十五ケ年を經過しその間に蒐集したる諸經驗はその好成績を擧げたるを立證し且つ他面今日に於て他の希望すべきものあることを教へたり。

男囚室の適當なる輻射式設備は心ずしも嶄新なるものに非ずして既に七十五年の傳統を有するものなり。作業室を營造物翼の外端に設くるに代ふるにその切點に移したるは瑞西國に於ては新しきことなり。之に依つて翼端に於て大なる窓を設くることを得しめ以て垂直なる上方の光線及その方式上瑞西國に於ては同じく新しき中央部と共に模範的光線及通風關係を生ぜしむるをいたり。尚各設備に於て良好にして抵抗力ある墻壁を有するは賞讃に値す。各居房並に作業室の大さを一人の事務長により監視し得ることを考慮して定めたることも亦好成績を示せり。

教誨堂の面積は收容全員が同時に列席する各種の催の場合に對しても充分なる如くせり。

設備それ自體の缺點にあらざるも本刑務所が糞尿その他の汚水等の排泄困難なる地域に位せるは缺點なり。更に本刑務所の地理的關係より他の缺點あり。即ち刑務所へ出入する受刑者の護送は總てオエリコンに於て乘換を要することなり。

レーゲンスドルフ刑務所は概して過度に段階制よりも寧ろ獨居拘禁に用ひらる刑務所の模範に則つて施設せられたり、故に全刑務所は滿員の場合には作業室數きに過ぎ、之が爲め本制度の規定に基き共同作業の爲め作業室へ移さるべき總ての受刑者を各獨房より出す能はず、その外男子受刑者三〇〇名の産業用として必要なる飼料畑

半製品及製品用の副室を缺くを以て刑務所滿員とならざりし間は空房を倉庫に代用せり。その後刑務所の壁外に格納所を設け、最近には男囚室の庭園内に於ける工作物を延長してこの缺點を補はんと努力せり。然れども此の缺點は最早之を全く補正するを得ず。庭園への搬出入の爲め常に多くの時間を消費し且つ屢規律を危くする處あり、農事の擴張により稍作業室の不足を補ふを得たり。

講習室（Schullokal）は專門製圖には小に過ぐるを以て製圖時間は止むなく會議室に於て敎授す。尙充分なる什器室も之を缺けり。他面五〇、〇〇〇法を投じて庭園内に自家用病室を建築せることは不必要なること經驗の示す處なり。刑務所に於ては受刑者中一九二四年中一〇九一日、一九二五年中一〇五五日の疾病及負傷延日數即ち一日平均約三を算せり。作業不能は個々の場合に於ては普通一日若くは一兩日に過ぎず。既に一九〇二年中事務簡捷の爲め患者をその房に於て取扱ふことを開始せり。現在に於ては長期疾病患者用として二個の獨房を充つるものとす。疾病又は負傷による短期患者は普通房に於て之を取扱ふ。病室は現時庭園部の格納庫として使用す、一度流行病勃發する場合には急速にその本來目的に復せしむることを得、一九一八年の流行性感冒流行の際は刑務所の如き密集せる處なるにも拘はらず交通自由なる人々に於けるよりも蔓延せること少なかりき。

女囚室の狀態は男囚室に對する位置に於て不都合なり。即ち男女囚は上方の階に於ては互に合圖し且つ庭園内作業の際呼掛け又は物體及書信を投付くるを得るが爲めなり。

賄所は從來充分なる通風裝置なかりしが今や之が竣成を見んとす。

各居房に對しては今日夜間便器（運搬可能式）に代ふるに灌水式を撰ぶに至るべし。

屬員官舍は刑務所建設以來著しく增加せり。刑務所と共に官吏官舍三及屬員官舍十九竣成し、内三戸は門脇建家、又十六戸は四軒建四棟とす。以上合計二十二戸の官舍の外一九〇九年更に書記官舍二戸及屬員官舍八戸を增築せり。後者は四軒建二棟とす。更に三棟の家屋を買收せり、其の一は停車場附近に在りて三戸建、其の二は三戸建の「野の花」（エルドブルメ）、又其の三は村にある二戸建のもの即ち是なり、斯くの如くして刑務所は現在にては四十戸の官舍及屬員官舍を有し、之に借地附屬建物中の七戸の借家を加算するものとす。獨身の屬員は刑務所内に起臥するものとす。

官吏及屬員官舍には洗濯場の裝置なし。刑務所を地方へ移轉したる際女囚室收容者に對し多少仕事の不足するなきやを懸念したる結果女囚室の洗濯場に官吏及屬員の家族の洗濯物の外總ての屬どもの等家族は殆んどその洗濯物を刑務所に供給する能はざりき。刑務所としても亦官舍の洗濯物の外總ての屬員の洗濯物を引受くる譯にも行かざりしなり。斯くて今日に於ては洗濯場を缺けることは官舍の著しき缺點と稱すべし。又屬員官舍に於ては浴室の設けなし。

井泉水給與は水の石灰包含の量多く既に一九〇六年不良狀態を示せり。又井泉中一部は旱魃の年には涸渇するを以て州建築局は一九一五年專門家に託して給水を試驗し且つ報告をなさしめたり。一九一六年レーゲンスドルフ町役場と一立方米五ラツペンにて水の隨時供給を契約せり。然るに給水再び缺乏するや一九二二年中新に鑿泉し相當水量を得るに成功せり。既設設備を鑿泉給水により擴張する計畫は最近數ケ年間未だその必要を見ざるにつき着手せられず。

刑務所全設備の擴張に關しても既に審査を了せり。即ち少年部の需要大なりしを以て病室を改築して之に充つることを研究せり　然るにこの少年部需要の減退と共に此の計畫も頓挫せり。次で男囚房の翼の中一個若くは二個を延長して男囚室を擴張する件を審査せるも、一般收容人員の減退によりこの計畫も、亦中止せられたり。本刑務所は現時收容人員稍多し、是れ一九二五年公布州監護法に據り刑務所の監置部に行政的監置せらるゝ者の數を增加したるが爲めなり。

矯正図書館

外から観た刑務所

見學の記

佐々木至淨

◇

赤い花の種からは赤い花が咲き白い花の種からは白い花が咲く、赤と白と結合すれば赤いのが一つ白いのが一つ、赤白斑が二つ咲くそれ即ちメンデルの法則である。

佛教に於て因果應報と云ふ事がある。善因なる者は善果があり、惡因には、惡果が有る。善因善果惡因惡果之即ち疑ふべからざる宇宙の一大眞理である。

此の意味に於いて現實の社會に於て強盜！殺人！色々惡い事をしたものが刑務所につながれると云ふ事は當然としなければならない。

集立つ日を期に宮中五年生は此の刑務所見學に出掛けたのである。今此處に見學した感想の一端を述さして貰ひませう。

◇

先づ姓名と年齢を書いて届けた。玄關にはいかめしい看守さんがピストルとサーベルを持つて仁王様の如く立つて居る。

本館には入つた。入るや否や一種異樣の感がした。いかめしい看守やなサーベルの音それは又異樣の感が胸にせまる。

我々は比較的面相のやさしい老看守に案内されて教誨堂に入つた。

中央に阿彌陀如來樣の像が安置してある。誰れの書か『我行精進』の額が一つかけてある。一週に一度御說教があるさうな、いくら頑迷な囚人でも此の前において熱涕燃ゆるが如き教誨師の訓戒を受けたならば人間である以上良心に歸り後悔とさんげの涙にむせぶであらう。

それから浴場を見た、錢湯式で廣いお湯だ。

第一舍につれて行かれた、この部屋は可なり廣い部屋だ定員二二定名としてあつた。棚のうえに一冊の本があつた、手にしてみれば前田慧雲博士の『信は力なり』であつた。

◇

それからつぎの監房に行つた。監房が兩側に並んでゐる。囚人は外に出て一人も居ない。閑として居る部屋の入口に左方に番號が記してあるその裏面に犯罪名と本名と年期が書いてあるドアーの中央に外から見る樣に小さな穴が一つある。部屋の中は二疊半の部屋だ左方に便所があり右方に洗面所がある。中央にムシロ一枚（是れは敷いてねるのだ）藁布團一枚である、勿論部屋は板敷である之が一人の部屋である。何ともかんとも云ひやうがない。

嗚呼！初めて此の監房にぶち込まれた時淡い〳〵不弦の月が小さな窓から、もれてほんのりと、囚人の顏を照す時嗚呼之れから五年間十年間此部屋で暮さねばならないのかと思ふ。その囚人の心中よ……

嗚呼そこに有るものは改心の涙と、後悔とさんげの涙でなくて何にがあらうか、實につらからう。それが惡果だ仕方がない。

我々はこの監房を眺めては嘘！と歎息するのみであつた。刑務所は一寸見ると外觀は立派だ、三度の食事はお上から頂いて不景氣知らずで良からうなんて思ふ者がないでもないが然し一度足を入れたならば誰がそんな豪語し得るだらうか。是れが現實の地獄なんだ。

◇

今此の恐ろしい何んともかも、形容の出來ない監房を、未だ純心なる青年に公開して見學さしたなら、或る強い何物かを感ずるであらう。若し放心して惡心の燃へたつたときに或物が浮び出て、果して惡いことはなし得ないだらう。此の意味に於て社會民衆の一度は監房の見學を乞ふものである。勸善懲惡のために、

嗚呼誠哉、誠哉、刑務所は惡いことを實行した人のみが行く所だ。いくら惡心を持つて居つても實行しなければいゝのだ。

然し人間は一度心の中に惡い事を思ふたら思ふたその時が早罪であり咎である。その意味に於て人間に於て罪を造らないものが何人あらうか、宗教的罪人とでもいへようか……

その人は心の刑務所で惱むのだ、支那の古人が心中の賊を平ぐるは難しと叫んだが、我々は心中の賊を平ぐべく努力しなければならない。進まう、正義の道を、行かう光明嚇々たる眞理の大道を。

……（宮崎新聞）……



◇昭和四年を迎へて

練習生　井上惣三郎

月日に關守なく昭和三年も早過ぎて、新たなる昭和四年を迎へたのであります。謹んで新年の御挨拶を述べさして頂きます。

顧れば昭和三年は長れ多くも天皇陛下嘗古の御大禮行はせらるるに當りまして、滅刑令を行はせられ我刑政史上最も意義深きことと存じます。私達練習生としましても特に記念すべき年であると存じます。

第二十四回刑務官練習所も最早半ばを經過し、只今では各講師の講義も愈々本論に入りました。又私達一同にも愈々油が乘つて來まして、毎日講堂の暖爐を圍んでは談論風發亦寄宿舍に歸つても各室へ集合口角泡を飛ばして甲論乙駁の大論戰……餘り景氣付いて遂に高聲となる。何事か突發でもしたのかと太田部長樣が飛び出て來て『少々お靜かに願ひます』と注意をされる、然し太田樣は寄宿舍の取締としての責任上、私達は眼前に迫つて來る卒業試驗?の研究の立場からこれ又お互ひに已むを得ないことでありまして、この點は充分御了承を願つて置きたいと存じます。これは私達寄宿舍に居るものの近況であります。

さて、話は變つて新年早々から惡まれ口やら少々皆樣に御參考になりさうなことを述べさして頂きませう。これは私が入所當時練習生から又は數多の同僚達より耳にしたことで果して事實かどうか別段問題となるやうなことではありませんがこれは私達と同樣二十回の入所試驗を受けられた方や又其の時受けなかつた人々の噂なそうです。曰く

甲『どうだな今年の試驗の結果は』

乙『そうさな奴だろう僕はもう奴だと決つて居ると思ふ』

丙『どうして奴とばかり限るわけでもあるまい』

乙『丙君は奴の身上關係を知らないから駄目だ、奴を見給ひ、所長や戒護主任等の御信任厚いことを、試驗々々といつたつてそんなことはほんの形式で、どうしたつて御親任の厚いものや憂の好い奴にやかないやしない』

丁『全くだ、所長や看守長の御親仕厚いものや行政局邊りに知り合の屬官でもあればどんなにでもなりまさあね』

以上の如くてんでに餘計なことをいつて居るそうです。又受驗せられたものでもいくらか答案でもうまく書けたと思ふと、自己採點で滿足して果ては自分が入所するかの如く他に吹聽し甚だしいのになると行李など購入して入所準備さへしたものがあるとか自惚も餘りに徹底し過ぎると私は思ひます。

そうして之等のものに限つて選に洩るるや日頃親交深い同僚が幸ひにして入所でもすると陰へ廻つて兎や角謂ふとか、そうして自然と何だか氣不味くなるといふ譯です、そんなことが嘘にもせよあつたとしたならば私は寧ろそんな人達は可愛想だと思ひます。況して人を感化し、訓育するといふ我々同僚においておやである。少くとも入所試驗を受けらるるもの將受けざるものと雖も斯樣に非常識ではと存ずる次第です、然し私が入所したからとて人並勝れて常識に富んで居るといふのではありません。要するに刑務官吏其の人は、人を敎養指導する人格者であつて徒らに他人を妬むが如き行爲のないやうにといふのであります。私達はいつも共同一致して事務に從事しなければなりません。どうぞこの意味合に於て新機一轉そうして昭和四年を意義あらしめねばなりません。新年を迎へると共に私の感じたままを述べさして頂きました。大變偉そうなことをくどくど書き連ねて貴重なる紙上を費やしました。平に御容捨下さい。さらば皆樣に幸あれと御祈りして筆を止めます。

（十二月十四日）

◇『思ふこと言はざれば腹ふくるゝ心地して』

惣助生

刑政本月號卷頭言に十字街氏の言つてゐられるのを讀んで、痛切に感ずる所があつた。誠に、吾等刑務官は人格又は品性の高尚なる人でありたい。否ならればならぬのである。刑務所は監獄ではない、寧ろ學校に近い所、卽ち感化敎養する所である。私がここに言ふまでもなく如何に學術智識に秀でても人格なくしては他人を敎へる事は出來ない、まして感化する事に於ておや。

然るを日々目にし耳にする所は餘りに淺猿しい。誠、それが本當であらうかと疑ふ事を平氣で口にし、又行つてゐる。電車自動車の人ごみの時、活動寫眞館の圖の中で隣りの婦人にあやしい振舞をする、又道中附文をする。あるまじき手紙を送る等は不眞少年のみの世界かと信じてゐた。それが吾等同僚の中にあろうとは、どうしても思ふ事が出來ない。彼等は婦人をおそれてゐるのだ、彼等は公然と婦人に近寄る事が出來ない、それで人ごみか、闇かでないと何も言ふ事もする事も出來ない。そして彼等は、他の男が公然婦人と話してゐるのを見れば直ちに、目を光らす、さんやきおふ、遂に惡罵する、等の事がなければ幸甚、若しありとすれば、少しは自ら恥ぢるといゝ。破廉恥は君子の尊ばざる所だ。私は彼等に敎へて上げたい。婦人は決して恐ろしい者でない事を。矢張り人間である、而も弱い人間だ、只性が違ふだけ、然し、性が違ふからと言つて交際が出來ない事はない彼等は婦人との交際を總て肉の交換と解してゐはしないか、少なくとも戀愛以外にないと信じてゐるのではないか（犬猫ではあるまいし）若しそうだとすれば實に哀むべき人達ではある。そして自分で自分の品性の下劣を證明してゐる。

人格問題は、性關係のみならず、談話應

對、起居坐臥、エトセトラ他にも種々あらう。然し玆時直接に感じた事を記するに止むる。そして大方同僚の猛省を促す。只、『汝の眞心に從へ』それだけで澤山だ。

十字街氏は言ふ、現下我が刑務界の最も重大なる缺陷は刑務所設備の不眞でもなく將又制度の不備でもなく寧ろ人格者に乏しいと云ふ點にあり」と、そして末尾に結んで曰く「刑務改良は刑務官の智識の方面よりも人格又は品性の方面に向つて一大刷新が要求されてゐる」と、至言である。

三、一〇、三〇

◇教務主任の訪問を受けて

練習生　宮崎　前野生

時の流は刻々として進み早鄕土を去りて茲に三月餘夢の如く過ぎ去りぬ。同願すれば思ひ出深い九月五日、練習生一員として末席を汚した僕には、愈々處女地帝土の都に旅立つ時はきたのである。此の前夜、私は唯喜びと而して不安とが、犇々として頭腦に次から次へと映じて熟睡すること能はず、唯々うつうつとして更行く內に鼠鳴は三聲を報じ、一濟の闇面は破られゆくのである。眼ろうとしても眠れない此の一夜、妻は何時起出たのか既に炊場より杓の音は洩れくるのである。ふと眼を開けば、茲に可愛幼な兒が二つの枕を並べすやすやと白川夜舟、父の門出も不知眠りおるのも何んと無く可愛、子供心は佛樣とや、こうとした子供の寢顏をしばし見て心に我が子の健在を祈り、而して井戶端に出づれば曉計らんや、相憎もしとりしとりと一根を打つ雨の音、嗚呼困つたなと一人言の如く嗟嘆を洩した、此の聲はいつしか愛妻の耳に這入つたのか、妻も同樣先から天氣を氣付かつていたものらしく、直ぐ樣其處に應答を受けた。併し勇は百倍し降れ雨、鳴れ雷、雷雨に恐る刑務官ではないぞと、着々と出發準備を急ぎ午前七時全く整ひ、而して隣家一圓に暫く別れを告げて驛へ足を踏んだのである。其處には早かうした降雨にも不拘、情ある多勞の見送りを受けた。殊に此の不安の降雨にも不拘、態々、刑務所長殿初め各看守長殿の御見送り實に身に餘る感謝の念　滾々として洩出、此の御懇篤なる所長殿の御言葉を載き彌々勇氣付けられた、併し健康第一と最後の御言葉を受けた此の瞬間、汽車は驛長の呼子にスタートは切られた、同時に御互健康を祈り祈られついざさらばと萬里の旅に別を告げ茲に初めて客車の人となつた。雨は益々猛烈に車窓を打ち行くのであつた……三日餘を過ぎた八日午后四時頃？昔を思ひ更る時一通の葉書は宿舍の奧樣の手に依りて配付せられたのである。直ぐ樣見れば今回開かるべき保護團體協議會に參加すべき岡田敎務主任殿、上京途次に發信せられたものらしく之には六日下關郵便局のすたんぷは鮮明に消印された通信であつた。同時に心に樂と喜とが交々として起り、且つ、御安着とを祈り指折り數へて待つのみ。時は過ぎて十二日午後一時二十分、Y生より僕に面會人と呼ぶ、此の時僕は刑訴を繙いて居た唯れだらうと思ふ此の瞬間、ピンと頭に響たのは敎務主任殿と直覺すると同時に扉を開くと其處にこにことして岡田敎務主任殿を見出したのである。僕も吾を忘れ飛付いた而して種々と話は傾刻に進み、過ぎし昔も亦新らしく樂しく話はきかされて別れを告げたのであつた。實にこうした慈悲深い敎務主任殿ある事は力強く感んぜざるを得んのである。

◇服制改正について

北支　F　E　生

服制の改正は職員と收容者双互に精神的融和と感化敎養の任にある職員の人格を向上發展せしむべく所謂明るい行刑の道程に外ならない。されば金線や銀線を鬻して規則や法律に拘泥し何等眞實なく、職務一遍の幽閉的人物等を威壓せんと云ふことは、絶對に無物である。何んとなれば、時代と隔世の現今なればなり。

要するに收容者は精神上の缺陷者、卽ち人情味に乏しきものなることを洞察し、職員の精神的發露が血も涙もある人情味に溢れて、彼我め心と心に人間として何等阻まりあらざらしめ、行刑の眞髓體得し、恰も一家の嚴父慈母の如く愚威周到なる血肉的精神をもつて其衝に當ることを忘れてはならない。

改正金ピカ銀ピカのフイギュアを眺め、身分が急に偉くなつたやうに思ひて、法の威嚴と威壓とを履き違へ、其運用宣しきを得ざらんには時代の趨勢に順應した理想的金科玉條も實效を奏せず却つて生きた行刑を枯死せしむるの結果を齎す恐れあれば改正の趣旨を含味納得し、行刑をして有意義に活用せなければならない。

殊に刑事被告人は未だ罪人でなく、裁判審理の結果、罪の有無を決する人なれば一般受刑者と異ることを辨へ、彼等に接しなければならないと云ふことを僕は未決刑務職員として痛切に感じたのである。

▼▼▼▼——

居房の增築に從事する二十餘名の受刑者が、赭色衣を着てこの寒空にも怯げず汗を流して懸命に働いて居る。彼等は建築に必要な技術者として、大阪刑務所より移送されて來た人達である。

自衣を纏ふた刑事被告人や、淺葱色衣を着た少數受刑者（炊事夫及掃除夫）を見馴れた僕にはこの赭色衣を眺め、彼等は如何なる感じを懷いて居るであろうかと、一種言ひ知れぬ感じが湧き出づるのである。

時代の變遷に監獄と言ふことは形式實質の當面より消へ失せ、我々腦裡の根底にも監獄と言ふ何ものをも見出すことは無いのである。既に職員の服裝も改められた現代に何故にこの忌しい赭色衣のみが取り殘されたのであらうか？

古き經驗を有する刑務職員と雖もこの赭色衣を眺め彼等は獄衣を着て作業に從事して居ると言ふやうな謬見があつてはならない。仄聞するにこの赭色が淺葱色に改正されんと。僕は其實現の一日も早からんことを切望して止まないのである。

◇思ふこと二ツ三ツ

豐多摩　巴波生

矯正図書館

一、現在の教誨が宗教的信念を基礎として施行するからには、彼等の教養感化に直面する教誨師以外の刑務官殊に看守に於て、宗教信念を持ち、常に神佛に對して、敬虔の念を持つて、佛前は勿論教誨堂に入つた時、又は教誨前の讀經の際などには率先して、脫帽禮拜して苟且にも彼等の面前で神佛の存在を否定したり、批判したり不要を論じたりすることのないやうにする必要があると思ふ。

二、居房内に花卉類や風景畫等を佛へて收容者に見せたならば、自然美を愛賞する即ち優し味を持つて來るから情操的教育の一助となると思ふ。

三、釋放の際にカビ臭い匂ひのする襤だらけの着物を着て出ると、人目を引き、社會の人々の美しい着物が特に目につき、自己の身裝ひが如何にも釋放者であるとしか見えないやうで、そう思つた時泌み〳〵世に容れられない、賴りない身と感じて、改悛の情までぐらつきそうになつて來るから、釋放前には必ず領置の衣類を洗濯手入して置いてやる必要があると思ふ。

◇護送の一日

高岡　松井生

本月二日不敬罪といふ罪名で體刑處分になつた某を福井支所へ護送するため、四日壹番列車の人となつた。其の先、夫思ひのサキ　オット妻は飯の用意やら出發の準備やらで頻りと貞淑振りを發揮した事は勿論であるが、僅か齢滿二歳に滿たざる一人息子何時もならば白川夜船と洒落てゐる處、今朝は如何なる時の巡り合せか早くから寢床を離れ、廻らぬ口で何にか謂つてゐる。其の聲は土産物を強請る歟にもなれば又樣々に悟られ、流石の私も其の愛らしき姿に惚れ惚れして思はずキッスを與へた。傍らに其れを見てゐた妻は其の圓滿振りのホームには滿足したかの樣に笑を湛へてゐる。出發に當り母の口添で左樣ならの其の聲は今尙車中の吾が頭には夫れから夫れへと浮んで來る。時は倶利加羅の隧道も間近く、曉の鷄鳴も破られて今は全くの間晝となつてゐる。斯くしてふと傍らの手錠嚴しく押送途中にある彼れの姿を見出したときには熟〳〵人生なるものの悲哀を覺へた彼れとても過ぎし昔は斯る愛らしき幼き時代あつたのに、今は如何なる惡魔の襲來か如何なる心の狂ひかは知らねども洪じて斯樣な事は豫期せなかつたであらう。必ずや未來の大官を夢見てゐた事であらう。又其の親は嘸ぞかし頭が錯亂して歎いてゐることだらう。本人は改心の上無事出所して正業につくを期待してゐることは疑ふ餘地もないが、其の曉には此の世智辛い世間が彼れの要求を完全に受け容れるか否やは疑問として、不幸前科者なりとして侮りを受けんか、折角の彼れの望もたゝれて如何なる場面が展開するか計り難し。何卒一度は二度と斯樣な失態を釀さざる樣私は彼れのため心から祈つた譯だ時は九時車中の人は世間話に餘念がない。福井驛も近くなつた。彼れとの別れも暫しの後次の見ゆるときは何時か等と考いたときには漫ろ哀別を感じた。

◇晩秋初冬

高岡　松井生

木の葉が半ば落ちた。殘る葉は全部採色られて紅葉と化した。繁つた公園堤防の公孫樹は今は骨あらはれて晩春の胡蝶にも似たる樣に殘葉がなほ此處其處に縋りついた樣はあはれである。又梢の雀は雨に濡れて肅然としてゐる。人は雨傘さして何處かへ行く。木枯が身にしみて寒い雨は未だやまぬ、其れに風さへ加りてより以上物寂しい鳴呼、晩秋だ、初冬だ、昭和三年も今は暮れんとしてゐる、余輩とても晩秋ならずとも初秋のシーズンだろう將に人生の終りも遠くはない、此處に於て何をか考えん一夜造りなりとも奮發努力がしてみたい、學窓時代に口すさみし、　青年易老學難成
一寸光陰不可輕　と云ふ詩の一絕が浮んだ。

◇不愉快

北區支所　城丸生

不愉快を思み樂しく其の日を送りたいのは何人も欲する處であらう。然るに今更主義を變更する樣な弱虫にもなれないし、それかと見ふて不愉快又不愉快何時までも超然として耐へ得るか余輩自からが疑問である。

是でも非でも御最も主義が世渡り上手で今日の處世上必要條件らしいが、余輩は此れを希望しないのである。官衙も會社も此の種の特質をそなふる所の人物が有利な地位を占めつゝあることも萬更聞かないでもない。

其は今日のみならず古今の歷史を渉獵しても佞奸なる人物の用いられた時代のるあ事は珍らしくない。腐敗した此の世相を認識して樂しむ事が出來ない、何んと言ふ輕兆浮薄な世の中であろう。余輩は或る日泥棒樣の樣を檢事の許に引出した事がある、泥棒樣は巧言百舌平身低頭檢事の歡心を乞はんがの罪惡を隱蔽し、罪の輕減ならんことを欲するが爲めにして、彼等が直に改善心になつたのでもなければ正直になつたのでもあるまい。然し此の種の方法を以て大いなる收獲を得たものゝある事は余輩の日常考へさせられる現象である。獨り泥棒樣ばかりでない一般社會の傾向が然りであるから驚かざるを得ないのである。上司にペコペコで一見眞面目に見えたら直ぐ樣眞面目にし之れに反する態度の人物は不眞面目と直感するから大きな禍が生ずるのである、眞面目と眞面目相に見えるのとは其處に大きな隔のある位の事は御承知が願ひたいものだ禮儀以外のペコペコと禮儀以外の觀心は必要ではないではないか實力の競爭をするのかペコペコの競爭をするのか、何れか効を奏するのか凡夫の余輩には判斷に苦しむのである。ある價値を認めて貰ふのにペコペコの要はない筈であるない價値を認めて貰ふとするから其處にペコペコの要もあれば無理もあるのである。

時代は實力を要求して止まないペコペコを要求してゐるのではない。聖代の今日聞や、系や、藪や、ペコペコ容れられる事は相像だに許さない處である。然るに事實は然らずして之等の因緣が否として斷たれずこれが爲め野無遠賢と誹ふを許さないらしいのだ。上下の別なく反省すべき秋ではあるまいか。

矯正図書館

◇第二信

練習生　栃折越人

敬愛する正陽兄、小生は今机に頬ひぢをつき乍ら冷たい窓硝子を通して、冴へ渡る月を見つめつゝ第二信を兄に贈る事を欣快に思ふのであります。

六ケ月の練習期間も三分の一を瞬く中にすごした今日此頃の帝都は、コスモスもダリヤも殿れて一秋の夜にものゝ響は絶へぬれどそこともわかず啼く虫のこゑ」と土江苔歌が歌ふた其の虫の聲すら聞かれなくなりました。これからいよ〳〵秩父颪に木枯塞くなるのかと思ふと遣る瀬ない心が湧いてきます。

四、五人の同僚が部屋の角火鉢のぐるりへ集ると、煙草を吹かし乍ら直ぐ話は originに正月にかけて四貴ることを樂しげに語るのです。人情として尤もでしよう。小生も同感だけれど、此處で學生氣分となり正月を迎へると云ふ事は初めの終りだから、ミツシリ其の氣分に浸りたい積りであります。今月からは午前九時から午后三時までの五時間援業となりました。未だ筆記に馴れぬ小生は歸舍してから、ノートの整理に我乍ら判斷に苦しむ事が多いので、こんな事で卒業試驗に應ぜられるだらふか、其時は定めて屠場へ曳きずり出される牛の樣であらふと、思ふと哀れぼつくなります。之に反しガラン〳〵が鳴ると、食堂へ繰込む時の威勢のよい自分の格好が滑稽で吹き出されそうで、其れと之れとを對照すると實に恥かしくなります。

練習生は氣が緩んだ爲ではないのですが、起居動作につき左記の樣な注意書が廊下に張り出され、事を聊か遺憾に思つて居ります。

一、便所デ煙草ヲ吸ハヌ事、二、洗濯物ハ馬穴ニ漬ケテ置カヌ事、三電氣ハ朝ハ必要ナイト思ヒマス、四、ドテラヲ着テ外出セヌ事、五、格子ニ洗濯物ヲ掛ヌ事、六、床ニ入ツテ讀書セサル事、七、洗濯場ハ御互ニ御注意ヲ願ヒタイ。八、御用ノ時ハ室内机ノ上等今少シ整フテ頂キタイ外カラ見テモ餘リヨクナイト思ヒマス、

◇御大典奉祝便り

小倉　愛宕生

十一月十四日大嘗祭の御儀の執り行はせらるゝ當日でありました、前夜深更まで降りつゞいた雨は見事に止んで靈低しけれども風やはらかに正に絶好の奉祝日和でありました。

この日吾々職員一同は玄海の白波を脚下にみおろし六連島や藍ノ島を指呼のうちに收むる風光絶佳の愛宕山上に万國旗も美麗な會場を設けて家族慰安會を兼ねて御大典奉祝大運動會を開催しました。

先づ會長の開會の辭があつて競技がさ開始されました。競技は何れも一糸紊れぬ紀律的訓練の下に支所長の常に唱へらるゝ武士道的精神新らしい言葉で所謂スポーツマンシップとでも云ひませうかーを遺憾なく發輝してそれからそれへと愉快に進んで行きました而うして來賓並に家族の提灯競爭やらスプーンレースなどもあつて各科の對抗リレーを最後に終りました時に午後一時、引續ひて福引の餘興があつて青天井に席を

敷ひて宴會にうつりました。

然して今日だけは所長以下小使に至るまで日頃のいかめしい階級意識を忘れて手製の握り飯をばくつきながら和氣藹々裡に　天皇皇后兩陛下万歳を三唱して散會しました。

尙この日特によろこばしく感じたのは來賓として平素事務上關係の深い越川支部部長石塚上席檢事以下多數の裁判所職員の見えられたことでありました。　一一、一五

◇私し事

三岳生

『毎日朝は早くから、夜はおそくまで、御苦勞かけてすみません、今年こそは屹度努力して練習所へ入所させて戴きます、その時は御母樣の御希望通り、桃山御陵に、本願寺に明治神宮に、淺草寺にと御案内して未來迄の來福をお願ひ致しましよう、今しばらくの御辛棒を願ひます』『何んで苦しい事ありますか、是が私のつとめなのです、而し此一心が神に通じて、若し上京出來る樣になつたら年來の望みが達せられるかと思へば、どんな苦しい仕事でも手傳ふも致します』……

これは一日の勤務を終つて歸つた私と、母が飯臺を圍んでの晝ての對話であつた、後母子の願は叶つて希望通り上京の命令に接す事が出來た。母はこれを涙を流して喜んだ。而しこの喜びは束の間で又悲しみに變つて了つた、『練習生は絶對に散宿を許さず』此一事によつて母の絶望、悲歎の狀は側で見るに堪へなかつた、父の生前から東京見物のためにと貯金した二十年餘りの涙と血の結晶とも云ふべき、通帳を眺めると私も職務を拋つても、母の願ひは叶へてあげたい氣がするのであつた、母子は沈默の中に双の眼とそうして泪は双の眼に溢れたしかし母子は總て斷念めて來るべき運命を開拓すべく希望を抱いて西と東に潔く別れるべく決めた。

◇さる日の日記

石田惠人

十一月十日は惠まれた一日であつた。自分は此の休暇に許されて九日夕刻出發十一日歸舍した。

二ケ月目で會ふた親父、七才の腕白妻も皆衰ねず待つて居つた九時半から時の移るも知ず午前一時半迄語り合ふた。

翌朝午前八時三十分役所に行きましたが最早所長殿には登廳す可く正門前に參られて遠く余の姿を見止て立止つて滿面笑味を浮べて三才の兒童を迎えるが如く、余は餘りの嬉さしに言葉さえなかつた。

夫から事務所護休憩所を訪ねて留守中の禮を述べ今日の盛儀を壽ぎ申し今九時式典に參列舉行後職員一同の紀念撮影を爲し十一時から所長殿に伴はれて參りますれば恐縮の他ない奥樣の御心盡しの數々に歡待を忝ふし「ジヤス」君迄余を忘れず喜んで服飾さへモギ取つた程であつた。午後一時半早く禮を述べ辭して我が主任宅に參り、主任曰く盛典を謳く意味に於て」とお進めせられて又々數萬御馳走になつた。

二時半役所に參り三時の萬歳を奉誠を單めて所長先唱の下に三唱して午後四時から所

長室に於て入所後の偶感を打語りまして知ず〻六時四十分迄。

折柄雁の方參りまして所長嚴電報をと直に開被　聖慮畏し(恩赦)減刑の御沙汰なので一見再見直に所長一般幹部に其旨命令あつて職員一同は時を移す準備に取掛つた小生も見習として提灯片手に舍房に着かせて頂いた、出房の際放客者に對し「夜は寒いから風を引かぬやう帶や胸紐を結でれ〓」と一般に希望を述べた處が喜んで余の言を迎えて吳れたので私かに喜んだ此の樣な次第で最も靜肅裡に七時十分敎誨堂に集合所長より嚴かに聖慮畏し(恩赦)減刑の言渡と共に懇篤な御訓諭あつて同七時五十分式を了へた歸房せしめたが最初一同の動作に幾分の杞憂ないでもなかつたが意外の靜肅さに所長殿は勿論幹部竝に信愛する同僚に對し却て心佗ら思ふた事を恐察して内心詫た次第であつた斯して職員は九時三十分頃歸宅の途に着いた。

ことに此日は萬事が嬉しく樂しく目出度まく、そうして意義深い徳澤惠まれた佳き一日であつた。

◇日記の一節

練習生　けぶり記

十月二十七日　土曜日　晴天

吾等練習生に惠まれた見學日だ、殊に今日は秋晴れ。午前八時に大井驛前に集れとのお達しがあつたので、早く七時に宿を出る、有樂町から省線。時間前にゝ集る。

鐵道省大井工場、大きな建物の中に一般に希望を述べた處が喜んで余の言を迎えて吳れたので私かに喜んだ此の樣な次第で最も靜肅裡に七時十分敎誨堂に集合所長より嚴かに聖慮畏し(恩赦)減刑の言渡と共に懇篤な御訓諭あつて同七時五十分式を了へた歸房せしめたが最初一同の動作に幾分の杞憂ないでもなかつたが意外の靜肅さに所長殿は勿論幹部竝に信愛する同僚に對し却て心佗ら思ふた事を恐察して内心詫た次第であつた斯して職員は九時三十分頃歸宅の途に着いた。

ことに此日は萬事が嬉しく樂しく目出度まく、そうして意義深い徳澤惠まれた佳き一日であつた。

◇見たり聞いたりして

練習生　阿部敏夫

十月の六日八王子の少年刑務所を見學せし時同所の所長さんより收容者に對し自由採食を施行せる事を承り初めて我意を充たされし如く感じたその後練習所に於て岡部講師より各自食事を最も有效にせよと云ふ事に付き種々聽講す同じく練習所に於て芥川講師より收容者の榮養に付て專門的の講義ありこゝに於て從來自分が考へ來りし收容者に對する個性の研究と云ふ事が痛切に感じらるゝ。

現代の科刑觀念の一半が犯人主觀主義にあり行刑又收容者主觀主義にある今日收容者の個性を考慮することなく率を以て或は客觀的に或は職員を中心としたるが如き收容者の處遇方法が平然として今日行はれ居るが如き事はあらざるや。

例せば收容者給與食に付て個性本位にあらずして何々作業に從事する者には何等食と定められ個人の健康體質年齡能率の如何を問はず一律の何等食然も體質或は能率の關係等にて事實上給與食に不足を來せし時他人の殘飯を食してすら懲罰事犯となるが如き同じ作業に從事する者の中にも體質の關係或はより以上の能率を擧げんとしたる時空腹を覺りて先づ叱られぬ程度の作業に從事せんとするが如き事ありとすれば職業訓練上如何なる結果を招來すべきや右はその一例に過ぎず。

收容者の爲めにする處遇か個性を研究しこれに重きを置ずして適應せざるが爲め行刑本來の目的を達せられざるが如き事多々あり改過も遷善も乃至職業訓練も個性の研究に依て適切なる處遇を施してこそ行刑の目的は達せらるべきなり。

私は見學の度に聽講の度に個性の研究を痛感し之れに適切なる行刑を望んで止まない者である。

◇修養機關設置に就て

松江泉生

先ず、人を正さんとせば己れ自らを正さなければならない事は自明の理である、苟も吾人は受刑者を改過遷善せんとする重大なる職責なるが故に常に是に對する研究を爲し修養を積み、彼等を敎化改善する丈けの素質を涵養しなければならない、然るに定規の敎習を終て以來常に喘々として劇務に追はれ自ら研究し修養を積むの機會に惠まれないので、進歩はおろか退歩するの實狀であるのは遺憾に堪ない、然しながら一面又、吾等が研究し修養を爲す機關の設置がないからである事を痛感するのである。

爰に於て修養會或は研究會等の名目にて機關を創設し幹部自から指導者となり、或は專門家を招聘し職員の人格的練磨に努め修養を爲すならば期せずして行刑の實績の擧る事を確信するのである。

◇和歌

松本上條求

奉　祝

大君の今日のよき日をことほぎて
香りそへけり黃菊白菊

○

しくも今日は晴れたり平安の
　　舊き都に御大典の日を

○

萬歳の聲は四海に滿ち〳〵て、
　　赤き心や灯火のかげ

恩赦の詔書を拜して

大君の惠みくまなく滿ち〳〵て
　　日かげの草も露にうるおふ

○

有難き君の惠にうるおいて
　　涙にくれゝ哀れ科人



刑政第42巻第1号
矯正図書館

◉教會堂改築落成式竝入佛式狀況報告

三池刑務所に於ては本年五月十九日教誨堂の改築に着手し工を急ぎつゝありしが時恰も工程既に過半を竣りたるにより佛合龍其他佛具の修繕をなし更に莊嚴を新にし新裝の教誨堂に一層の光彩を添へしめ去る九月廿三日秋季皇靈祭の日を卜し左記プログラムを以て午前十時より入佛式竝に在所中死亡者の追吊法會を執行致候勤式には當所教誨師の外大牟田市及附近の各宗僧侶來勤都合拾名に及び大牟田別院輪番波多布敎使導師となり音吐朗々として五井調和し前例なき奏樂の哀調は切々として心琴に迫り參拜せる一千三百余名の收容者は嚴然として微動だにするものなく何れも殊勝の法莚に値ひ感激の色を滋へ隨喜の涙を流す者さへ認められたり尙波多布敎誨使更生の題下に敎誨せられたるが一語を發するものさへなく謹聽せり

退場午後二時來賓には三井礦業㈱長片山眞五郎同宮し原坑主任渡邊眞熊本醫科大學々長代理醫學博士竹屋男網大牟田警察署長松本佐吉諸氏其他多數あり吹奏者一同には供物を頒與し來賓には職員倶樂部に於て晝餐を饗應し主客聯談和氣藹々の裡に散會せり。

一、奏樂中參列者入場
一、告示　所長
一、讀經（市及市附近の各宗僧侶）
一、樂
一、式辭　所長
一、燒香　職員來賓收容者各惣代
一、御文章　敎務主任
一、敎誨　波多布敎使
一、奏樂中退場

以上

◉入佛式告諭文

繼新昭和三年九月廿三日秋季皇靈祭ノ日ヲトシ入佛式ト共ニ在所死亡者ノ追吊法會ヲ行フニ方リ紳士各位ノ貴臨ヲ辱フシ式場ニ陳列タル先彩ヲ添ヘタルハ小官ノ光榮タルノミナラズ本所ノ受刑者ノ爲メニ感激措ク能ハザル所ナリ

本敎誨堂ハ明治十八年三月ノ建設ニ係リ殊ニ精神敎化上重大ナル任務ヲ有スルモノナルニ拘ラズ世ノ進運ニ伴ハズ依然トシテ舊態ヲ改メザルモノ既ニ久シク遺憾亦尠ナカラズ余赴任以來深ク是ヲ憂慮セシガ昭和三年五月廿九日之ガ改築ニ着手シ工ヲ急ギタルニ恰カモ好シ今ヤ工程過半ヲ竣リ新裝ノ敎誨堂ニ尊像ヲ安置シ建設以來未曾有ナル莊嚴ノ法莚ヲ布キ在所中死亡者諸子ノ靈ヲ祭明ルヘク得タルハ實ニ感慨ニ堪ヘザル所ナリ

顧ミレバ明治十六年以來當所ニ收容セラレタルモノニシテ不幸病魔ノ侵ス處トナリ或ハ不慮ノ災禍ニ遭ヒ遂ニ不歸ノ客トナリシモノ其數實ニ二千四百拾七名ニ及ブ人生ノ悲慘之ヨリ大ナルハナシ蓋シ一朝國法ヲ犯シ囹圄ノ身トナリシモ皇恩無窮敎化周到常ニ佛陀慈光ニ浴シ釋然トシテ轉迷開悟シ他日國ノ忠良トナリ鴻恩ニ酬ヒ奉ラント期待シセ處ナルベシト雖モ遂ニ其甲斐ナク千載ノ恨ヲ呑ミ長ヘニ消エ畢シヌ

於是テ本日盛大ナル佛式ヲ行ヒ莊嚴ナル法莚ヲ布キ諸靈ノ冥福ヲ祈ル所以ナリ希クハ參會ト爲シテ參ケ

昭和三年九月廿三日

三池刑務所長正六位勳五等引野信夫

◉青森刑務所入佛式概況

青森刑務所敎誨堂竣工を告げ本派本願寺より阿彌陀佛尊像の寄贈を受けたるを以て九月二十一日を卜し午前十時より莊嚴なる入佛式を擧行せり

當日特に本願寺より社會部長藤音得忍氏を派遣せられ亦來賓として青森縣知事、山田檢事正、青森市長其他各官公衙軍隊學校長各宗僧侶竝に保護會關係者約六十名に及べり

受刑者一同を敎誨堂に集め來賓竝に各職員入堂席定まるや川村所長擧式の辭を述べ次で一同起立の裡に川村所長恭しく除幕するや藤音社會部長道師となり勤行を終て佐竹敎務主任表白文を朗讀し川村所長の式辭來賓青森縣知事の祝辭等ありて職員總代竝に收容者總代の燒香終るや藤音社會部長一場の敎誨を爲し滿堂敎百の受刑者に多大の感動を與へ佐竹敎務主任閉式の辭を以て莊嚴裡に滯り無く午前十一時三十分終了せり式後佛前供物を分與し來賓は別室に於て粗宴を催し晝間行刑の本義竝に司法保護に關する談話の交換等有益なる會合を爲し全く退散せるは午后一時なり

◉京都刑務所宮津支所入佛式竝追弔法會執行狀況

昨春三月奥丹後の地を震撼せしめたる稀有の大震災に際し宮津支所敎誨堂大破し到底姑息の修理も無覺束爾來改築工を起したるに漸く本春を以て竣工を告ぐるに至るを以て去る六月の交に於て之れが入佛式を擧行せん〻計畫中偶々支所長の交渉且つ相前後して敎誨師の異動等の爲め荏苒延引中の處十月二十八日を卜し例年行ふところの在職中死亡者竝に在所中死亡受刑者の追吊法會をも兼ね當日午前十時三十分より擧行せるが本派本願寺よりは曾て多年敎誨師として令聞の高かりし那須寂湛師（氏は今より約四十年前同支所敎誨師として着任し敎誨堂創設に多大の盡力を拂はれたる緣故者）を導師として派遣せられ夫れに丹州憲濟會關係其他篤志寺院住職六名來賓并隣宮津區裁判所監督判事外遺族等參列あり先づ支所長より一同に對し擧式の旨を告知し那須寂湛師導師の下に叮重なる法要の勤修あり終つて飯田刑務所長伊勢谷支所長燒香竝に吊辭朗讀來賓遺族職員の燒香あり續いて受刑者總代に燒香せしめ次に那須師の祖先崇拜に關する懇篤なる敎誨を施したるに滿堂寂として聲なく中に感極まつて暗涙に咽びたるもの多きを認めたり而して式後收容者一同（當日女受刑者現在百四十二名）に對し供物の菓子饅頭等を頒與したるに一同眞に感激したり

辞令 叙任

各通

朝鮮總督府典獄補　大佐藤澤利雄之（普州）
朝鮮總督府保健技師　佐藤壽雄（平壌）

叙正七位　十月一日
朝鮮總督府通譯生兼看守長　林　喜　贊（京城）

叙正七位　十月二十五日
朝鮮總督府保健技師　鮎　澤　藏　金泉）

十級俸下賜　同　人

叙従六位　十月二十七日　同　人

願ニ依リ本職ヲ免ス　十月二十六日　同　人

□□□行刑統計□□□

昭和三年九月中入出監竝月末在監人員（△ハ減）

Prison Population during the Month of September 1923

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		37,429	3,536	3,246	37,719	37,429	37,165	290	554
刑事被告人		4,061	3,513	3,610	3,964	4,031	3,145	△ 97	819
勞役場留置者		306	503	477	332	306	295	26	37
乳兒		9	4	6	7	9	4	△ 2	3
總計	男	40,988	7,344	7,137	41,195	40,988	39,801	207	1,391
	女	817	212	202	827	817	805	10	22
	計	41,805	7,559	7,336	42,022	41,805	40,609	217	1,413

備考　内朝鮮人受刑者男938人、刑事被告人男90人アリ。

矯正図書館
刑政第42巻第1号

矯正図書館

昭和三年九月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Month of September. 1928.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳児 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.058		1.058										1.058		1.058
市谷 Ichigaya	153	16	169	△ 60 779	△ 1 22	△ 61 801	44		44				1.036	39	1.075
豊多摩 Toyotama	942		942	90		90							1.032		1.032
巣鴨 Sugamo	1.873		1.873										1.873		1.873
横濱 Yokohama	61	8	62	△ 4 146	1	△ 4 147	12		12				776	9	785
千葉 Chiba	748	3	751	△ 1 18	1	△ 1 19	3		3				770	4	774
水戸 Mito	379		379	53	2	55	7		7				439	2	441
宇都宮 Utsunomiya	484	148	632	△ 3 16		△ 3 16	4		4				507	148	655
前橋 Maebashi	1.100		1.100	△ 6 46	2	△ 6 48	9		6				1.164	2	1.166
静岡 Shizuoka	615		615	△ 11 67	5	△ 11 72	6		6				693	5	701

甲府 Kōfu	502		502	△ 1 27	2	△ 1 29	6		6				536	2	538
長野 Nagano	589		589	△ 3 30	4	△ 3 34	2	1	3				624	5	629
新潟 Niigata	352		352	△ 10 41	4	△ 10 45							403	4	407
京都 Kyoto	841	141	982	△ 3 91	2	△ 3 93	7		7	1		1	943	143	1.086
大阪 Osaka	2.870	5	2.875	△ 23 422	△ - 1	△ 24 433	40	4	44		1	1	3.355	22	3.377
神戸 Kobe	1.500	3	1.503	△ 8 196	7	△ 8 203	15	1	16				1.719	11	1.730
奈良 Nara	713		713	39	1	40	1		1				753	1	754
滋賀 Shiga	482		482	△ 8 10		△ 8 10	5		5				505		505
徳島 Tokushima	411	5	416	17	1	18	3		3				431	6	437
高松 Takamatsu	672		672	△ 6 28	1	△ 6 29	6		6				712	1	713
高知 Kōchi	691	8	702	△ 2 26	2	△ 2 28	9		9				731	10	741
名古屋 Nagoya	1.607	69	1.676	△ 2 153	△ 2 3	△ 4 156	12		12		1	1	1.774	73	1.847
三重 Mie	655		655	41	1	42	3		3				699	1	700
岐阜 Gifu	532		532	△ 5 37	4	△ 5 41	6		6				580	4	584
金沢 Kanazawa	649	19	668	75	1	76	1		1	1		1	726	20	746
広島 Hiroshima	1.181	69	1.250	△ 12 123	6	△ 12 129	9		9		1	1	1.325	76	1.401
山口 Yamaguchi	549	2	551	32	1	33	9		9				589	4	593

刑政第42巻第1号

矯正図書館

岡山 Okayama	837	2	839	△11 76	7	△11 83	24	1	25				948	10	958
松江 Matsue	606		606	△1 29	1	△1 30	1		1				637	1	638
松山 Matsuyama	553		553	△1 50	4	△1 54	9		9				613	4	617
長崎 Nagasaki	708		703	△2 53	2	△2 55	8		8				771	2	773
三池 Miike	1.251		1.251										1.251		1.251
福岡 Fukuoka	1.550	71	1.621	△10 197	△1 2	△13 199	19		19		1	1	1.778	75	1.853
大分 Oita	380		380	△3 33	1	△3 34							416	1	417
熊本 Kumamoto	908	2	910	△3 49	2	△3 51	5		5				965	4	969
鹿兒島 Kagoshima	434	28	462	△4 21	4	△4 25	2		2				461	32	493
宮崎 Miyazaki	337		337	△1 32	2	△1 34	2		2				372	2	374
沖繩 Okinawa	340	6	346	47	△1	△1 47	1		1				388	7	395
宮城 Miyagi	703	54	757	△2 52	1	△2 53	1		1				756	55	813
福島 Fukushima	316		316	△4 11	1	△4 12	3		3				334	1	335
山形 Yamagata	212		212	△1 27	1	△1 28	3		3				243	1	244
秋田 Akita	404		404	△3 15		△3 15	11	2	13				433	2	435
青森 Aomori	298		298	17	1	18	3		3				318	1	319
札幌 Sapporo	977	29	1.006	△5 146	2	△5 148	5	1	5		1	1	1.132	33	1.165

(136)

函館 Hakodate	395		395	54		4							449		449
網走 Abashiri	479		479	1		1							480		480
釧路 Kushiro	276		276	△1 12		△1 1	1		1				280		280
小田原(少) Odawara (for juvenile delinquents)	258		25	1		1	1		1				260		260
川越(同) Kawagoe (ditto)	230		230										230		230
姫路(同) Himeji (ditto)	484		484	△4 11	1	△4 1	3		3				502	1	503
岡崎(同) Okazaki (ditto)	217		217	△1 10	1	△1 1	4		4				232	1	234
岩國(同) Iwakuni (ditto)	313		313	2		2							315		315
久留米(同) Kurume (ditto)	354		354	38		38							392		392
盛岡(同) Morioka (ditto)	218		21	19		19							237		237
北海(同) Hokkai (ditto)	112		112										112		112
八王子(同) Hachioji (ditto)	110		110	7		7	1		1				118		118
總計 Sum Total	37.031	688	37.719	△247 3.614	△6 11	△233 3.731	321	1	332	2	5	7	41.1	82	42.022

(137)

刑政第42巻第1号

行刑局長通牒

○

◎諭激思想懐抱者報告記載方ノ件

（昭和三年十月三十日行甲第二、〇〇九號）

九月二十九日行甲第一六七三號ヲ以テ通牒相成候標記報告方ノ件中個性調査報告ニハ左記ノ事項必ス記載相成候樣致度候

記

一、家庭狀況欄ニ妻子ノ有無（內緣ノ妻ヲ含ム）ヲ記載スルコト

二、前科（思想犯罪）アルモノハ備考欄ニ記載スルコト

◎刑ノ執行終了年月日通知ニ關スル件

（昭和三年十一月六日行甲第一、八九六號）

標記ノ件別紙ノ通訓令相成候處右ハ裁判所竝檢事局ニ在リテハ累犯加重適用上必要ナルノミナラス恩赦ニ關スル調査上極メテ緊要ノ事項ニ屬スルヲ以テ爾今洩レナク御通知相成候樣致度候

追テ本件通知ハ一ケ月分ヲ取纏メ御通知相成度候

○

編輯後記

□ 目出度き大禮の年を送りてこゝに昭和四年を迎へることゝなつた、新しく維新の名を冠せられる昭和時代！吾々は、こゝにはつきりと吾々の立場を認識することによつて、新しき文化の創設にいそしみたいものである。

あらゆるものに對する批判と創造——それこそ新文化の基調であらう。

而てこれは、たゞ新日本の建設でなくして、嬉て世界への警鐘であり、主流となるべきものであらう、新春の慶賀を申し上げると共に、吾々の念願をさゝげておきたい。

□ 本號には、家庭欄や趣味欄を缺いてやゝ硬くなつた。之は、紙數其他の都合でやむを得なかつたので、漸次この方面より開拓したいと思ふ。

□ 然し、永年勤續功勞者の御感想をかくの如くに頂戴することが出來たことは、本紙のために誠によろこばしいことで深く感謝するところである。これによつて今月號は、特に異彩を放つことが出來た。

□ 論說や資料ばかりでなく、此後は、隨筆や趣味的なものゝ御投稿をお願ひます。なるべく平假名で原稿用紙に。

□ 懸賞論文は、愼重に愼重をかさねて審査されてゐるのと、豫想外に多數あつたので、豫定よりおくれたが、二月號には發表しうることゝ思ふ、今年中に決定を見るはづであるが、編輯に間に合はない。右お斷りします。

輔成會が、分離したので、殘つた協會の事務は、めまぐるしいまでに繁忙いろ〳〵至らぬ點があるかもしれないが漸時のところ御用捨を願ひます。

轉居

東京市牛込區富久町六〇

芥川信

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	五號活字半段一行	金一圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊（稅共）	金三圓	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年十二月二十日印刷納本
昭和四年一月一日發行

發行兼編輯人 東京市麹町區西日比谷町一番地 住江敬義
印刷人 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 五島林太郎
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麹町區西日比谷町豐番地 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第42巻第1号

矯正図書館

Volume XLII Number 1

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

January 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

The intermediate supervisory Agency
in Penal System ..... (*Editorial*)
The Regensdorf prison of Switzerland ..... T. Moriyama
On the Wardenship ..... S. Arima
My thirty Years as a Prison Chaplain ..... J. Kono
Pseudo-science and the Problem of
Criminal Responsibility ..... C. O. Weber

Current Issues .....
Prison Statistics .....

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.